

鳥取県国民保護計画

作成：平成17年7月

変更：平成29年6月

鳥 取 県

www.pref.tottori.lg.jp

はじめに

この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、単に「法」という。）や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、「事態対処法」という。）等の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、鳥取県内にいる全ての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

県は、市町村及び関係する機関と連携し、この計画を基本にして、リーダーの勇気ある指揮のもと、住民を守るための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を臨機応変に行います。

住民の皆さんには、この計画の目的をよく理解してもらい、自主的に必要な協力をお願いします。

国民保護に関する基本的方針

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、次の事項に留意し、国民保護措置に関する基本方針とします。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

法の下での平等	憲法第14条
苦役からの自由	憲法第18条
思想及び良心の自由	憲法第19条
表現の自由	憲法第21条
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

(2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

個人の公共的負担	土地等の使用	法第82条
	物資の売渡しの要請等	法第81条
	医療の実施の要請等	法第85条

社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第102条
	警戒区域の設定	法第114条
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法第108条
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第125条

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事（法第85条第1項・第2項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1項・第2項）
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）	
訴訟に関する事（法第6条、第175条）	

※ 県は、これらの手続に関連する文書について鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づき設定した保存期間が満了するまでの間、適切に保存するとともに、必要に応じて保存期間を延長します。

3 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮（法第7条）

- (1) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (2) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮
- (3) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

4 国民に対する情報提供（法第8条）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

5 関係機関相互の連携協力の確保

県は平素から、国、市町村及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

6 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

7 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意します。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

国民保護措置を行う人の安全の確保

1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。（事態対処法第17条）

2 安全配慮義務

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。（法第22条）

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予測される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、法第79条
3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条
8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

3 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

次を参照してください。

- (1) 第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様、1 この計画が対象とする事態、(1) 武力攻撃事態等の想定、イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設
- (2) 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ) 生活関連等施設の安全確保

この計画の対象とする事態

弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争（L I C）などの「新たな脅威」が高まっており、この計画では、これら新たな脅威への対応についても計画しています。

他方、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などが生起する可能性は低下していると思われますが、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、県として備えます。

この計画の使用に当たって

大規模なテロにおいては、この計画の武力攻撃事態等を緊急対処事態に、国民保護措置を緊急対処保護措置に読み替えて使用してください。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起こり、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ主動的に対策を行うことが必要です。

このため、この計画についても、随時必要な修正を行っていきます。

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、次のとおりです。

1 地域等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥 取 県 東 部 地 区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥 取 県 中 部 地 区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥 取 県 西 部 地 区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要 避 難 地 域	住民の避難が必要な地域	法第52条
6	避 難 先 地 域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法第52条
7	受 入 地 域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
8	被 災 市 町 村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法第119条(「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない)

2 機関名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	県	鳥取県	
2	公 安 委 員 会	鳥取県公安委員会	
3	警 察 本 部	鳥取県警察本部	
4	消 防 局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
5	国 対 策 本 部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部	事態対処法第10条、 事態対処法第23条
6	国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関	
7	県 対 策 本 部	鳥取県国民保護対策本部	法第27条
8	市 町 村 対 策 本 部	市町村国民保護対策本部	法第27条
9	県 緊 急 対 策 本 部	鳥取県緊急処理事態対策本部	法第183条
10	市町村緊急対策本部	市町村緊急処理事態対策本部	法第183条
11	国 現 地 対 策 本 部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
12	県 現 地 対 策 本 部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第28条
13	受 入 本 部	避難先で避難する主体	
14	国 対 策 本 部 長	事態対策本部長	事態対処法第11条
15	県 対 策 本 部 長	鳥取県国民保護対策本部長	法第28条
16	市 町 村 対 策 本 部 長	市町村国民保護対策本部長	法第28条
17	指 定 行 政 機 関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
18	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
19	指 定 公 共 機 関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
20	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
21	陸自第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
22	海 自 舞 鶴 総 監 部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
23	空 自 第 3 輸 送 航 空 隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
24	日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
25	N T T 西 日 本	西日本電信電話株式会社	
26	NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
27	N T T ト コ モ 中 国	株式会社NTTドコモ中国支社	

番号	用語等	定 義	備 考
28	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
29	県医師会	公益社団法人鳥取県医師会	
30	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
31	県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
32	県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
33	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
34	日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
35	山陰放送	株式会社山陰放送	
36	山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
37	県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会	
38	県LPガス協会	一般社団法人鳥取県LPガス協会	
39	県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会	
40	県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会	
41	県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
42	県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)	
4	災 対 法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
5	買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)	
6	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
7	自治法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
8	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
9	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	
10	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)	
11	医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	
12	生物兵器禁止法	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第65号)	
13	化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律(平成7年法律第65号)	
14	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	知 事	鳥取県知事	
2	ゲ リ ラ	不正規軍の要員	
3	特 殊 部 隊	正規軍の要員	
4	N B C R 兵 器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、放射能(Radiation)兵器	
5	対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
6	緊 急 対 処 事 態 対 処 方 針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第22条
7	基 本 指 針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
8	国 民 保 護 計 画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法第34条
9	市 町 村 国 民 保 護 計 画	市町村の国民の保護に関する計画	法第35条

番号	用語等	定 義	備 考
10	国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法第36条
11	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
12	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
13	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条
14	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条
15	災害	武力攻撃災害、緊急処理事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
16	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法第139条
17	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる。	法第141条
18	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
19	緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
20	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
21	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する法第2条第3項に規定される措置(国民保護のための措置)	法第2条では「国民の保護のための措置」
22	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
23	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
24	情報要求	この時点で必要とされる情報	
25	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
26	被災者	武力攻撃災害による被災者	法第74条。「被災住民」は使用しない
27	避難住民等	避難住民及び被災者	
28	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
29	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
30	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
31	収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法第75条
32	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
33	自主防災組織	災対法第5条第2項の自主防災組織	法第4条に同じ
34	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法第7条に同じ

番号	用語等	定 義	備 考
35	CATV 事 業 者	放送法施行規則(昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号)第2条第6号の有線テレビジョン放送事業者	
36	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
37	緊 急 物 資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条。「避難物資」、「防災物資」は使用しない
38	救 援 物 資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法第81条では「救援の実施に必要な物
39	特 定 物 資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
40	医 薬 品	医薬品医療機器等法第2条第1項の医薬品	法第92条
41	医 療 機 器	医薬品医療機器等法第2条第4項の医療機器	法第92条
42	緊 急 通 報	武力攻撃災害緊急通報	法第99条
43	生 活 関 連 等 施 設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法第102条
44	危 険 物 質 等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法第103条
45	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第105条
46	応 急 対 策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法第105条
47	核 燃 料 物 質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号の核燃料物質	法第106条
48	避 難 経 路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない
49	防 災 機 関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
50	関 係 機 関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
51	警 察 官 等	警察官、海上保安官及び自衛官	
52	要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者	
53	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時等で自ら避難することが困難者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	災対法第49条の10 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府作成)
54	避難退域時検査	避難する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	
55	簡 易 除 染	身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染	

目 次

本 冊

はじめに		はじめに-1
国民保護に関する基本的方針		
国民保護措置を行う人の安全の確保		
この計画の対象とする事態		
この計画の使用に当たって		
用語集		用語集-1

計 画 本 文

第 1 章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態		1
(1) 武力攻撃事態等の想定		
(2) 緊急処理事態（大規模テロ）の事態例		
(3) 各事態における避難方法と避難住民数		
2 国民保護実施の体制		8
3 鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響		8
(1) 地形		
(2) 気象		
(3) 交通		
4 国民保護実施に必要な情報		10

第 2 章 国民保護措置の概要

1 方針		11
2 実施要領		11
(1) 段階区分		
(2) 避難		
(3) 救援		
(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化		
(5) 国民生活の安定に関する措置		
3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料		22

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

1 国及び関係機関の事務又は業務		23
(1) 県		
(2) 市町村		
(3) 指定地方行政機関		
(4) 自衛隊		
(5) 指定公共機関		
(6) 指定地方公共機関		
(7) 総合調整機能		
2 県、市町村の事務の委託		33
(1) 事務の委託		
(2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力		
3 事務の代行		33

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援		34
(1) 補給		
(2) 補給支援組織の構成		
(3) 補給品		
(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保		
2 運送		37
(1) 運送の一般的要領		
(2) 運送手段		
(3) 運送能力の概算		
(4) 運送必要量の概算		
(5) 運送に関する計画		
(6) 運送の実施		
(7) 避難行動要支援者の運送		
3 衛生		42
(1) 衛生支援組織の構成		
(2) 治療、搬送		
(3) 防疫		
(4) 医療の確保		
(5) 健康管理		
(6) 廃棄物処理業の許可の特例		
4 施設		45
(1) 建物		
(2) 土地		
(3) 避難施設の指定、管理		
(4) 復旧等		
5 財政措置等		50
(1) 予算		
(2) 財務会計に関する事項		
(3) 公的徴収金の減免措置		
(4) 損失補償等		
(5) 損害補償		
(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん		
(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等		

6	備蓄、救援物資		53
	(1) 備蓄		
	(2) 救援物資の取扱い		
7	人に関すること		54
	(1) 職員の派遣とあっせん		
	(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い		
8	国及び関係機関との連携		56
	(1) 応援要請		
	(2) 国との連携		
	(3) 警察との連携		
	(4) 消防との連携		
	(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請		
	(6) 他の都道府県知事等への応援要求等		
	(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等		
	(8) 市町村への応援		
	(9) 相互応援協定の整備		
9	情報の提供と相談窓口		61
	(1) 実施要領		
	(2) 情報の提供		
	(3) 相談窓口		
	(4) 実施体制		

第5章 国民保護対策本部等、通信

1	県対策本部等		63
	(1) 組織		
	(2) 県対策本部の所掌事務		
	(3) 県対策本部の設置		
	(4) 位置		
	(5) 県対策本部長の権限		
	(6) 県現地対策本部		
	(7) 予備対策本部		
	(8) 県対策本部の運営及び警戒		
	(9) 県対策本部の移転		
	(10) 現地調整所		
2	職員等の活動体制		70
	(1) 県職員の配備体制基準		
	(2) 県職員の動員計画		
3	市町村の対策本部等		74
	(1) 市町村の対策本部		
	(2) 関係機関		
	(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携		
4	県緊急対策本部		74
5	通信		74
	(1) 通信連絡の系統図		
	(2) 通信運用		
	(3) 通信組織の構成、維持、運営		
	(4) 通常時の情報伝達手段		
	(5) 非常通信		

第6章 その他

1	県民、事業所等の協力等	80
(1)	県民の協力	
(2)	公共的団体の取組	
(3)	県民に期待する取組	
(4)	自主防災組織等に期待する取組	
(5)	事業所等に期待する取組	
2	普及啓発	83
(1)	住民への啓発	
(2)	自主防災組織への支援	
(3)	ボランティアへの支援	
(4)	啓発の手段	
3	国民保護訓練等	86
(1)	訓練の目的	
(2)	訓練の実施	
(3)	訓練実施に当たって留意すべき事項	
(4)	各機関の実施すべき訓練	
(5)	職員の教育	
4	文化財の保護	89
(1)	重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	
(2)	国宝等の被害を防止するための措置の施行	
5	赤十字標章等及び特殊標章等	89
(1)	赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	
(2)	赤十字標章等及び特殊標章等	
(3)	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	

別紙第1「情報計画」

1	構想	1-1
(1)	方針、実施要領	
(2)	情報活動の過程	
(3)	情報収集体制の整備	
2	各部局等の役割及び情報の要求・要請	1-3
(1)	各部局等の役割	
(2)	情報収集系統	
(3)	安否情報、被災情報の報告・伝達系統	
(4)	安否情報、被災情報の報告・伝達手段	
(5)	情報収集・伝達体制	
(6)	住民への情報提供	
(7)	避難に関する情報の収集	
(8)	武力攻撃災害の兆候の通報	
(9)	安否情報	
(10)	被災情報	
(11)	住民避難に関する事項の報告	
(12)	関係資料の基礎調査	
3	地図	1-18
(1)	使用する地図	
(2)	位置の表示	
(3)	記号・符号	

4	報告、通報	 1-19
	(1) 報告通報項目	
	(2) 緊急報告（通報）	
	(3) 受領報告	
	(4) 実行報告	
5	報告様式	 1-20

	付紙第1「情報収集計画」	1-1-1
--	--------------	------------

別紙第2「平素の段階の計画」

1	状況	 2-1
	(1) 期間	
	(2) 情報計画	
2	構想	 2-2
	(1) 活動方針	
	(2) 実施要領	
3	各機関の役割	 2-3
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
	(4) 自衛隊	
	(5) 指定公共機関	
	(6) 指定地方公共機関	
4	活動要領	 2-7
	(1) 情報	
	(2) 実施体制	
	(3) 補給支援	
	(4) 運送	
	(5) 衛生	
	(6) 施設	
	(7) 人に関すること	
	(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
	(9) 国民生活の安定に関する措置	
	(10) 広報、広聴活動	
	(11) その他	
5	その他	 2-14
	(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加	
	(2) 職員の研修	
	(3) 啓発	
	(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備	
	(5) 文化財の保護	
	(6) 公共施設等の設置	

別紙第3「緊急避難段階の計画」

1	状況	 3-1
	(1) 期間	
	(2) 想定される攻撃と被害の類型	
	(3) 情報計画	
2	構想	 3-2
	(1) 活動方針	

(2) 実施要領	
3 各機関の役割	 3-16
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 自衛隊	
(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	 3-19
(1) 緊急避難後の活動要領	

別紙第4「避難準備段階の計画」

1 状況	 4-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	 4-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	 4-2
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	 4-6
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	 4-19
(1) 応急教育計画	
(2) 文化財の保護	
(3) 特殊標章等の交付等	

別紙第5「避難段階の計画」

1 状況	 5-2
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	 5-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	 5-3
(1) 県	

(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	 5-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	 5-26
(1) 応急教育	
(2) 文化財の保護	

別紙第6「避難生活段階の計画」

1 状況	 6-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	 6-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	 6-2
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	 6-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	 6-21
(1) 応急教育	
(2) ボランティアの協力	

別紙第7「復帰段階の計画」

1	状況		7-1
	(1) 期間		
	(2) 情報計画		
2	構想		7-2
	(1) 活動方針		
	(2) 実施要領		
3	各機関の役割		7-4
	(1) 県		
	(2) 市町村		
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）		
	(4) 自衛隊		
	(5) 指定公共機関		
	(6) 指定地方公共機関		

別紙第8「生活再建段階の計画」

1	状況		8-1
	(1) 期間		
	(2) 情報計画		
2	構想		8-2
	(1) 段階区分		
	(2) 復旧段階		
	(3) 復興段階		
	(4) 復旧、復興対策本部		
3	各機関の役割		8-5
	(1) 県		
	(2) 市町村		
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）		
	(4) 自衛隊		
	(5) 指定公共機関		
	(6) 指定地方公共機関		

別紙第9「避難受入段階の計画」

1	状況		9-1
	(1) 期間		
	(2) 情報計画		
2	構想		9-2
	(1) 活動方針		
	(2) 実施要領		
3	各機関の役割		9-3
	(1) 県		
	(2) 市町村		
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）		
	(4) 自衛隊		
	(5) 指定公共機関		
	(6) 指定地方公共機関		
4	活動要領		9-7
	(1) 情報		
	(2) 実施体制		

- (3) 補給支援
- (4) 運送
- (5) 衛生
- (6) 施設
- (7) 人に関すること
- (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化
- (9) 国民生活の安定に関する措置
- (10) 広報、広聴活動

5 その他

..... 9-7

別 冊

資料編

計画本文

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編、資料編）、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
	避難施設管理運営指針、鳥取県危機管理対応指針、震災廃棄物対策指針
	避難行動要支援者の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準
	避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、避難行動要支援者避難支援プラン
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第 1 章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条第1項)

(1) 武力攻撃事態等の想定

類 型	想 定
1 ゲリラ、特殊部隊による攻撃	各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。 予測困難で突発的に発生する恐れがあります。 政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 その行動は、一般に、侵入→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることが想定されます。 作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
2 弾道ミサイル攻撃	長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が、鳥取県に落下することも想定されます。 弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。 ・着上陸攻撃との連携 ・政治的恫喝や他の軍事作戦の一環 弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。
3 航空攻撃	着上陸侵攻支援に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。 通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。
4 着上陸侵攻	他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。 通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。 西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。 一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

ア 予想される一般的な被害

(ア) 通常兵器による被害

一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。

一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(イ) ミサイルによる被害

通常弾頭の場合、被害は一般的に小規模な範囲に限定され、家屋、施設等の破壊、火災等が予想されます。

ただし、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭、化学兵器（C）弾頭の場合、大規模・甚

大な被害が予想されます。

なお、ミサイルの燃料には有害物質が含まれていることがあるため、ミサイルの一部が落下した場合であっても汚染の可能性があります、住民避難、住民が近付かないための措置など必要な措置を警察、消防等関係機関と連携して実施します。

(ウ) N B C R兵器による被害

a 概要

核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被災者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

N B C R兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

N B C R兵器が使用された場合は、情報の入手を行い、速やかに緊急通報を発令し、市町村に通知します。緊急の場合は、県は自ら退避を指示します。この場合、事後、市町村にその事実を通知します。

予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行わなければなりません。

国及び地方公共団体等は各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供するように努めるものとされています。

被災した人は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

b N B C R兵器の特徴

核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

(エ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

これら施設が攻撃された場合、周辺の一般住民に重大な被害をもたらします。

(オ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(カ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項 目		施 設 名			所 管	備 考	
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所			地域振興部	
2	県関係施設	1	鳥取県庁			総務部	
		2	鳥取県警察本部			警察本部	
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備			総務部	電気通信事業法第2条
3	公共的施設 (法第137条)	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	港湾法
				2	地方港湾	県土整備部	
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	空港整備法
				2	米子空港	地域振興部	
		3	道路			県土整備部	道路法、道路運送法
		4	河川管理施設			県土整備部	河川法
4	生活関連等施設 (法第102条第1項)	1	発電所、変電所			企業局	電気事業法第2条
		2	ガス工作物			危機管理局	ガス事業法第2条
		3	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池			生活環境部	水道法第3条
		4	鉄道施設、軌道施設			地域振興部	鉄道事業法第8条、軌道法
		5	電気通信事業用の交換設備			危機管理局、総務部	電気通信事業法第9条
		6	放送用無線設備			総務部	放送法第2条
		7	水域施設、係留施設			県土整備部	港湾法第52条
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設			県土整備部	空港法第5条、航空法第2条
		9	ダム			県土整備部、企業局	河川管理施設等構造令第2章
		10	危険物質等の取扱所 〃 (毒物、劇物)			危機管理局、福祉保健部	法第103条第1項、令第28条
5	近隣施設	1	航空自衛隊高尾山分屯基地			地域振興部	
		2	島根原子力発電所			危機管理局	
		3	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター			危機管理局、生活環境部	
6	農業用施設	1	重要ため池（堤高15m以上、貯水量10万㎡以上、防災重点ため池等）			農林水産部	土地改良法
7	学校	1	公立教育施設			教育委員会	
		2	私立教育施設			地域振興部	
8	その他	1	大規模集客施設、旅客輸送関連施設			危機管理局	

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
2 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

(3) 各事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

類 型	避難タイプ		救 援	被害の最小化
	規 模	避難までの時間		
緊急対処事態 ↓ 武力攻撃事態	大規模避難	緊急避難	救 援	武力攻撃災害への対処 国民生活の安定
	中規模避難	余裕なし		
	小規模避難	余裕あり		
	タイプ1 大規模避難・余裕あり タイプ2 中規模避難・余裕あり タイプ3 小規模避難・余裕あり タイプ4 大規模避難・余裕なし タイプ5 中規模避難・余裕なし タイプ6 小規模避難・余裕なし タイプX 緊急避難			

武力攻撃の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、想定している避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行います。

イ 避難住民数

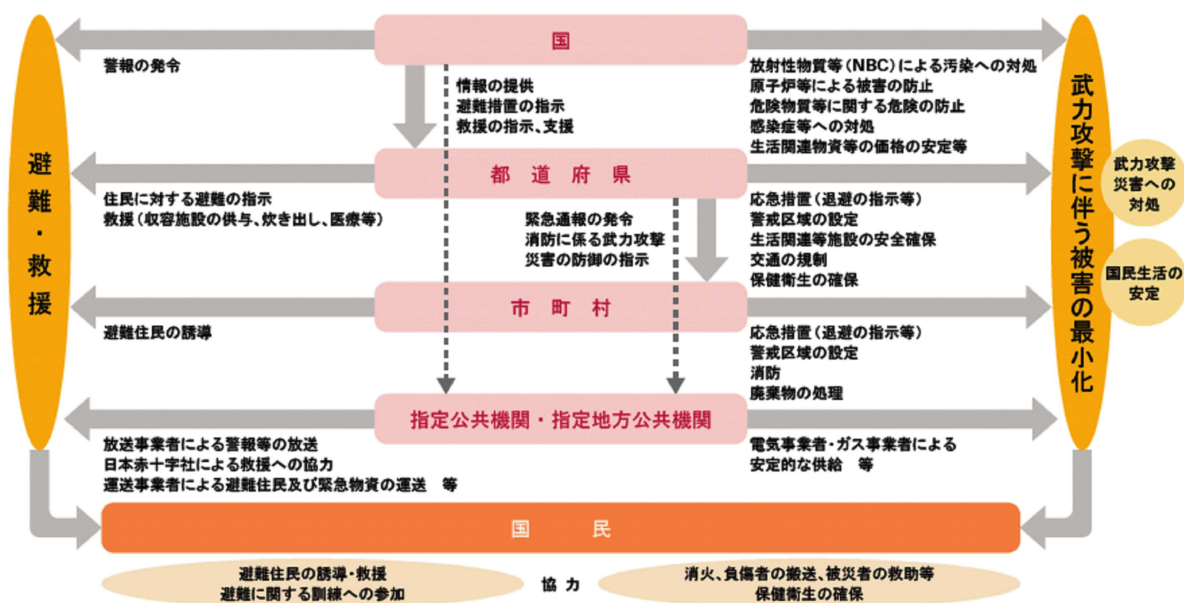
平成28年1月1日現在市町村別推計人口より抜粋

	人口			避難住民数			
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難	
1 鳥取市	193,584	94,050	99,534	193,584	東部地区	232,324	572,969
2 岩美町	11,439	5,402	6,037	11,439			
3 若桜町	3,258	1,545	1,713	3,258			
4 智頭町	7,130	3,361	3,769	7,130			
5 八頭町	16,913	8,060	8,853	16,913			
6 倉吉市	49,018	23,090	25,928	49,018	中部地区	104,144	
7 三朝町	6,452	3,047	3,405	6,452			
8 湯梨浜町	16,519	7,897	8,622	16,519			
9 琴浦町	17,332	8,148	9,184	17,332			
10 北栄町	14,823	7,032	7,791	14,823			
11 米子市	149,450	70,604	78,846	149,450	西部地区	236,501	
12 境港市	34,157	16,267	17,890	34,157			
13 日吉津村	3,468	1,595	1,873	3,468			
14 大山町	16,450	7,792	8,658	16,450			
15 南部町	10,931	5,142	5,789	10,931			
16 伯耆町	11,112	5,230	5,882	11,112			
17 日南町	4,712	2,177	2,535	4,712			
18 日野町	3,235	1,468	1,767	3,235			
19 江府町	2,986	1,391	1,595	2,986			

ウ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ		大規模	中規模	小規模
避難単位		全県	東・中・西部地区	市町村
避難先		県外	県内、県外とも	原則として県内のみ
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離
	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施 脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施	県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施
		全県輸送計画 ＋市町村避難実施要領	地区別輸送計画 ＋市町村避難実施要領	市町村単位輸送計画 ＋市町村避難実施要領
	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報状況により、次の段階として、避難などの国民保護措置を行う。		
	輸送手段	他県からの応援がなく分散使用のため少数	他県からの応援はあるが分散使用のため制限	他県からの応援はないが集中使用のため多数
		公共交通機関を使用	公共交通機関を使用	条件付きで自家用車の使用
	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
段階と対処	消防等の応援	応援なし	広域応援	近隣応援
	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等		
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）		
	避難準備	情報の収集、広報	情報の収集、広報	情報の収集、広報
		避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
	避難	警報等の伝達	警報等の伝達	警報等の伝達
		避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	避難誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。
	避難生活	救援なし ・救援を実施する避難先県との連絡調整	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からの応援なし
		武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ	大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等
		国民生活安定措置なし ・国民生活安定措置を実施する避難先県との連絡調整	大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等
	復帰	当時の状況による		
	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	要避難県、受入市町村との協議、救援の実施（避難生活に準ずる）		

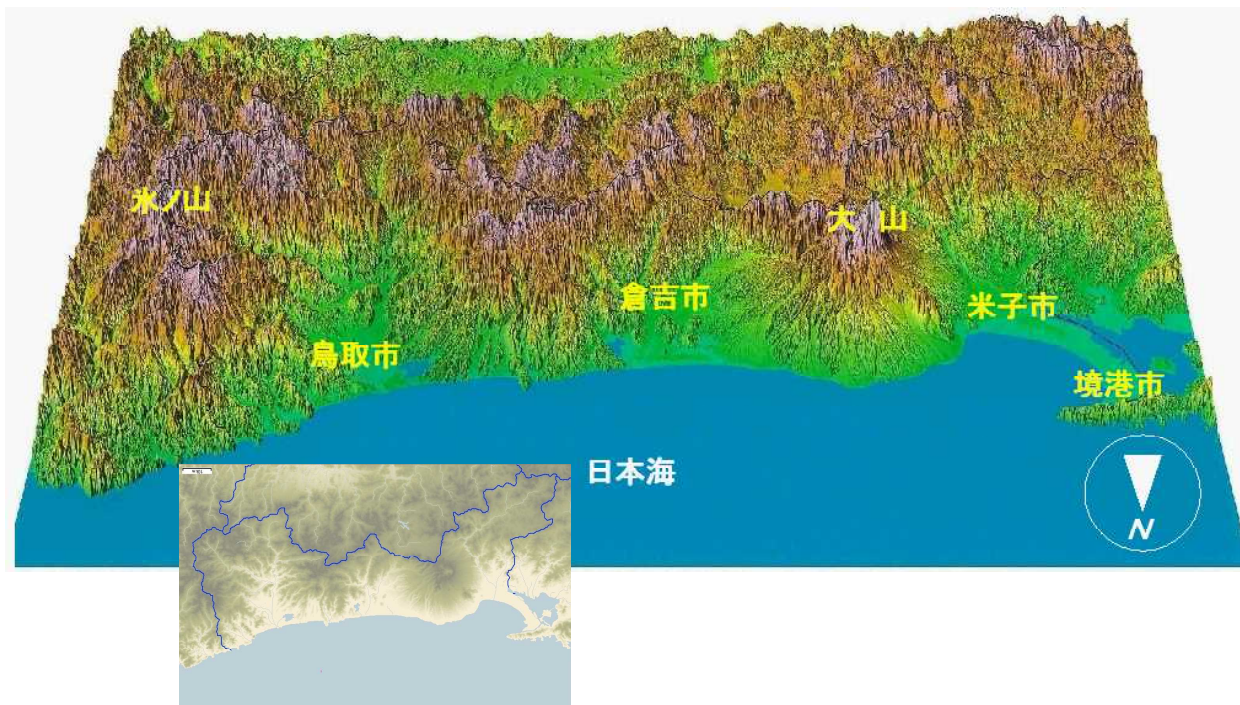
2 国民保護実施の体制



3 鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

日本海に面し、三方を山に囲まれ、大山、氷ノ山等、1,000m級の山岳を擁しています。地形的に、東部、中部及び西部に区分されます。

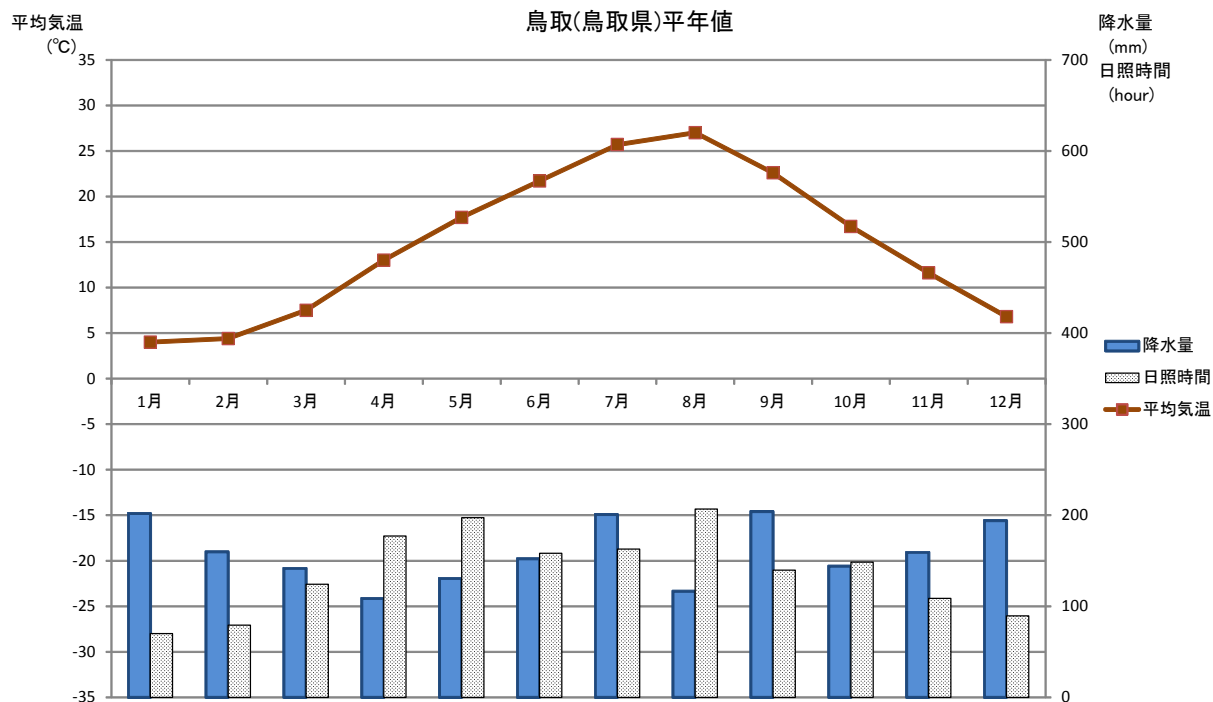


(2) 気象

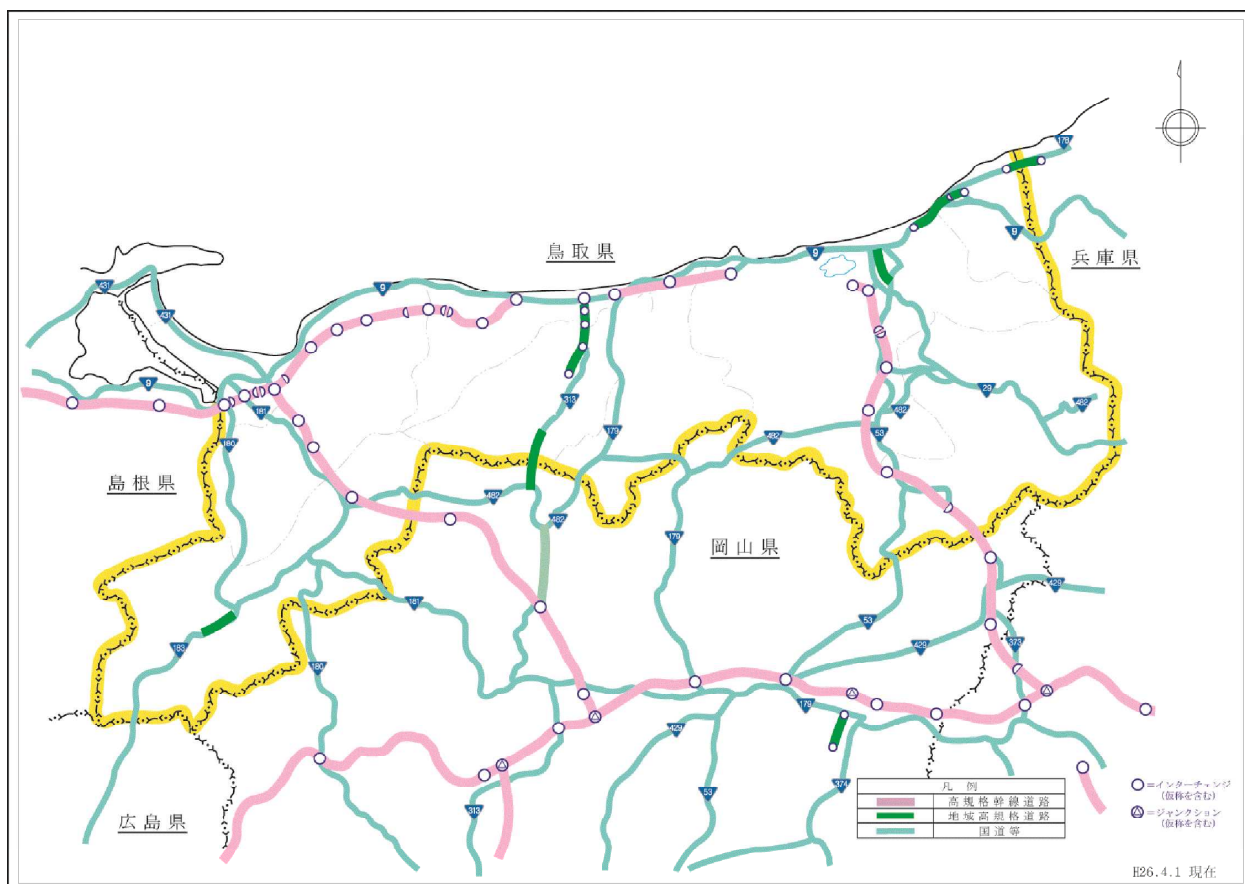
鳥取県は気候の面からみると、鳥取市を含む東部と、倉吉市・米子市を含む中・西部とに二分することができます。また、それぞれは日本海沿岸部と中国山地の山間部とに細分できます。

総じて、典型的な日本海型気候を現しており、中国山地と大陸の影響による季節風および日本海の対馬海流に大きく支配されています。

鳥取の平年値（統計期間：1981年～2010年）は、年平均気温は14.9℃、年間の日照時間は1,663.2時間、年降水量は1,914.0mmです。



(3) 交通 ア 道路



鳥取県は大きく東部、中部、西部といった3つの生活圏に分かれており、各々の中心都市である鳥取市、倉吉市、米子市を核とした道路網を形成しています。

それぞれの生活圏を結ぶ主要幹線道路は、東西方向では海沿いの山陰道、一般国道9号、178号、山沿いの一般国道482号、南北方向については、東部では一般国道29号、53号、373号、中部では一般国道179号、313号、西部では一般国道431号、180号、181号、183号となっています。

鳥取県で供用中の高規格幹線道路には、中国横断自動車道姫路鳥取線（鳥取自動車道）、中国横断自動車道岡山米子線（米子自動車道）があり、幹線道路網計画としては山陰道（再掲）、地域高規格道路（山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路、鳥取環状道路）が計画され、一部が供用されています。

イ 鉄道

東西約100kmに渡る県土の日本海側には、日本海に沿って東西にJ R山陰本線が走っており、東は岩美町において兵庫県方向に、西は米子市において島根県方向にそれぞれ接続しています。

南の岡山県方面に向けては、東部地区と西部地区の2方面でそれぞれ接続しています。

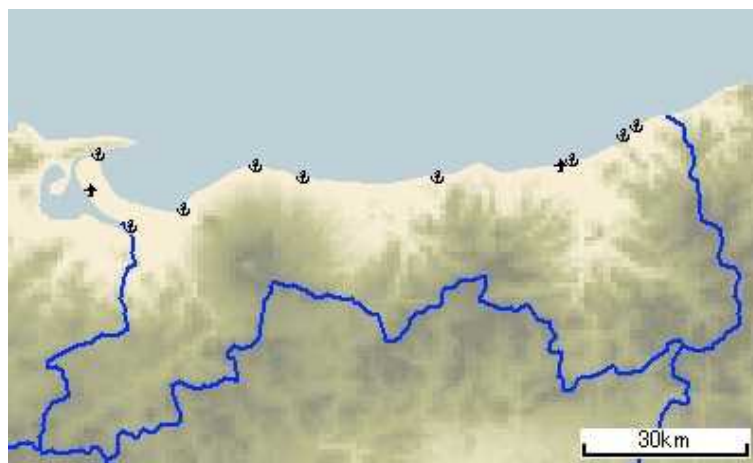
東部地区では、J R因美線が鳥取駅から郡家駅を経て、智頭駅で第3セクターの智頭急行線に連絡しており、同線を経て上郡駅でJ R山陽本線に接続しています。また、J R因美線は、智頭駅から津山方面へ接続しているほか、郡家駅から若桜駅の間を第3セクターの若桜鉄道が運行しています。

西部地区ではJ R伯備線が根雨駅を經由して倉敷方面に接続しており、また、米子駅から弓ヶ浜半島の先端の境港駅の間を、J R境線が運行しています。

ウ 空港・港湾

鳥取県内の港湾は、東部地区の鳥取港及び西部地区の境港の2箇所の重要港湾のほか、4箇所の地方港湾があります。また、漁港は、第1種漁港14、第2種漁港2、第3種漁港1、特定第3種漁港1の計18箇所があります。

空港は東部地区の鳥取空港（県営、2000m滑走路×1本）及び西部地区の米子空港（美保飛行場、防衛大臣設置、2500m滑走路×1本）の2箇所があり、米子空港では自衛隊機の離発着が行われています。



4 国民保護実施に必要な情報

- (1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主体的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。
- (2) 別紙第1「情報計画」参照

第2章 国民保護措置の概要

1 方針

県は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕度合いに応じて、的確かつ迅速に県内の国民保護措置を総合的に推進し、県民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の態勢の整備と、国及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

2 実施要領

(1) 段階区分

ア 計画の段階区分

この計画では、避難あるいは救援などの指示あるいは通知に基づく、時系列的な段階区分による国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分		想定する期間	別紙
平 素		武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2
事態への対処	緊急避難	突然に、武力攻撃災害が発生し、避難措置の指示が出されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避 難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	復 帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	避難受入	他都道府県からの避難住民の受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建		避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8

イ 平素の段階

(ア) 活動方針

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、国及び関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

ウ 緊急避難段階**(ア) 活動方針**

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照**エ 避難準備段階****(ア) 活動方針**

県は、住民避難に必要な諸準備を速やかに整え、市町村の避難住民の誘導が安全かつスムーズに行われるようにします。

この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照**オ 避難段階****(ア) 活動方針**

県は、市町村が行う避難住民の誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。

この際、国及び関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照**カ 避難生活段階****(ア) 活動方針**

県は、避難住民、被災者に対し、必要な救援を行い住民を保護します。

この際、国及び関係機関との連携と住民への情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照**キ 復帰段階****(ア) 活動方針**

県は、避難の指示の解除後、市町村が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照**ク 生活再建段階**

武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっておりません。当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 活動方針

県は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。

この際、ライフライン関係の復旧を重視します。

(イ) 別紙第8「生活再建段階の計画」参照

ケ 避難受入段階**(ア) 活動方針**

県は、避難住民の受入、配分等を決定し、必要な救援を行います。

この際、国及び関係機関と連携し、市町村が行う避難住民の受入と受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(イ) 別紙第9「避難受入段階の計画」参照**(2) 避難 別紙第5「避難段階の計画」参照****ア 警報の通知・伝達（法第44条～第50条）**

知事（危機管理局・各部局）は、国が発する警報（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。

市町村長は、その国民保護計画に定めるところにより、直ちに、その内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。

イ 警報の解除の通知・伝達（法第51条）

知事（危機管理局・各部局）は、国が発する警報の解除（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に通知します。市町村長は直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。

ウ 避難措置・避難の指示の通知・伝達（法第52条、第54条）

知事（危機管理局・各部局）は、国が発する避難措置の指示（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。

また、知事（危機管理局）は、国が発した避難措置の指示を受け、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行うとともに、国及び関係機関にその内容を報告又は通知します。

エ 避難実施要領の策定及び伝達、避難住民の誘導（法第61条～第73条）

市町村長は、知事から避難の指示があったときは、その国民保護計画に定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定め、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関、関係機関、運送業者である指定（地方）公共機関等に通知します。また、避難住民を誘導するとともに、誘導中に食品等を供与するものとされています。

知事（各部局）は、市町村長が行う誘導の支援及び補助を行うとともに、避難住民の運送を一元的に対処します。

また、市町村長が避難住民を誘導できなくなった場合は、自ら誘導を実施します。

オ 避難措置・避難の指示の解除の通知・伝達（法第53条、第55条）

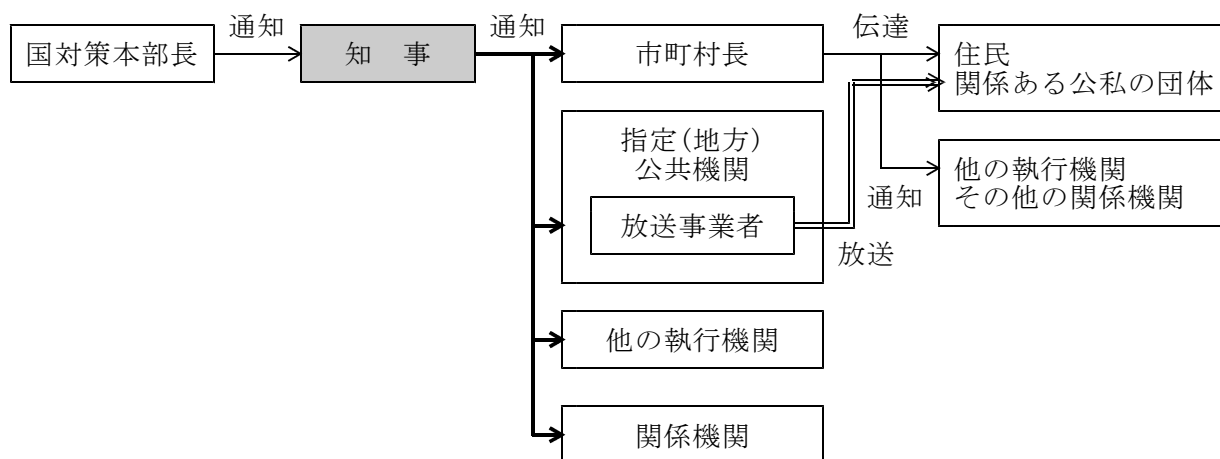
知事（危機管理局・各部局）は、国が発した避難措置の指示の解除（原則として文書による。）を受け、市町村長を経由して住民に対し、避難の指示の解除を行うとともに、国及び指定地方公共機関その他の関係機関にその内容を報告又は通知します。

カ 復帰（法第69条）

市町村長は、知事から避難の指示の解除があったときは、住民の復帰に必要な措置を実施するものとされています。

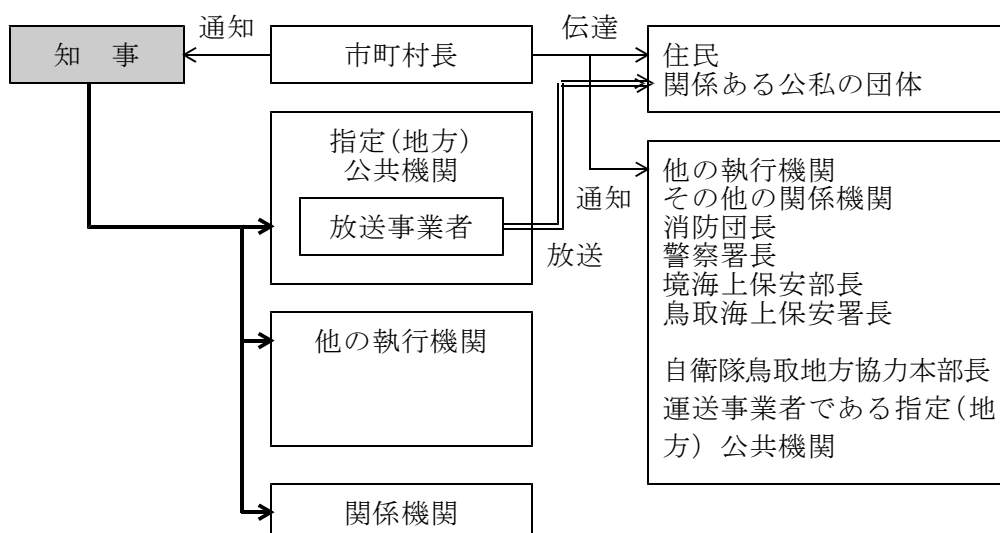
知事（各部局）は、市町村長が行う住民の復帰に必要な措置の支援及び補助を行います。

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



(3) 救援

ア 要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、又は緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行います。

この際、救援物資の取得、運送等を行うとともに、状況により、業務を市町村長及び日本赤十字社に委託します。

イ 救援の種類（法第75条、令第9条）

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	・ 公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・ プレハブ住宅等
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	・ 炊き出し、弁当等 ・ 給水車、ろ水器、浄水剤等

救援の種類	内 容
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・ 外衣、肌着等 ・ 毛布、布団等 ・ タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	・ 応急的医療 ・ アレルギーやアトピー等の治療薬 ・ 分娩の介助、分娩前後の処置 ・ 必要に応じ予防的措置
5 被災者の捜索及び救出	・ 警察、消防等による捜索、救出との連携 ・ 防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	・ 応急的に行う仮葬 (棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等)
7 電話その他の通信設備の提供	・ 電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	・ 居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	・ 教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の捜索及び処理	・ 死亡推定者の捜索 ・ 遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・ 居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化

知事は国対策本部長の指示に基づいて武力攻撃災害の防除及び軽減のため、具体的状況に応じた確かつ迅速に対処します。

特に、NBCR兵器等による大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

ア 武力攻撃災害の予防対策

(ア) 国及び関係機関との連携

知事（各部局等）は、国、市町村、その他の関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。

(イ) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

知事（各部局）は、武力攻撃災害などにより県民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設などを把握します。武力攻撃事態等においては、施設の管理者は、国及び関係機関と連携し、予防措置と警備の強化を行います。

必要な場合、知事は、管理者に対し安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請します。（法第102条、第103条）

(ウ) 交通規制

警察は、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

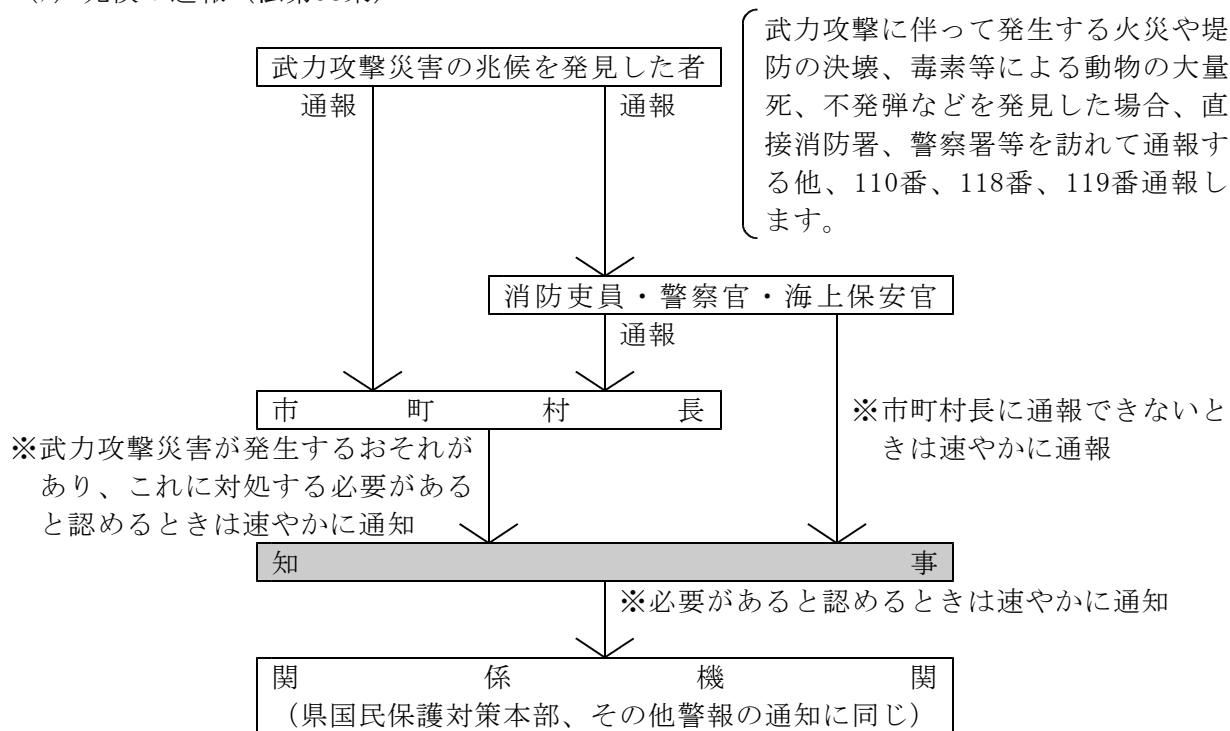
(エ) 消防活動

消防機関は、武力攻撃災害時の活動態勢及び消防相互応援協力等の必要な事項を事前に定めるよう努めるものとします。

イ 武力攻撃災害対処

知事（危機管理局）、公安委員会は、被災市町村、その他の関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(ア) 兆候の通報（法第98条）

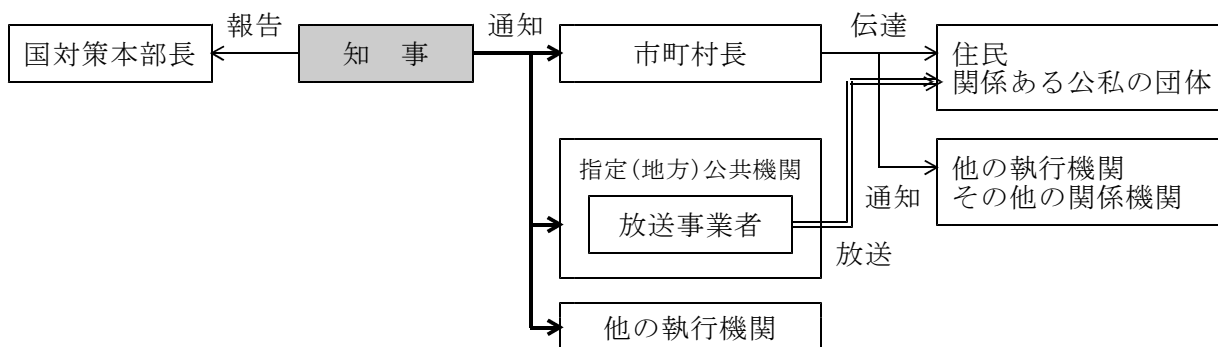


(イ) 緊急通報の発令（法第99条～第101条）

知事（危機管理局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴って、火災が発生している場合や、ダムの破壊等の危険が急迫している場合等を含みます。）、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令します。

【緊急通報の内容】

- 1 武力攻撃災害の現状及び予測（火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等）
- 2 住民及び公私の団体による周知させるべき事項
 - ・今後の見通し
 - ・住民の心掛け（落ち着いた行動と、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど）

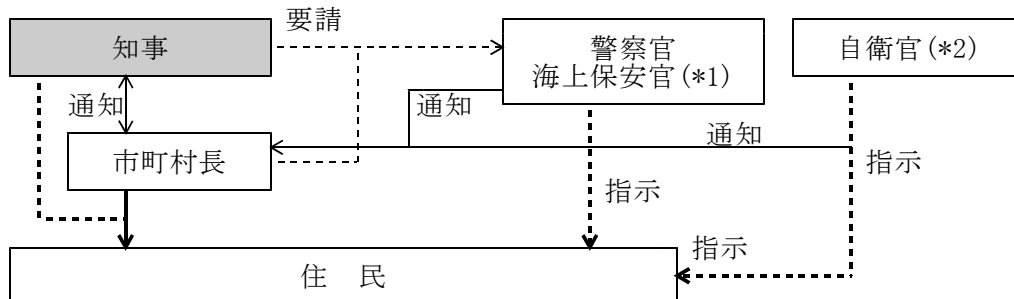


※ 警察は、緊急通報が発令された場合、市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ緊急通報を伝達します。

(ウ) 退避の指示（法第112条）

市町村長は、避難の指示が間に合わない場合は、必要と認める地域の住民に対し、退避を指示するものとします。（ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならない時等）

緊急の必要があると認めるときは、知事が退避の指示を行います。



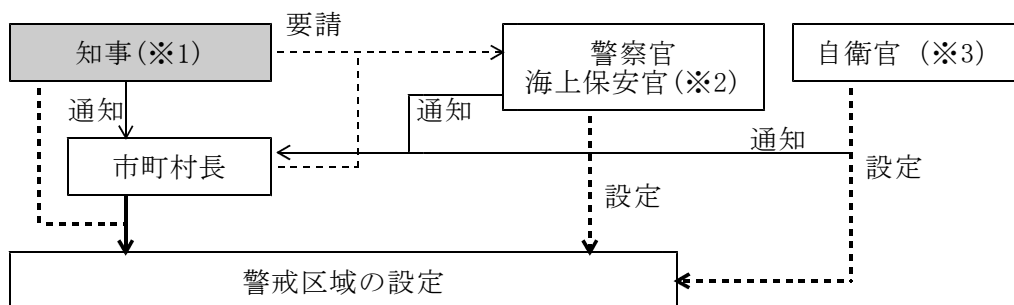
※ 1 市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示

※ 2 市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

(エ) 警戒区域の設定（法第114条）

警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。

（→ 目前の武力攻撃災害の危険を避けるために一時的に立入制限区域を設けるもの）



※ 1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定

※ 2 市町村長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定

※ 3 市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

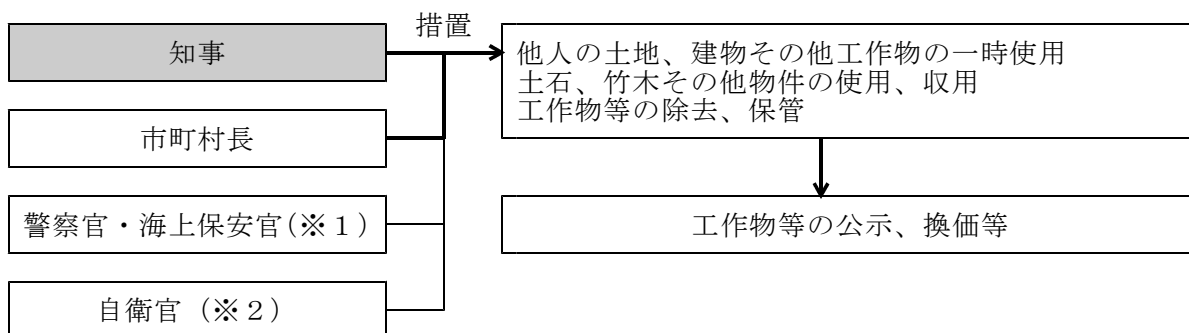
- ・警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- ・警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置
- ・併せて当該通知を受けた警察は、交通規制などの必要な措置

(カ) 応急公用負担（法第113条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



※1 市町村長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき

※2 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(カ) 漂流物又は沈没品の保管（法第116条）

警察署長又は海上保安部長等は、武力攻撃災害が発生した場合において、漂流物又は沈没品（水難救護法第29条第1項）を取り除いたときは、当該物件を保管することができます。

(キ) 消防活動

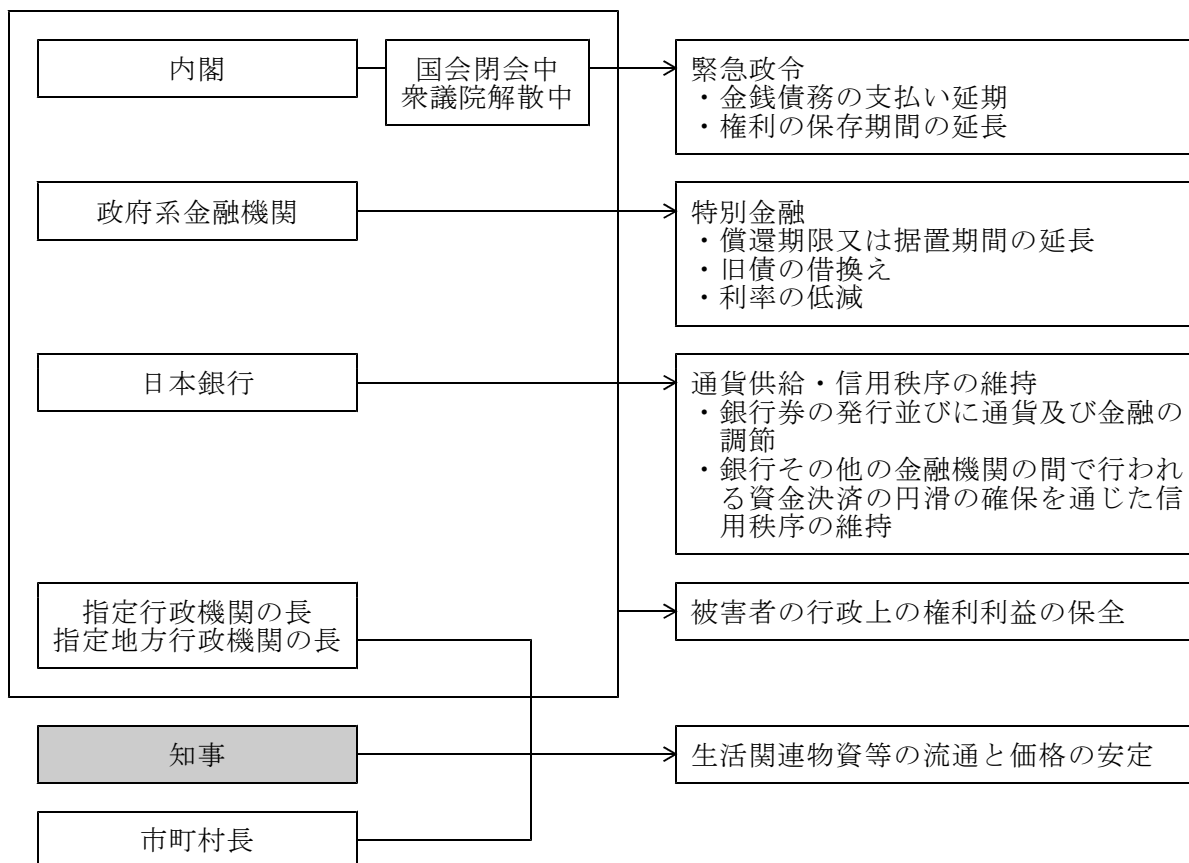
各消防局は、発災時において、県民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけるよう努めるものとします。

消防団を含めて、消防局を挙げて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防除活動を展開するものとします。

a 消火活動

b 被災者の搬送

(5) 国民生活の安定に関する措置



ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

(7) 県（生活環境部）は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行います。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(4) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施します。

法 令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条） イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項） ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項） エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項・第5項） オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項・第2項）
国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項・第3項） イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条第1項・第2項） ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）
物価統制令（昭和21年勅令第118号）	国が物価統制令第4条及び同令第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。 ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書） イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条の2但書） また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

○主な生活関連物資

食品関連	☐ 水	
	食品	☐ 米 ☐ 肉、果物、野菜の缶詰 ☐ 缶ジュース ☐ 保存のきく低温殺菌牛乳 ☐ 高エネルギー食品 ☐ ビタミン剤
	その他	☐ 缶切 ☐ 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 ☐ アルミホイル ☐ プラスチック製の保存用容器
衛生関連	救急関連	☐ 滅菌手袋 ☐ 止血用ガーゼ ☐ 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル ☐ 感染を防ぐための火傷用軟膏 ☐ サイズが豊富な絆創膏
	薬	☐ 痛みどめの錠剤 ☐ 軽い鎮痛剤 ☐ 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 ☐ 傷口の消毒薬 (※処方箋なしで入手できる薬)
	衛生用品	☐ トイレットペーパー ☐ ウェットティッシュ ☐ 女性用生理用品 ☐ 個人用衛生用品 ☐ プラスチックのゴミ袋とひも ☐ 固いふたの付いたプラスチックのバケツ ☐ 消毒薬 ☐ 家庭用の塩素系漂白剤
乳幼児用	☐ 乳児食 ☐ おむつ ☐ ほ乳びん ☐ 粉ミルク	☐ 薬 ☐ ウェットティッシュ ☐ おむつかぶれ用の軟膏
その他	☐ 乾電池 ☐ 燃料（灯油、ガソリン、軽油）	☐ 毛布 ☐ 衣類

イ ライフライン等の確保

事業者等	ライフライン等の確保	備 考
電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第134条)	・ 停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ・ 火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法第134条)	・ 給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第135条)	・ 施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・ 避難住民、緊急物資の運送の応諾義務（法第71条、第79条）

事業者等	ライフライン等の確保	備 考
電気通信事業者	通信確保 (法第135条)	・ 臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf電気通信事業法第8条)
郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第135条)	・ 信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等
病院 その他医療機関	医療の確保 (法第136条)	・ 医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
河川管理施設・道路・ 港湾・空港の管理者	公共的施設の適切な管理 (法第137条)	・ 施設の維持管理等
災害に関する研究 機関等	指導、助言、その他の援助 (法第138条)	・ 武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

※ 下線部については県該当

ウ 混乱の防止

住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、次のとおり必要な措置を行います。

機 関	内 容
県	- 対応措置の内容 - 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 - 混乱防止に関する情報の収集及び分析 - 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 - その他必要事項 - 対応機関 県対策本部により、危機管理局が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。
警察本部	- 情報の収集と広報活動 警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけます。 - 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれのある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行います。 - パトロールの強化など
運送事業者である 指定（地方）公共 機関	- テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとします。 - 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとします。 - 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとします。 - 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること - 改札制限の実施と併せて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること - 状況により、警察官の警備の応援を要請すること
電気通信 事業者で ある指定 公共機関	県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼します。 - 通信の確保のため必要な措置 - 対策要員の確保 - 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 - 通信施設、設備等の巡視と点検 - 工事中の設備に対する安全措置

3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料

県は、迅速かつ適切に避難の指示、救援等に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備します。

- (1) 避難に関する資料
 - 県の地図
 - 人口分布
 - 道路網のリスト
 - 公共交通機関等の輸送力のリスト
 - 避難施設のリスト
 - 生活関連等施設等のリスト
 - 関係機関の連絡先一覧 など
- (2) 救援に関する資料
 - 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - 関係医療機関等のリスト
 - 火葬場のリスト など
- (3) その他国民保護措置に必要な資料

第 3 章 国及び関係機関の事務又は業務

1 国及び関係機関の事務又は業務

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共通	1 国民保護が確実に実施できる体制の整備 2 国民保護措置の実施 3 関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進 4 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 災害に関する広報 2 報道機関との連絡調整、放送要請 3 災害に関する広聴
危機管理局	1 県対策本部等に関すること 2 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示 3 国民保護措置の総合調整 4 武力攻撃事態に関わる自衛隊等との連絡調整 5 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付、許可 6 避難施設の指定 7 避難物資等の備蓄、整備、点検 8 危険物資の保安対策 9 自主防災組織との連絡調整 10 国民保護等に係る訓練 11 国際人道法の普及 12 24時間即応態勢の確保 13 国民保護協議会に関すること 14 原子力に関する中国電力等との連絡調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 県税の減免、徴収猶予 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入 10 職員の安否、補償 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること

機 関 名	事務又は業務
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 市町村の行財政運営の支援 3 私立学校に関すること 4 安否情報・被災情報の収集等
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援
福祉保健部	1 避難施設の運営 2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 3 義援金の収配等 4 医療、医薬品等に関すること 5 保健衛生に関すること 6 赤十字標章等の交付、許可 7 医療機関等の被害調査、対策 8 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9 他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理 4 廃棄物等の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給に関すること 6 被災者の捜索、処理及び埋葬等 7 入浴施設、トイレの確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9 応急給水 10 応急仮設住宅の供給 11 公営住宅の調査、復旧 12 被災者住宅の再建 13 住宅融資などの相談窓口の開設 14 建築制限、緩和
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工業関係の復興支援 3 被災者の就職支援 4 救援物資の集配の総合調整

機 関 名	事務又は業務
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 農林漁業金融に関すること 6 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 7 漁船に関すること 8 漂流物等に関する情報収集 9 農林水産業の復興 10 農道（広域農道、農免農道を除く。）、林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾等の状況把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握、復興 5 公共施設用地の供与、土地等の使用 6 土木等資材の需給対策 7 支障となる工作物の除去
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
県総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設及び県営工業用水施設の保全及び復旧
病院局	1 県立病院との連絡調整 2 県立病院の医療救護
教育委員会	1 文教施設等の保全 2 被災した児童生徒の救護及び応急教育 3 被災した児童生徒の学用品の供給 4 避難施設の確保 5 避難施設の開設、運営に対する協力 6 公立学校等への警報等の伝達 7 国際人道法の普及、教育 8 文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援

機 関 名	事務又は業務
警察本部	1 情報の収集、伝達 2 警備用物資及び資機材の備蓄・調達 3 警報等の伝達 4 交通規制 5 避難住民の誘導 6 被災住民の救出救助 7 要避難地域、避難施設等の警戒 8 生活関連等重要施設の警備 9 放射性物質等による汚染の拡大防止 10 退避の指示 11 警戒区域の設定 12 漂流物等の処理 13 被災情報の収集 14 検視及び身元確認 15 犯罪の予防・その他社会秩序の維持 16 警察通信の確保 17 自主防災組織、ボランティアへの支援 18 特殊標章の交付、許可

(2) 市町村

機 関 名	処理すべき事務又は業務
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 市町村対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 国民保護措置の実施 6 住民等の国民保護措置に対する協力活動への支援 7 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（〔 〕は指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
〔警察庁〕 中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
〔防衛省〕 中国四国防衛局 (美保防衛事務所)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

機 関 名	事務又は業務
〔総務省〕 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
〔財務省〕 中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
〔財務省〕 神戸税関 (境税関支署)	1 輸入物資の通関手続
〔厚生労働省〕 中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
〔厚生労働省〕 鳥取労働局	1 被災者の雇用対策
〔農林水産省〕 中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
〔林野庁〕 近畿中国森林管理局 (鳥取森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
〔水産庁〕 境港漁業調整事務所	1 漁業安全情報等の海上に関する情報提供
〔経済産業省〕 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
〔経済産業省〕 中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策

機 関 名	事務又は業務
[国土交通省] 中国地方整備局 〔鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所〕	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
[国土交通省] 中国運輸局 (鳥取運輸支局、 鳥取運輸支局境庁舎)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
[国土交通省] 大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第八管区海上保安本部 〔境海上保安部 鳥取海上保安署 美保航空基地〕	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
[環境省] 中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務	
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法第21条） 2 国民に対する情報の提供（法第8条） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法第36条第1項） 4 組織の整備（法第41条） 5 訓練（法第42条） 6 被災情報の収集、報告（法第126条、第127条） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法第139条） 8 武力攻撃災害の復旧（法第141条） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法第145条）	
日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) (鳥取支社)	1 電気の安定的な供給	
全日空 「全日本空輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	避難住民 緊急物資
J R 西日本 「西日本旅客鉄道(株)」 (米子支社)		避難住民
J R 貨物 「日本貨物鉄道(株)」	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保	
佐川急便(株) (鳥取店)		
日本通運(株) (鳥取支店)		
福山通運(株) (鳥取支店)		
ヤマト運輸(株) (津山主管支店)		

機 関 名	事務又は業務
N T T 西日本 (鳥取支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
NTTコミュニケーションズ	
K D D I (株)	
N T T トコモ中国 (鳥取支店)	
ソフトバンク (株)	
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
N H K 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
(独)国立病院機構 〔鳥取医療センター〕 〔米子医療センター〕	1 医療の確保
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵便 (株)	1 郵便の確保
西日本高速道路 (株) (中国支社米子管理事務所)	1 道路の管理

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法第21条） 2 国民保護措置に関する情報の提供（法第8条） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法第36条第2項） 4 組織の整備（法第41条） 5 訓練（法第42条） 6 被災情報の収集、報告（法第126条、第127条） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法第139条） 8 武力攻撃災害の復旧（法第141条） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法第145条）
鳥取ガス(株)	1 ガスの安定的な供給
米子瓦斯(株)	
県LPガス協会	
日ノ丸自動車(株)	1 避難住民の運送 2 旅客又は貨物の運送の確保
日本交通(株)	
智頭急行(株)	
若桜鉄道(株)	
県バス協会	
日ノ丸西濃運輸(株)	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
県トラック協会	
県農協中央会	1 食料供給
県石油商業組合	1 緊急車輛等への燃料供給
県警備業協会	1 公共的施設等の警備
県医師会	1 医療の確保 ※自治体病院については、それぞれの自治体の国民保護計画に基づき、医療の確保を行うこととされています。
県看護協会	
県薬剤師会	
県歯科医師会	
北岡病院	
清水病院	
野島病院	
藤井政雄記念病院	
博愛病院	
高島病院	
元町病院	

機 関 名	事務又は業務
日本海テレビジョン放送(株)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
(株)山陰放送	
山陰中央テレビジョン放送(株)	
(株)エフエム山陰	
(株)鳥取テレビ	
日本海ケーブルネットワーク(株)	
(株)中海テレビ放送	
鳥取中央有線放送(株)	

(7) 総合調整機能

県対策本部長は、関係機関が実施する国民保護措置が、的確かつ迅速に実施されるように総合調整を行います。

このため、市町村やその他の関係機関の活動について、現地での混乱・競合を最小限に止められるよう十分に調整します。

2 県、市町村の事務の委託

(1) 事務の委託

ア 県の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、県の行政機能が麻痺し、県民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、県（総務部・各部局）は、事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託します。（法第13条）

また、知事（総務部・各部局）は、県域を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等のため、避難先の都道府県知事等にその事務を委託します。

イ 市町村の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、市町村の行政機能が麻痺し、住民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、市町村は、事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託するものとします。（法第19条）

ウ 委託の手続（委託、変更、廃止）

手 続	項 目
1 協議	1 委託事務の範囲
2 公示	2 委託事務の管理及び執行の方法
3 総務大臣若しくは知事への届出	3 委託事務に要する経費の支弁の方法
4 議会への報告	4 その他必要な事項

(2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力

市町村と十分協議の上で委任します。（法定受託事務）

委任については、一括して委任し、必要な費用は、県が支弁します。

日本赤十字社については、自主性を尊重しつつ、協力を得ます。

救援の措置 (法第75条、令第9条)	市町村 (法第76条)	日本赤十字社の協力 (法第77条)
1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	○	
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○
4 医療の提供及び助産	○	◎
5 被災者の捜索及び救出	○	
6 埋葬及び火葬	○	
7 電話その他の通信設備の提供	○	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9 学用品の給与	○	
10 死体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12 安否情報の収集、提供		○

◎：委託

3 事務の代行

知事は次の区分に従い、市町村の国民保護措置の代行等を実施します。

区分	実施する事務の内容
市町村が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
市町村が事務を行うことができるようになったとき	市町村長への事務引継
知事が代行を終了したとき	市町村長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援

(1) 補給

ア 補給必要量の決定

県は、国民保護措置において必要な補給品の数量を決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定します。

避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節によって、補給必要量は変動します。

イ 取得

県は、必要な補給品を購入し、あるいは、国、他都道府県等に協力を求めます。

ウ 配布

県は、取得した補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所を経由して避難住民に配布します。

(2) 補給支援組織の構成

ア 緊急物資集積地域

鳥取県東部地区あるいは西部地区に（要避難地域、避難先地域を除く）、緊急物資集積地域を設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積します。

イ 緊急物資集積所

避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資補給基地として運用します。

ウ 補給支援センター

緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運送の管理運営を行います。

エ 補給幹線

緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定します。

なお、指定にあたっては、鳥取県地域防災計画の緊急輸送道路等を準用します。

(3) 補給品

ア 補給品の特性

食品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。 3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。
燃料	1 常続的に必要とし、避難の規模、季節等により差異があります。 2 火災・爆発の予防等に留意する必要があります。 3 基本的に、給油所あるいは追送により配布します。
復旧資材等	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。 2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散しておくことが必要です。
日用品 し好品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に補給することが必要です。
衛生資機材	1 救援者の発生数により必要量は大きく変動します。 2 一部、避難先地域での調達が可能です。大部分は追送する必要があります。特に、感染症のワクチン等については、国の備蓄品の調達が必要です。 3 血液製剤等は、特別の保存方法を要し、また、有効期間が短いため特別の補給方法が必要です。

給水	1 季節及び状況によって必要量に差異があります。 2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を行います。 3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。
----	--

イ 各補給品の補給業務

食品	必要量	避難住民数に応じて、補給量が決まります。
	取 得	1 当初 備蓄食品が配られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。米穀については、精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。 2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1) 米穀の調達 避難施設等の体制が整い、米の炊き出しによる食品提供が可能となった段階で、県は、精米を調達して提供します。 (2) 調製粉乳の備蓄 乳幼児（1歳半未満）用として必要な調製粉乳を確保します。調製粉乳及びほ乳びんの備蓄方法については、流通備蓄（ランニングストック）方式を採用します。 (3) 副食品の調達 米飯給食に必要な副食品や調味料について、流通備蓄（ランニングストック）の不足分は協定業者からの調達及び他都道府県からの応援により対処します。 (4) 生鮮食品の確保 米飯給食に必要な生鮮食品は、協定業者等からの調達及び他都道府県からの応援により対処します。
	配 分	通常毎日、食品を支援地域で荷分けし、避難施設に運搬交付します。 各避難施設は、食品請求書を作成し、補給支援センターに提出します。支援センターで、避難住民数に応じた調達計画を作成します。 また、指定行政機関、他都道府県に対し、不足資機材の給与を要請します。
飲料水	必要量	給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立します。 車両運送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、車両などによって運送します。 また、道路障害除去が遅れ運送が困難な場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請するとともに、給水が可能となるまでの間は、市町村において受水槽の水、ろ水器、浄水剤により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水を確保します。
	取 得	給水施設で取得します。

飲料水	配 分	避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとします。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水します。 なお、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から市町村対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両運送により応急給水します。
その他の補給品	必要量	避難先市町村等から所要品目、数量等の情報を基に、調達必要数を取りまとめます。
	取 得	各協定業者から、必要補給品を購入、又は、他都道府県、指定地方公共機関、その他の関係機関等に協力を求めます。
	配 分	緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じて各避難施設へ配分します。

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

知事は、備蓄する物資で不足する場合、流通する商品を確認します。

次の物資について、必要があると認めるときは、業者に売渡しの要請等を行います。

ア 対象となる商品（特定物資）（法第81条、令第12条）

特定物資	備 考
1 医薬品	
2 食品	
3 寝具	
4 医療機器その他衛生用品	・注射器、メス、聴診器等（医薬品医療機器等法第2条） ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	・ペットボトル水等
6 被服その他生活必需品	・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） ・日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） ・炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） ・光熱材料（マッチ等）
7 建設資材	・収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限定 ・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他
8 燃料	・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等
9 その他救援の実施に必要で内閣総理大臣が定めるもの	

イ 売渡し要請等の一般要領

(7) 売渡し要請

知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請します。

(イ) 収用

知事（各部局）は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して特定物資を収用します。

(ウ) 保管命令

知事（各部局）は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管、運送業者に対し、公用令書を交付して特定物資の保管を命じます。

(エ) 立入検査

知事（各部局）は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせます。

知事（各部局）は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせます。

ウ 収用、保管命令の要請等

知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令などを要請します。

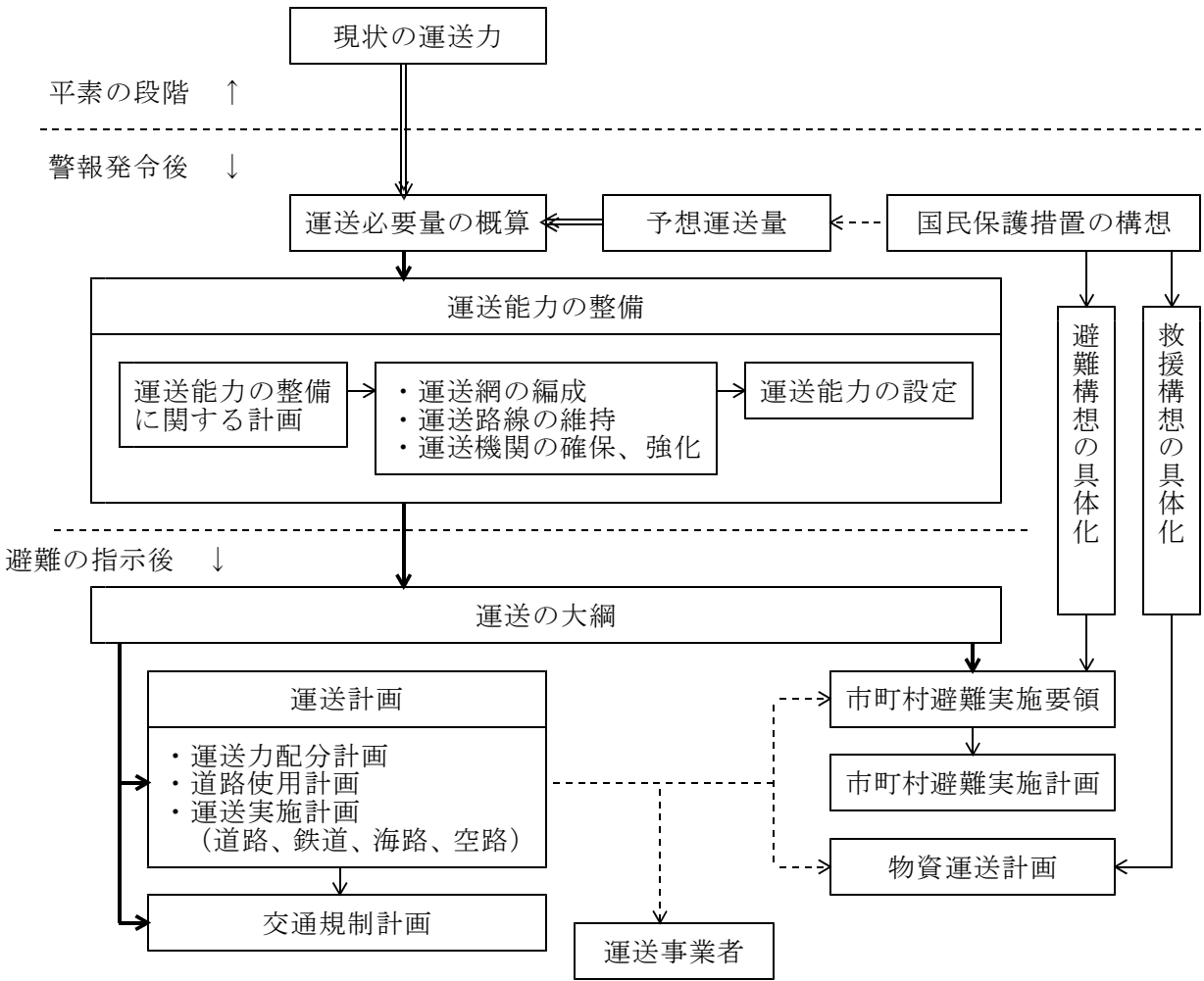
2 運送

避難住民及び緊急物資の運送については、原則として、県が運送事業者である指定（地方）公共機関を主体に運送契約を締結し、運送手段の一元的運用を行います。

正当な理由なく運送が行われない場合、県対策本部長は、指定（地方）公共機関に対し、総合調整を行います。（指定公共機関については、国対策本部長に総合調整を求めます。）

なおも運送が行われない場合は、知事は、指定地方公共機関に運送の指示（是正の指示）を行います。（指定公共機関については、内閣総理大臣の是正指示が行われるとされています。）

(1) 運送の一般的要領



(2) 運送手段

事態の状況に応じて避難のための運送手段を設定します。各運送手段の一般的特性は次のとおりです。

手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	比較的軽易に利用できる。 状況の変化に即応できる可能性がある。	運行の集中する地域において混雑を起しやすい。 気象、頻雑な通行等により破損しやすい。 敵の攻撃に対して脆弱。 道路の管理者が異なり調整に時間を要する場合がある。	道路規制の的確な実施 補修・整備の常時実施 警戒・防護の処置 国、関係機関との十分な調整
鉄道	安定した大きな運送力。 長距離の運送に適した効率的な運送手段	線路等に制約され、移動の柔軟性に欠ける。 修理には、高度の技術、多くの作業力・資材・時間を要する。 橋、トンネル、操車場等は攻撃目標になりやすい。	国、関係機関の積極的協力を得て、計画的かつ最大限に活用 必要に応じ、重要箇所の警戒・防護、応急復旧、補助手段等の対処措置
海路	長距離、大量の一括輸送に適する。	速度が比較的遅い。 港湾の施設、荷役、局地運送等の能力に制約 気象の影響を受ける。 攻撃の目標となりやすい。 運送実施のための組織が複雑。 運送準備に多くの日時を要する。	指定公共機関等との緊密な調整 運送の計画及び手続きの早期着手
空路	高速。 経路の選定が自由。 長距離及び応急的な輸送に適する。	気象、飛行場、事態により制約 重量及び容積等の制限 飛行場は、攻撃の目標となりやすい。	重要な時期、地点、避難住民の空輸を行う等、重点的かつ効率的な実施 美保飛行場のみ使用

(3) 運送能力の概算

県が一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、場所別、運送手段別に明らかにします。

この数量に基づき、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備します。

(4) 運送必要量の概算

県が避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにします。

この数量に基づき、運送路線の維持、通信施設、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備します。

(5) 運送に関する計画

ア 運送計画

(7) 運送力配分計画

一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- 1 運送対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任機関

(4) 道路使用計画

交通規制の実施の基礎となるもので、特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、これに沿って作成します。

計画には、次の事項を定めます。

- 1 使用する道路網、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、交通検問所、交通情報所
- 2 道路の利用の一般的優先順位
- 3 通行及び報告等の手続き
- 4 通信連絡手段
- 5 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(7) 運送実施計画

運送力配分計画、道路使用計画に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めた計画です。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

計画には、次の事項を定めます。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 物資、食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする補給拠点業務

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の通行を禁止するなどの交通規制計画を作成します。

計画は、運送計画に基づき、道路管理者と協議し、次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置
- 3 交通検問所の設置場所、要員・機材等
- 4 交通規制の広報の方法等
- 5 交通事故処理、道路障害物の除去等交通障害の復旧対策
- 6 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- 7 隣接県等に及ぶ広域交通規制

ウ 避難実施要領

市町村長は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するものとします。

なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急対処事態等の事態の類型別に作成するとともに、避難行動要支援者への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮します。

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事（危機管理局）及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定することとされています。

(ア) 避難実施要領に定める事項

- a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- c 避難の実施に関し必要な事項

(イ) 避難実施要領における主な規定事項

知事は、避難実施要領の策定に当たっては、市町村を支援します。この際、次の事項を規定します。

項目	規定事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
避難先	1 避難先の住所及び施設名
一時集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 2 集合場所への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認 2 避難行動要支援者への配慮事項等 3 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
市町村職員、消防職団員の配置等	1 関係市町村職員 2 消防職団員の配置 3 担当業務及び連絡先等
避難住民への情報提供	1 避難途中や避難所において行う情報提供について留意すべき事項
避難行動要支援者への対応	1 避難行動要支援者への対応方法
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法を記載
避難住民の誘導中の食料等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食料・水・医療・情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(ウ) 避難行動要支援者の避難支援プラン

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難行動要支援者に配慮した避難支援プランを定めておくものとします。

知事（危機管理局）は、市町村が避難行動要支援者に関する情報（氏名、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から把握する体制を整備するに当たり、県が作成した「災害時要援護者避難対策推進指針」等を基に、市町村の避難支援プラン作成を支援します。

エ 物資運送計画

県は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めます。

(6) 運送の実施

ア 運送業務

県（関係部局）は、運送計画に基づき、一元的に運送を手配・調整します。

イ 交通規制の実施（交通検問所）

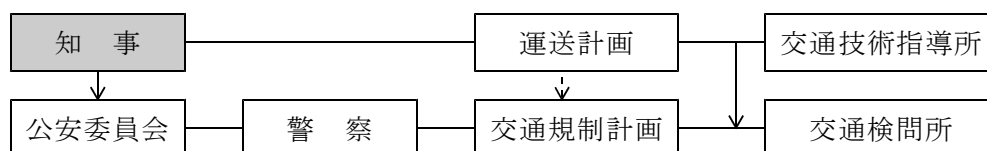
警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置します。

交通検問所の業務は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両の申請受付、確認 2 通行車両の確認、誘導 3 運送状況の把握、報告 4 交通規制の広報の手段 5 交通情報の収集と提供 |
|--|

ウ 交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領などの技術指導を実施して、警察の行う交通規制の技術的援助を行います。



(7) 避難行動要支援者の運送

ア 運送の実施

知事（福祉保健部、地域振興部）は、県があらかじめ定める避難行動要支援者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の運送方法を必要とする人の運送を一元的に行います。

イ 運送の手続

知事（福祉保健部、地域振興部）は、市町村の状況に基づき、避難行動要支援者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備します。

市町村は、運送対象者を避難行動要支援者の運送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者の運送に係る計画に示された地点まで運送するものとします。

ウ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送（美保飛行場に限定）により実施します。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行います。

3 衛生

(1) 衛生支援組織の構成

ア 構成

衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成します。

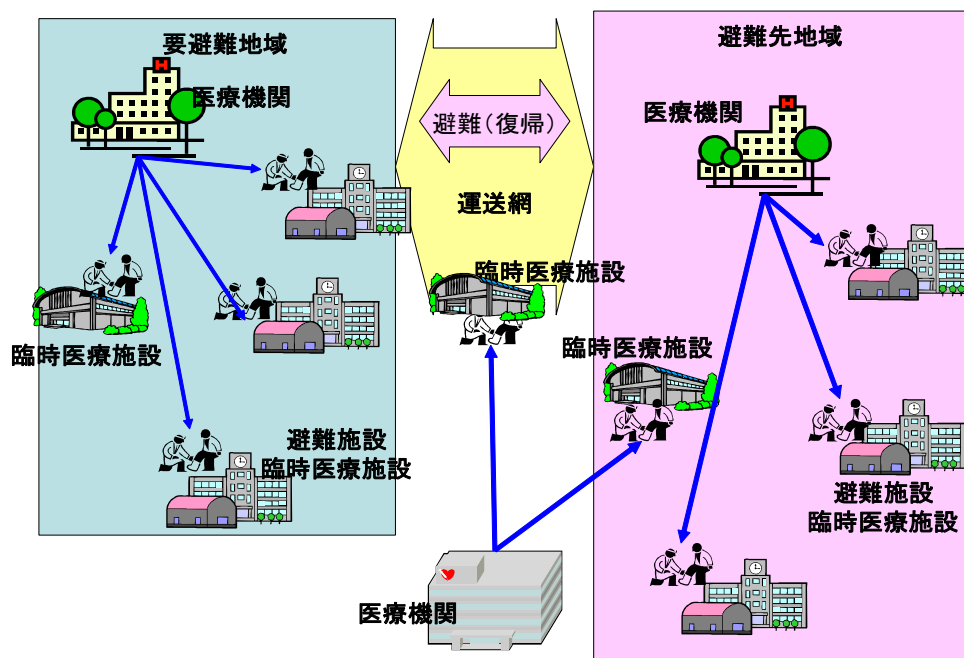
イ 臨時医療施設の設置

国民保護措置の実施に当たっては、必要に応じ、要避難地域（避難の経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置します。臨時医療施設においては応急治療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行います。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たります。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されます。



(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、傷病者の治療について、以下の体系に従い、措置を実施します。

治療	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
区分	能力別	救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等		要避難地域	緊急物資集積地域 緊急物資集積所	病院
治療のねらい		生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

入院患者、負傷者等に最適の治療を加えることを目的とし、トリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに中継の減少、適切な患者規制等により能率的な業務を行います。

(イ) 搬送手段

道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、

運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全、迅速、快適かつ能率的に運送します。
搬送能力が不足する場合は、国等へ確保を依頼するほか、県が所有する一般車両等、利用可能なあらゆる搬送手段を利用します。

(3) 防疫

ア 基本的事項

衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を行い、感染症及び食中毒を予防します。

イ 防疫体制

(ア) 予防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確な予防措置によりその発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

初動を重視して、病原体検査、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

ウ 感染症発生状況に応じた防疫

恒 常 予 防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第 1 期防疫	避難施設の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第 2 期防疫	避難施設に感染症が散発した場合に実施します。 健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編成、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第 3 期防疫	避難施設に感染症が集中的に発生した場合、強烈的な感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施します。 第 1 期防疫及び第 2 期防疫の処置を強化して行います。

(4) 医療の確保

ア 医療関係者への医療実施の要請等

(ア) 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療関係者に対し、場所、期間、その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請します。

要請に当たっては、医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示します。

医療関係者 (法第85条、 令第18条)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
----------------------------	--

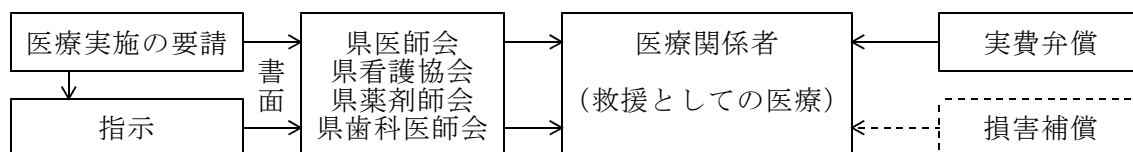
(イ) 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときは、医療関係者に対し書面により、医療を行うべきことを指示します。

(ウ) 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保します。

イ 医療実施の要請の一般要領



ウ 指定（地方）公共機関の医療業務

医療機関である指定（地方）公共機関は医療業務を行うこととされています。また、指定地方（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの業務計画に基づき医療業務を行うものとします。

(5) 健康管理

個人の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情把握を基礎として、各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

ア メンタルヘルスケア

知事（福祉保健部）は、ソーシャルワーカーと心理学者の混成によるメンタルヘルスケア対応チームを編成し、避難住民や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを実施します。

イ 体力衛生、予防衛生、環境衛生

(6) 廃棄物処理業の許可の特例

ア 廃棄物の収集等の発注

知事（生活環境部）は、特例地域（※１）においては、廃棄物処理法の規定（※２）にかかわらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※３）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します（法第124条第3項）

イ 特例基準に適合しない廃棄物の収集等への措置

知事（生活環境部）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します。（法第124条第4項）

- ※１ 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法第124条第1項）
- ※２ 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文、第6項本文、第14条第1項本文、第6項本文、第14条の4第1項本文、第6項本文の規定
- ※３ 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法第124条第2項）

ウ 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

(ア) 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行います。

(イ) 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行います。

4 施設

(1) 建物

ア 目的

知事（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、国民保護措置上必要とする施設及び附帯施設を建設、維持します。

イ 建物の建設に関する計画

建設に当たっては、全県的な収容施設建設計画を作成します。

状況の変化に対応するように、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

ウ 建設する施設の種類

- (ア) 避難施設
- (イ) 臨時医療施設
- (ウ) 医療施設
- (エ) 応急仮設住宅

(2) 土地

ア 目的

知事（各部局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地、建物などを、原則、占有者等の同意を得て、使用します。

イ 土地利用の計画

土地の利用に当たっては、全県的な土地利用計画を作成します。この際、土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地利用の一般要領

(ア) 土地の占有者等の同意

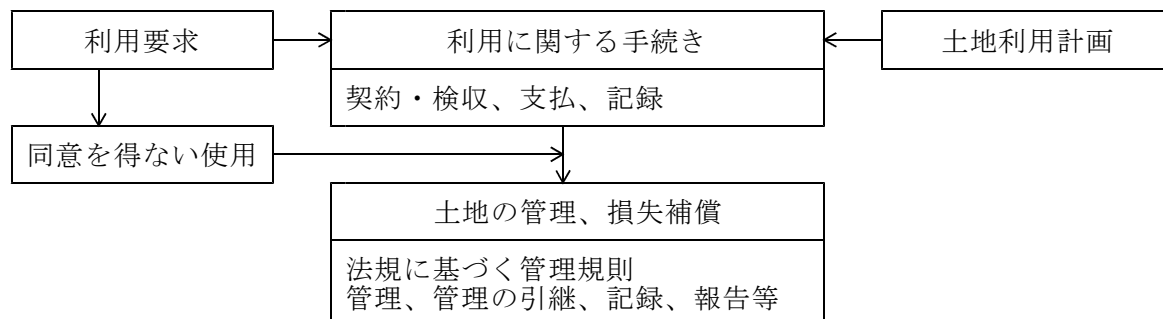
知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地等の管理者に対し土地等の使用について同意を求めます。

(イ) 同意を得ない土地等の使用

知事（各部局）は、土地等の管理者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地等を使用します。

(ウ) 立入検査

知事（各部局）は、土地等の使用のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に当該土地等の立入検査を行わせます。



(3) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

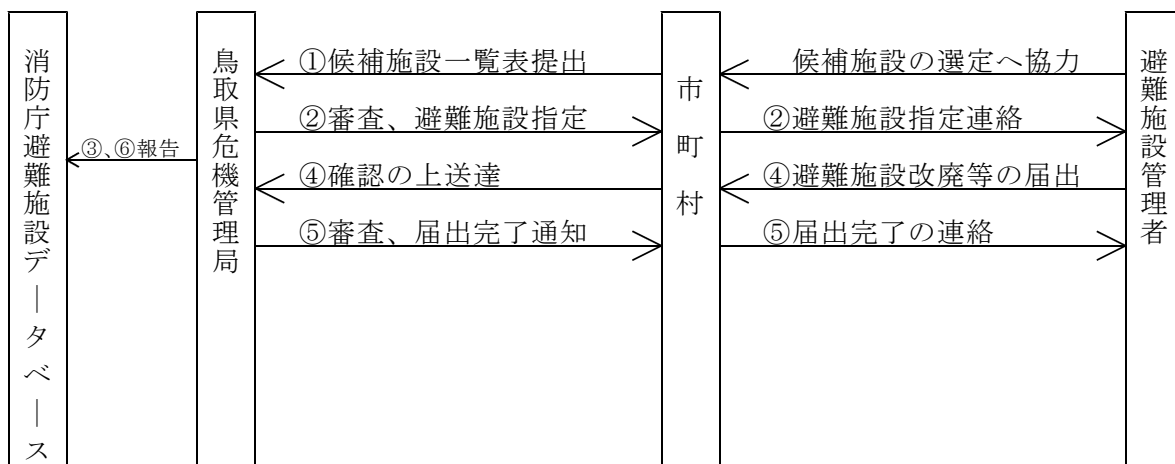
知事（危機管理局）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て、避難施設を指定し、避難施設を確保します。

指定にあたっては、市町村と協力するとともに、市町村の地域防災計画で指定された避難施設を活用します。

イ 避難施設に備えるべき要件等

要 件	内 容
安全性	① 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地がある。 ② 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域 ③ 土砂災害に対する安全性 傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所 ④ 建物の安全性 避難施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備えている。（コンクリート造の建物を優先する。） ⑤ 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がない。
公共性 地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公共的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 地域性 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。
生活必需品等の確保	① 生活必需品等の確保 避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所 ② ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できる。 ③ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること
衛生環境	① 概ね居室3.3㎡当たり2人の広さが確保できる。 ② 汚水、し尿、廃棄物等が処理できる。 ③ 医療、助産が提供できる。
その他	① トイレ、入浴設備、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、N T T回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。

ウ 避難施設指定の手順



指定の要領	① 知事（危機管理局）は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとします。 ② ①の候補地について、政令で定められた基準に基づき、審査を行い、管理者の同意を得た上で、避難施設として指定します。 指定を行った場合は、当該施設を有する市町村及び施設管理者に対して通知します。 ③ 指定を行った施設について、消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、有事の際の情報の共有化に努めます。 ④ 避難施設として指定を受けた施設管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、当該施設を有する市町村長を通じて、知事（危機管理局）に届け出ます。 ⑤ 変更の届け出のあった避難施設について、審査を行い、適当であれば、その旨を当該施設の有する市町村長を通じて、施設管理者に通知します。 ⑥ 施設の重要な変更が行われた場合は、更新があった施設の情報を消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、市町村へ情報を提供します。 消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目 ◎施設名称 ◎管理者の名称 ◎施設所在地（郵便番号、住所） ◎連絡先（電話番号／ファックス番号） ◎管理者の連絡先（電話番号／ファックス番号／電子メールアドレス） ◎施設の管理者の属性（公・私） ◎構造（コンクリート造、その他） ◎宿泊、炊き出し等に使用可能な部分の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡）） ◎収容人員（屋内（人）／屋外（人）） ○保有設備等（トイレ、入浴設備（シャワー設備を含む）、給食設備、バリアフリー化の状況など） ○災害対策の避難場所と指定の有無 ○備考（大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など） ◎：必須項目、○：任意項目
整備	住民が避難する施設の確保のため、市町村に対して、積極的な施設情報の提供を求めます。
点検	年に一度、避難施設の管理状況について、当該施設を有する市町村を通じ、施設管理者に対して、施設の管理状況について、報告を求めます。

エ 避難施設の管理

知事（危機管理局）は、避難施設の改廃等の状況を管理します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行います。

(ア) 施設の廃止

(イ) 用途の変更

(ウ) 改築

(エ) 重要な変更（避難住民等の受入、救援の用に供すべき部分の総面積の1/10以上の増減等）

オ 避難施設指定・改廃の通知

知事（危機管理局）は、避難施設を指定、変更した時は市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知します。

カ 避難施設の安全と運営方法の確保

(ア) 避難施設の消防基準

知事（危機管理局）は、消防法に準拠して、臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めます。（法第89条）

(イ) 避難施設の管理運営

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、「避難施設管理運営指針及びマニュアル」を整備します。

(4) 復旧等**ア 応急復旧（法第139条）**

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

(ア) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県が管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(イ) 通信機器の応急の復旧

関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置、他の通信手段への切替等を講じます。

(ウ) ライフライン施設の応急の復旧

県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急の復旧のための措置を講ずるとともに、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定（地方）公共機関の応急の復旧を支援します。

(エ) 運送路、運送施設の応急の復旧

県が管理する道路、漁港施設、空港、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

県対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うための運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行います。

(オ) 応急復旧の支援（法第140条）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

また、市町村長、指定（地方）公共機関から県に支援の求めがあった場合は、できる限り支援を行います。

イ 復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設について、その機能を完全に復するため実施する事業です。（法第141条）

基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各部局等は国民保護措置に要する財政需要の見込みを見積もり、総務部と協力して、財源の確保に努力します。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算、又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

(ア) 優先的に取り組むべき事項の順位の決定

(イ) 予算の重点配分、流用、予備費充当

(ウ) 速やかな予算編成と臨時議会の招集

ウ 復旧、復興

(ア) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(イ) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置

予算措置が必要な場合には予算編成を行い、県議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 出納及び物品購入

国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 支払い手続き等

緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置

ア 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他必要な措置

(ア) 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係

(イ) 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準第8関係

ウ 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

(4) 損失補償等

ア 損失補償

県は、知事が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。(法第159条第1項)

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法第81条第2項
特定物資の保管命令	法第81条第3項
土地等の使用	法第82条
応急公用負担等	法第113条第3項(同条第1項に係る部分に限る。) 法第113条第5項(同条第1項に係る部分に限る。)において準用する災対法第64条第7項・第8項
車両その他の物件の破損	法第155第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)

イ 医療関係者への弁償

県は、知事の医療実施の要請（法第85条第1項）、指示（同条第2項）により医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償します。（法第159条第2項）

(5) 損害補償

ア 協力者への損害補償

県は、知事、県職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第160条第1項）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）
救援への協力	法第80条第1項
消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法第115条第1項
保健衛生の確保への協力	法第123条第1項

イ 医療関係者への損害補償

県は、知事の医療実施の要請（法第85条第1項）、指示（同条第2項）により医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第160条第2項）

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、総合調整（※1）又は指示（※2）に基づく措置の実施に当たって市町村、指定（地方）公共機関が損失を受けたときは、その損失を補てんします。（当該市町村、指定（地方）公共機関の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）

※1 総合調整＝県対策本部長の総合調整（法第29条第1項）

※2 指示＝知事の指示（法第67条第2項（法第69条第2項において準用する場合を含む。）、法第73条第2項（法第79条第2項において準用する場合を含む。）

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

県は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について県が責任を有するものに要する費用を支弁します。（法令に特別の定めがある場合を除く。）（法第164条）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(7) 他の地方公共団体の長等の応援（法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条）を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。（法第165条第1項）

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができます。（法第165条第2項）

(4) 他の地方公共団体の長等を応援（法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条）したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求します。（法第165条第1項）

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。（法第165条第2項）

ウ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行（法第14条）した場合、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁します。（法第166条）

- (ア) 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用
- (イ) 他の市町村長が応援のために負担した費用

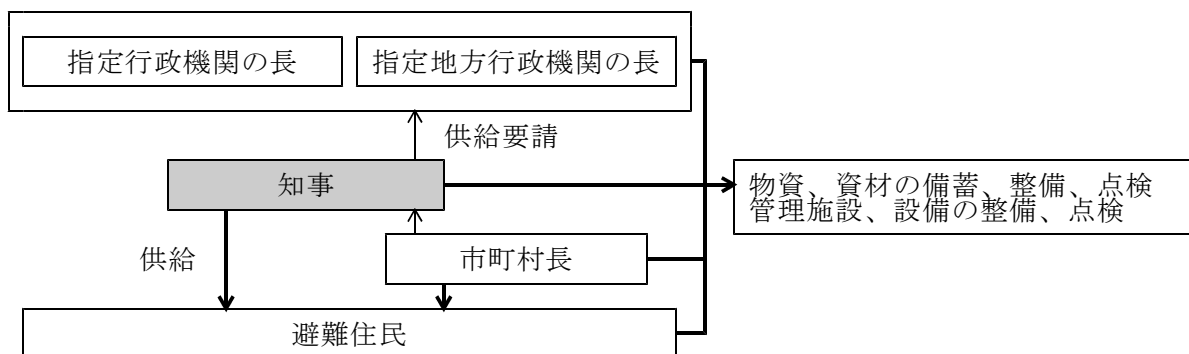
エ 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき（法第76条第1項）は、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁します。（法第167条第1項）

ただし、知事は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができます。（法第167条第2項）

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄



ア 備蓄の基本的考え方

避難施設での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は知事（危機管理局、農林水産部）及び市町村の備蓄又は調達する食品等を支給するものとします。

運送が可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。

また、事業所等や各家庭において、3日間の食品等を備蓄するよう啓発します。

イ 備蓄の要領

被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と方法に関する方針を定め、備蓄計画を定め、計画的に備蓄します。

県と市町村が連携備蓄している物資、資材は、知事（危機管理局）が一元的に運用します。

不足する備蓄物資等については、国に供給を要請します。

防災における備蓄との整合性、国や他の都道府県との相互協力を図ります。

県 市町村（2 を除く）	1 備蓄・調達を推進します。 2 広域的な見地から市町村備蓄食品を補完し、滞在者等に対応するための食品についても備蓄を推進します。不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他の都道府県等からの応援により確保します。 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカー、レトルト食品や粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）も備蓄します。 4 平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。また、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。
--------------------	--

ウ 国、市町村、その他関係機関との連携

(ア) 県は、国民保護措置に必要な物資及び資材について、国、市町村その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。

(イ) 以下の物資及び資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県は国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応します。

a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの

化学防護服、放射線測定装置等の資機材

b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

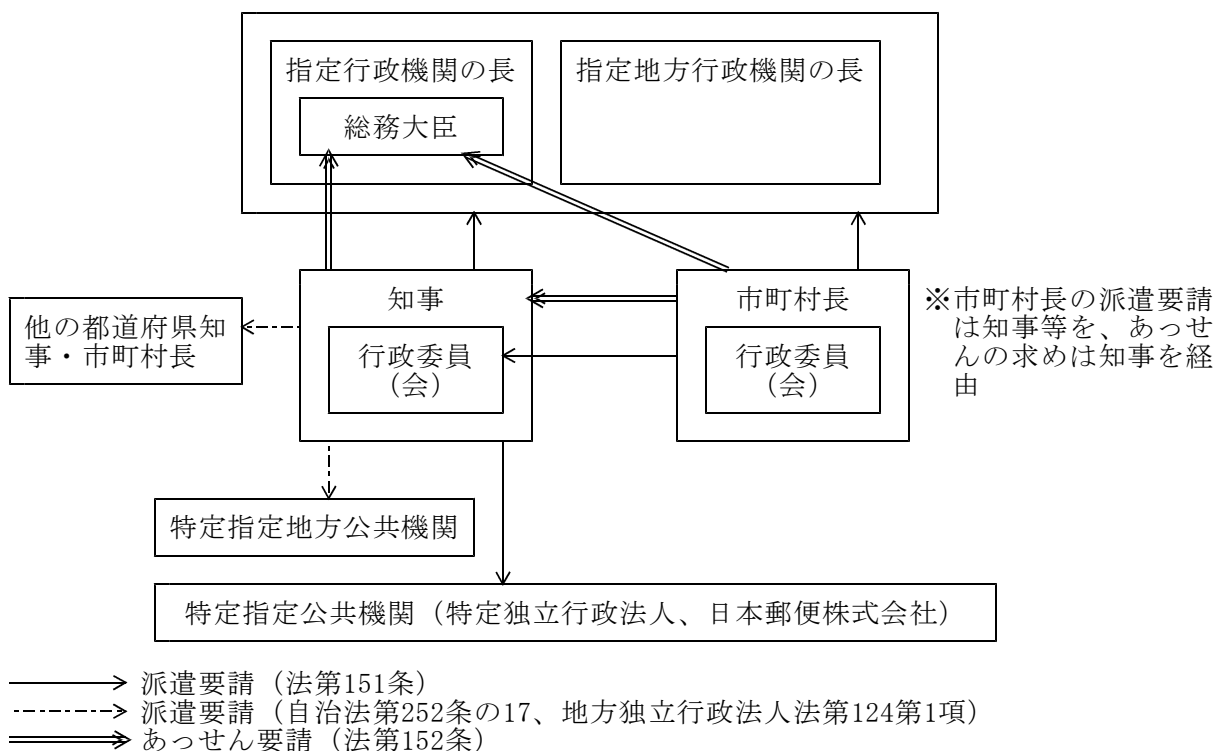
(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、衣類、食品、医薬品について、善意の救援物資が届けられることが予想されます。しかしながら、避難施設でのニーズとの相違、分配の労力及び手段について問題が生じることが予想されます。

このため、知事（商工労働部）は、市町村その他関係機関と連携して、救援物資の需給を把握し、公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備します。

7 人に関すること

(1) 職員の派遣とあっせん



ア 職員の動員

(ア) 知事（総務部）は、職種別人員数を把握し、必要な技術者等の動員指示を行います。

(イ) 事態の推移に応じ、計画に定める配備及び職員動員計画を超えて動員数を確保する必要がある場合に、各部局間の調整を行います。

イ 職員の派遣とあっせん

(ア) 職員の派遣（自治法第252条の17）

a 市町村への職員の派遣（自治法第252の17）

市町村等からの派遣要請により、必要な職員の派遣を行います。

b 指定行政機関等への職員の派遣要請（法第151条、自治法第252の17）

専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請します。

c 派遣者の宿舍等の確保

d 派遣要請に必要な文書

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 職員のあっせん

- a 総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求（法第152条）
派遣要請が不調な場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派遣についてあっせん要求します。
- b 市町村等からのあっせん要求への対応（法第152条）
市町村長等から求められた指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんに対し、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせん要求を行います。
- c 受入者の宿舎等の確保
受入者の宿舎等の確保については、関係機関と調整します。
- d あっせんに必要な文書

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |
|---|

ウ 関係機関との相互派遣協定等の整備

エ 武力攻撃災害発生時の県職員の人的応援体制の確保

(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い

ア 留意事項

- (ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁寧にを行います。
- (イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。
- (ウ) 遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理を行います。
- (エ) 救出任務を与えられた人は、ひどい心理的後遺症に苦しむことがあるのでメンタルケアに努めます。

イ 業務

- (ア) 遺体の搜索、収容、識別、埋葬又は火葬
- (イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管
- (ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し
- (エ) 記録・報告すべき事項

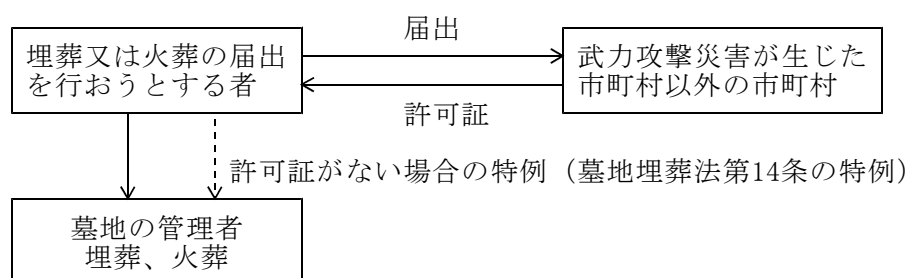
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 氏名 2 生年月日 3 男女の別 4 住所 5 国籍 6 その他識別するための情報 7 死亡の日時 8 死亡の場所及び状況 9 遺体等の所在 |
|--|

ウ 業務系統の一例



エ 埋葬、火葬の手続

大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、埋葬及び火葬の特例により手続きを行います。



8 国及び関係機関との連携

(1) 応援要請

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県、警察及び消防機関等へ応援を要請します。

(2) 国との連携

ア 国対策本部との連携

知事（危機管理局）は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要があるときは、国対策本部長に総合調整を要請します。このため、国対策本部と相互に緊密に連携し、必要な場合、県対策本部の会議に幹部自衛官等、国の職員などの出席を求めます。

イ 国現地対策本部との連携

知事（危機管理局）は、国現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、国現地対策本部と密に連絡調整を行います。

また、国現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態合同対策協議会が開催されたときは、職員を出席させ、情報共有や連絡調整を行います。

ウ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、又は市町村から要請を行うよう求められ必要と認めたときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

エ 国対策本部長の総合調整等に対する対応

(ア) 国対策本部長の総合調整に対する対応

県は、国対策本部長の実施する総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施します。

(イ) 内閣総理大臣の指示に対する対応

知事は、内閣総理大臣の指示がなされた場合、所要の措置を的確かつ迅速に実施します。

基本指針において内閣総理大臣が行うとされている指示

- ・避難の指示に関する指示
- ・都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に関する指示
- ・避難住民の誘導に関する措置に関する指示
- ・避難住民の運送に関する指示
- ・緊急物資の運送に関する指示
- ・救援に関する指示

(ウ) 内閣総理大臣等による代執行に対する対応

知事は、内閣総理大臣が事態に照らし緊急を要すると認める場合において、自ら措置を講じ又は関係大臣を指揮して講じさせたときは、可能な限り内閣総理大臣等による所要の措置の実施に協力します。

基本指針において内閣総理大臣が措置を講ずる又は講じさせるとされている場合

- ・知事が所要の国民保護措置を行うことができないとき
- ・国民の身体、生命若しくは財産の保護を図るため特に必要と認める場合で、知事に指示をするいとまがないと認めるとき

(3) 警察との連携

ア 警察との連携

県対策本部長は、警察に対し、県の区域に係る国民保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。(法第29条第10項)

イ 機動隊等の出動及び警察災害派遣隊の派遣要請

警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとします。

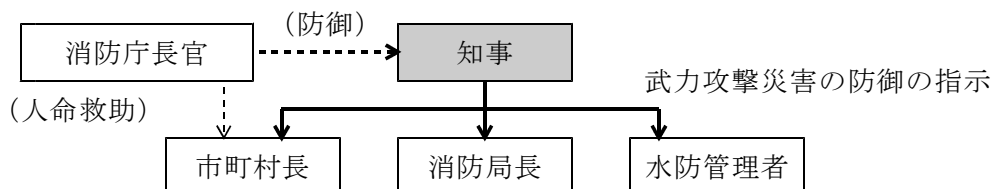
(4) 消防との連携

ア 消防庁長官の指示

消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について特に必要があると認められるときには、知事に対し必要な措置を指示することとなっています。(法第118条)

イ 知事の防御の指示

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、消火活動、救急、救助、被害の拡大防止及び予防等、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。(法第117条第1項)



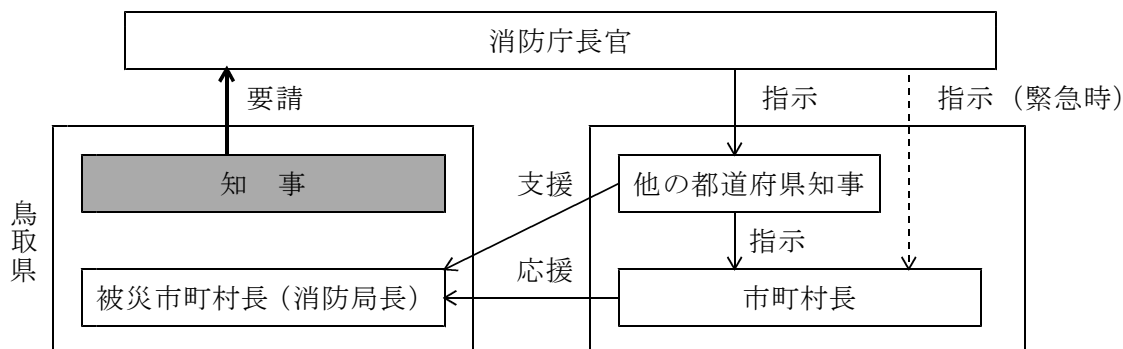
ウ 消防庁長官への応援要請

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防力のみをもってしてはこれに対処できない場合は、速やかに消防庁長官に法第119条第1項による応援を要請します。

消防庁対策本部設置時	電話番号 ----- F A X	国対策本部が設置された時点で通知	
平 日 (9:30～17:45)	電話番号	03-5253-7551	総務省消防庁
	F A X	03-5253-7543	国民保護運用室
上記以外	電話番号	03-5253-7777	総務省消防庁
	F A X	03-5253-7553	宿 直 室

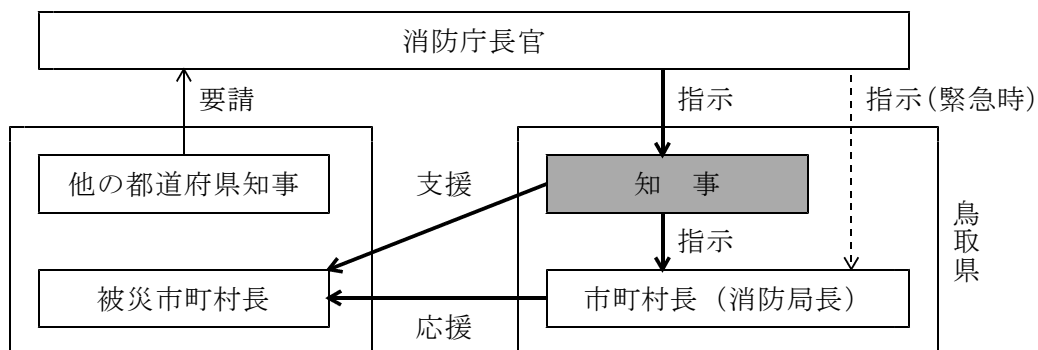
エ 緊急消防援助隊の受入れ

東部消防局長は、応援を受けた緊急消防援助隊の消防活動に関する指揮を行うものとします。



オ 他都道府県への消防の応援

知事（危機管理局）は、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、市町村長（消防局長）に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示します。（法第119条第3項）



カ 出動する消防職員の安全確保

知事（危機管理局）は、消防に応援等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じます。（法第120条）

(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請

ア 連絡幹部の派遣

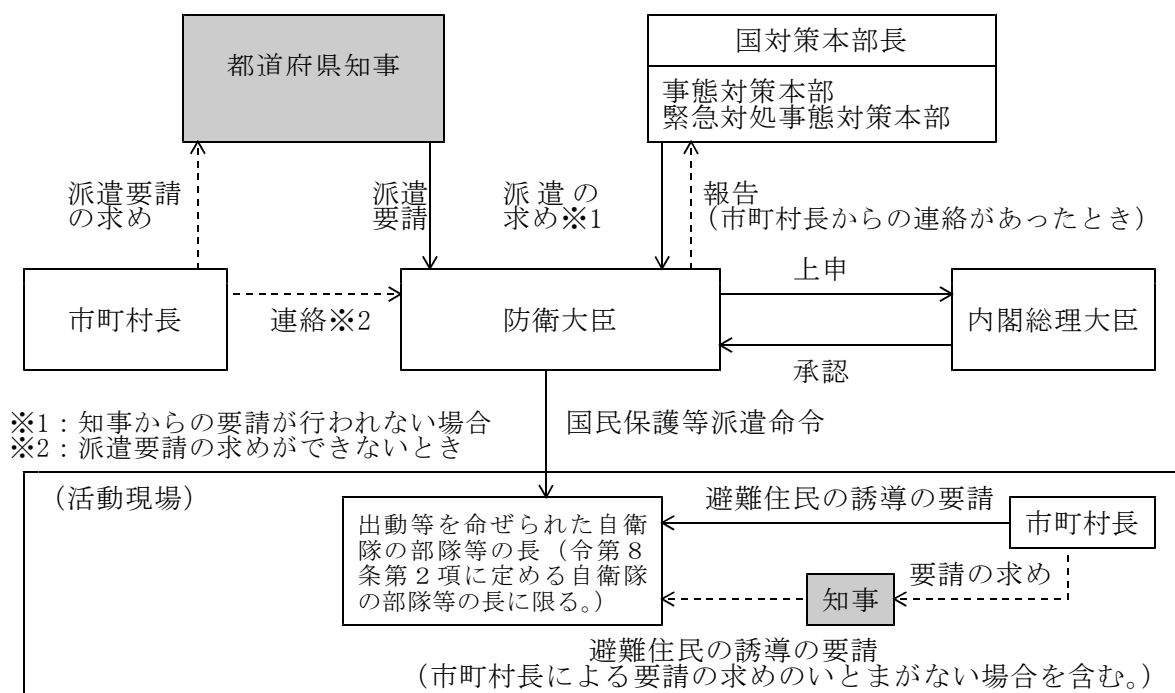
県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、その指定する職員を連絡幹部として県対策本部の会議に出席させるよう要請します。

イ 国民保護等派遣の要請

知事（危機管理局）は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。要請に当たっては、原則として県対策本部会議に出席している自衛隊の職員を通じて、防衛省との緊密な連携調整を行います。

なお、武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。

ウ 国民保護等派遣の仕組み



エ 国民保護等派遣要請の手続等

要請者		知 事
要請 手続	県	自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにした文書をもって要請します。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出します。
	市町村	知事へ、派遣要請の求めを行うものとします。 知事へ派遣要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡するものとします。
文書で明らかにすべき事項		1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

オ 要請の窓口

防衛省に対する要請の窓口は、別途防衛省が作成する国民保護計画の定めるところによります。

カ 派遣部隊の一般的活動内容

区 分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握等
避難住民の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBCR攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

キ 留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(6) 他の都道府県知事等への応援要求等

ア 他の都道府県知事等への応援要求

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、応急措置実施のため必要であると認めるときは、法第12条の規定に基づき他の都道府県知事等に対して応援を求めます。

武力攻撃災害は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事（危機管理局）は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携します。

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは十分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求めます。

イ 他の都道府県知事等との連絡調整

知事（危機管理局）は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事等に対する要請準備と事前連絡を行います。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。

なお、知事（危機管理局・他各部局）は、他都道府県知事等から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を行います。

ウ 武力攻撃災害での相互応援

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事実）のある場合を除き、必要な応援を行います。

エ 鳥取県が締結する災害時応援協定

	名 称	相手先	締結年月日 (最新改定年月日)
1	中国 5 県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成 7 年 7 月 13 日 (平成 24 年 3 月 1 日)
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成 7 年 12 月 5 日 (平成 24 年 3 月 1 日)
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成 8 年 3 月 29 日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成 8 年 5 月 31 日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成 8 年 7 月 18 日 (平成 24 年 5 月 18 日)
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成 16 年 3 月 17 日 (平成 28 年 9 月 12 日)
7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成 24 年 10 月 25 日

(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等**ア 指定（地方）公共機関への措置要請**

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

イ 応援

知事（各部局等）は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援します。

ウ 応援の求め

知事（各部局等）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行います。

(8) 市町村への応援

知事（危機管理局、総務部）は、市町村長等から国民保護措置実施のため人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行います。（法第18条、法第144条）

(9) 相互応援協定の整備

知事（危機管理局）は、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保します。

協定機関	協定の内容
国	人的、物的な応援
地方公共団体（県、市町村）	人的、物的な応援、備蓄の相互連携
指定（地方）公共機関 （日本赤十字社を含む） 事業者、公共的団体等	それぞれの業務に係る分野での応援 人的、物的（物資、資材の調達、供給）な応援

9 情報の提供と相談窓口**(1) 実施要領**

県民及び避難住民の人心の安定を図るために、県及び市町村に広報センターを設置し、総合的な生活情報の提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供**ア 情報提供のガイドライン****(ア) 正確な情報を提供**

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応します。

(イ) 行動指針の明示

住民の行動指針を示し、住民の安全の確保します。

イ 情報の種類等**別紙第1「情報計画」参照****ウ 住民等への情報提供の手段**

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、あんしんトリピーメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット）、モバイル版、携帯電話向けサイト）、

ツイッター、フェイスブック、Ｌアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。

また、県は、要配慮者に対し、それぞれの特性に応じた方法により、情報が確実に伝わるよう、音声と文字を用い、多様な言語、分かりやすい表現や表記によって必要な情報を的確に伝達するよう努めます。

エ 情報提供の体制と要領

県対策本部（広報班長）は、県対策本部直轄の広報センターを設置、運営します。この際、県内における国、市町村及びその他の関係機関の行う広報と連携します。

(ア) 広報班長のもと、県内における広報を一元的に行います。

(イ) 報道機関への発表場所は、県対策本部とは別の場所を確保します。また、必要に応じ、臨時の記者室も県対策本部及び発表場所とは別の場所に確保します。

(ウ) 情報提供の方法は、できるだけ報道機関の要望に合わせます。

(エ) 努めて次回発表時刻を予告し、厳守するとともに、広報発表の早期の定時化を図ります。

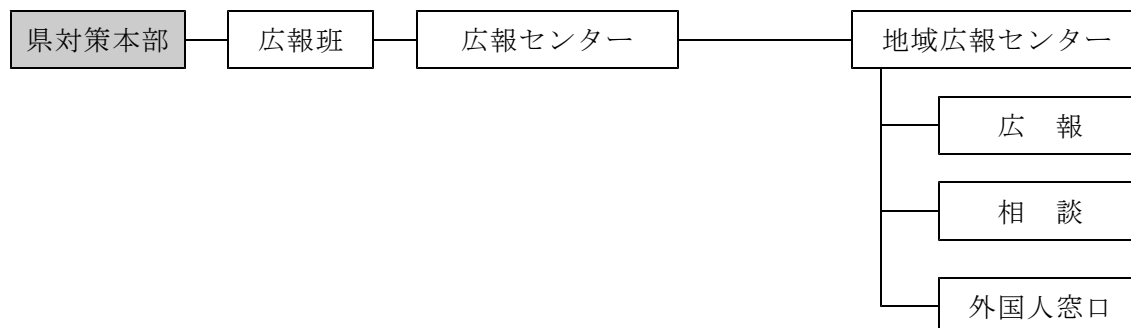
(オ) 原則として広報班長が発表します。適時、事情に詳しい関係者、専門家等を発表の場に同席させ、説明します。

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが寄せられます。

これらに対応するため、各避難施設や主要な場所に相談窓口を開設し、広報センターにより一元的に対応します。この際、国、市町村及びその他の関係機関の行う広報との連携や、専門家による効果的な相談を行います。

(4) 実施体制



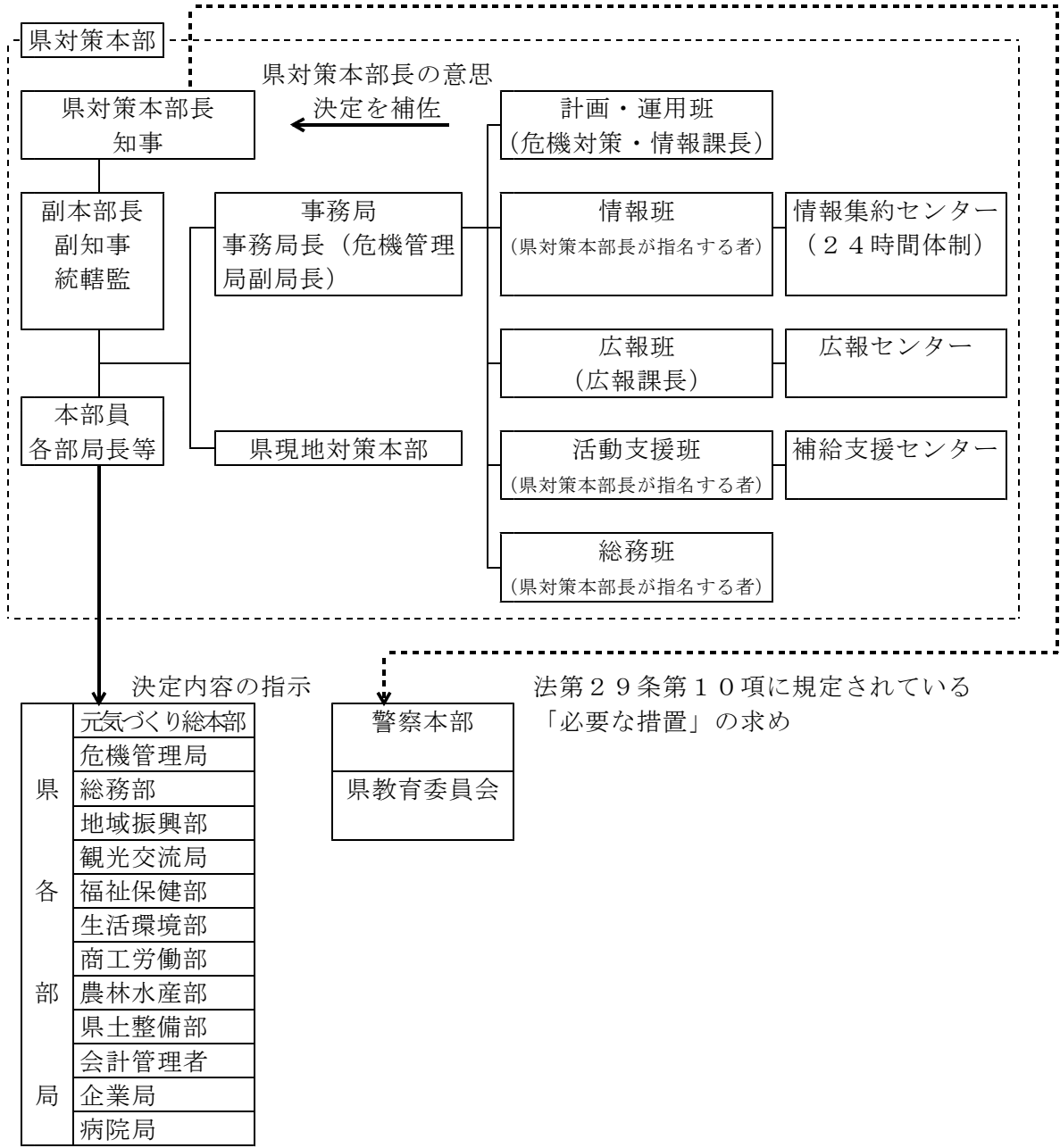
第5章 国民保護対策本部等、通信

要旨	国民保護対策本部等を設置すべき県・市町村に指定された場合に、県対策本部・市町村対策本部等を速やかに設置するなど、県、市町村及びその他の関係機関がとる活動体制について定めます。
----	---

1 県対策本部等

(1) 組織

ア 組織図



イ 県対策本部長

- (ア) 県対策本部長は、知事です。
- (イ) 県対策本部長は、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。
- (ウ) 知事が不在等の非常時における、知事権限委譲順位は次のとおりです。

第1位	副知事
第2位	統轄監
第3位	危機管理局長
第4位	総務部長
第5位	元気づくり総本部長
第6位	地域振興部長
第7位	福祉保健部長
第8位	県土整備部長
第9位	農林水産部長

ウ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事、統轄監です。
- (イ) 副本部長は、県対策本部長を補佐します。
- (ウ) 副本部長の継承順位は、知事権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (ア) 本部員は、以下のとおりです。

☐ 副知事 ☐ 統轄監 ☐ 元気づくり総本部長 ☐ 危機管理局長 ☐ 総務部長 ☐ 地域振興部長 ☐ 観光交流局長 ☐ 福祉保健部長 ☐ 生活環境部長	☐ 商工労働部長 ☐ 農林水産部長 ☐ 県土整備部長 ☐ 会計管理者 ☐ 企業局長 ☐ 病院事業管理者 ☐ 教育長 ☐ 警察本部長 ☐ その他職員で知事が指名する者
--	---

- (イ) 本部員は、県対策本部長の命を受け、県対策本部の事務に従事します。
- (ウ) 本部員が不在等の非常時においては、本部員の次級の先任者である県職員が代替職員となります。

オ 事務局

- (ア) 事務局は、危機管理局副局長を事務局長とし、危機管理局の職員及び各部局等からの応援職員により構成します。
- (イ) 事務局は、県対策本部の活動を補佐するもので、県対策本部長より権限を委任された場合を除き、各部局等を指示する権限はありません。
- (ウ) 事務局の各職員は、県対策本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、人に関すること、広報・広聴、情報、国民保護措置の実施、補給支援、県対策本部の運営に関する計画と指示の作成を行います。

班名	機 能
共 通	1 実施計画の作成 2 その他県対策本部長から命ぜられた事項
計画 ・運用班	1 県対策本部会議の開催 2 県対策本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画のとりまとめ 4 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報班	1 情報要求の決定及び情報収集、整理及び集約 (・被災情報 ・避難や救援の実施状況 ・安否情報) ・その他計画・運用班等から収集を依頼された情報 2 情報の報告・通報 3 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録

班名	機 能
広報班	1 県民への情報提供、報道機関との連絡調整などの広報 2 県民からの広聴、相談
活動支援班	1 県内の各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援 3 指定（地方）行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請 4 指定（地方）公共機関への求め、指示等 5 補給、運送等の運用、調達に係る調整
総務班	1 通信の確保 2 消防防災ヘリコプターの運用 3 県対策本部の庶務業務

(2) 県対策本部の所掌事務

- ア 県対策本部長の意思決定の補佐
- イ 県対策本部長の関係機関に対する総合調整権の発動の補佐
- ウ 地方公共団体の長以外の当該団体の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整

(3) 県対策本部の設置

ア 設置の基準

県対策本部の設置の指定を受けたとき。（法第27条）

必要と認める場合には、内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します。

イ 廃止の基準

県対策本部の設置の指定の解除の通知を受けたとき。（法第30条）

ウ 設置及び廃止の公表

(ア) 県対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公表するとともに県対策本部の標識を掲示します。

(イ) 県対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表します。

エ 県対策本部の設置の通知等

(ア) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課
県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課
市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課
各消防局	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	
指定地方行政機関 指定（地方）公共機関	電話、ファクシミリ	
自衛隊	電話、ファクシミリ（有線）	
近隣県（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	

(イ) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表します。必要により、県対策本部長は、記者会見等により自ら発表を行います。

オ 本部長、本部職員の参集等

県対策本部長は、速やかに本部長、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

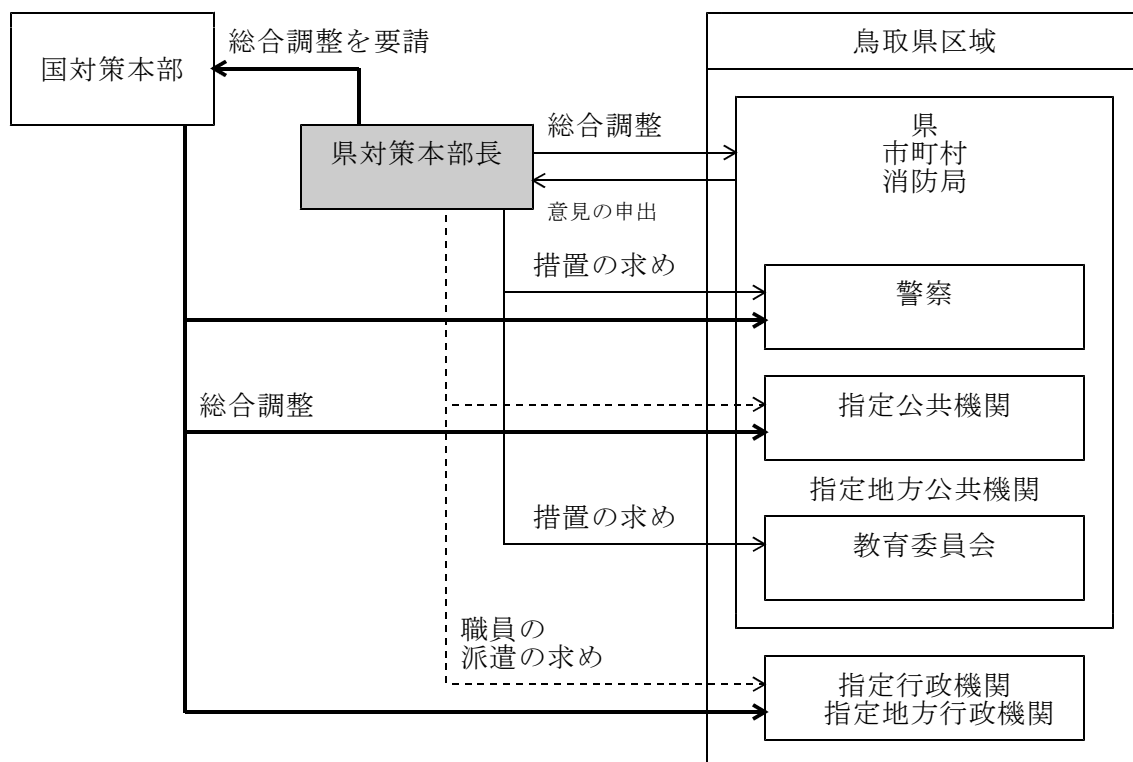
(4) 位置

通常、県対策本部は、県庁第二庁舎に設置します。

県庁第二庁舎が使用不能の場合は、県東部庁舎等に設置するものとします。

なお、東部地区が要避難地域の場合などでは、西部総合事務所、中部総合事務所あるいはその他県有地などに設置します。

(5) 県対策本部長の権限



総合調整 (法第29条第1項)	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。 ※ 国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村及び指定（地方）公共機関の自主性及び自立性に配慮します。
職員派遣の求め (法第28条、第29条第3項)	必要があると認めるときは、国の職員その他県職員以外の者を県対策本部会議に出席させます。 指定行政機関、指定公共機関に対し、必要に応じて、連絡のための職員の派遣を求めます。
総合調整の要請 (法第29条第4項・第6項)	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請します。 市町村対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行います。（法第29条第6項）

情報の提供の求め (法第29条第8項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め (法第29条第9項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告、資料の提出を求めます。
措置の求め (法第29条第10項)	警察、教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。 ※ この場合、県対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(6) 県現地対策本部

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定（地方）公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置します。

ア 組織

県現地対策本部に、県現地対策本部長、県現地対策副本部長、県現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

管轄地域	県現地対策本部長	県現地対策副本部長
鳥取県東部地区	東部振興監	県対策本部長が指名するもの
鳥取県中部地区	中部総合事務所長	
鳥取県西部地区	西部総合事務所長	
県対策本部長の特命する地域	県対策本部長が指名するもの	

(ア) 県現地対策本部長

県現地対策本部長は、県現地対策本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督します。

(イ) 県現地対策副本部長

- a 県現地対策副本部長は、県対策本部の本部員、その他の職員の中から本部長が指名します。
- b 県現地対策副本部長は、県現地対策本部長を補佐し、県現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。

イ 運営

県現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は県現地対策本部長が定めます。

ウ 位置

県現地対策本部は特別の場合を除き、当該地区を所管する県総合事務所内（東部地区は県東部庁舎又は県八頭庁舎）に設置します。

エ 県現地対策本部の設置及び廃止の公表

県現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3)ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 役割

県現地対策本部長は、県対策本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

県現地対策本部長は、武力攻撃による災害が大規模で所管区域の市町村、消防機関等が被災情報を把握できないと認めるときは、情報収集班を組織し、被災地域の市町村役場及び被災地域の情報を直接収集・分析し、県対策本部に報告します。

情報収集に当たっては、県対策本部が組織する情報班と密接な連絡のもとに活動します。

- 1 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- 2 市町村及びその他の関係機関との連絡調整に関すること
- 3 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
- 4 自衛隊の国民保護等派遣に係る意見具申に関すること
- 5 県対策本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること
- 6 各種相談業務の実施に関すること
- 7 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること

(7) 予備対策本部

県対策本部長は、必要に応じ、予備対策本部を設けます。

予備対策本部は、万一の場合に備えて県対策本部の機能をバックアップするもので、県対策本部の指示に基づき、東部振興監又は県総合事務所長が開設し、県対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。

(8) 県対策本部の運営及び警戒

ア 県対策本部の運営

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように勤務し、施設等の運営の要領を適切に定めます。

長期にわたる円滑な勤務が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制への移行を円滑に実施します。

イ 国現地対策本部との連携

国現地対策本部が設置された場合、県対策本部は国現地対策本部との連携を密にして、円滑な国民保護措置の推進を図ります。

ウ 県対策本部の警戒

知事(危機管理局)は全般の状況、特に事態の状況を考慮して本部警戒計画を作成します。

県対策本部への出入りについては、確認を行い、事前に許可登録を受けた県対策本部要員に限りします。

警戒に当たっては、警察あるいは自衛隊と密接に連携します。

(9) 県対策本部の移転

県対策本部及び国現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、県対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 県対策本部の予定位置

国民保護措置全般の状況の推移に即応し、各実施部及び関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

イ 移転の手続

危機管理局長は、事態の進展に伴い、県対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、県対策本部長の承認を受けます。

県対策本部の細部位置については、関係部局と調整して計画、決定します。

位置の選定にあたっては、県対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

ウ 移転に伴う通信等

県対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、情報班は、移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要量の通信施設を残置し、国及び関係機関との通信を確保します。

また、県対策本部長の移動間の通信を確保します。

エ 先行班

先行班は、事務局及び各実施部の代表者で編成します。

県対策本部の移転先の細部位置が決定したならば、必要な準備を行うために、要員を先行させて、通信手段その他必要な準備を行います。

移転に際しては、新たに開設される県対策本部の細部位置が決定したならば、必要な準備を実施するため、あらかじめ計画した先行班を派遣します。

オ 移転の要領

県対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

県対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

カ 移転に伴う調整と報告

県対策本部の移転に際しては、県対策本部の活動を継続的に確保するため、国及び関係機関と密接に調整し、新位置等については、国対策本部及び関係機関等に通報します。

報告・通報先は、県対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 県対策本部の移転先 2 移転の時期 3 移転の経路 4 連絡方法 5 その他
	県対策本部長の移転先への到着	

(10) 現地調整所

知事及び市町村長は、関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや県対策本部との情報共有を円滑に行うため、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場において現地調整所を設置します。

2 職員等の活動体制

(1) 県職員の配備体制基準

基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容
レベル1 （平時） （Green）	県庁各部署又は 防災当直	1 24時間にわたって常時情報を収集。	1 県庁としての準備は行わないが、各職員は所在位置を明確にするなど、不測事態に備えます。
レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体制（Ⅰ）に対する準備を行います。
レベル3 警戒体制（Ⅰ） （Yellow）	緊急対応チームの設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、危機管理局長が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	1 関係各部においては、国民保護業務に従事するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議します。 2 関係各部においては、警戒体制（Ⅱ）に対する準備を行います。
レベル4 警戒体制（Ⅱ） （Orange）	危機管理委員会の設置	1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の国家安全保障会議の緊急大臣会合が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	各部は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部局長の指示に従い、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
レベル5 非常体制 （Red）	危機管理対策本部の設置	1 県内で警報が発令されたとき。 2 県対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	緊急事態行政組織に移行します。 県関係の全職員をもって国民保護措置に従事します。
	県対策本部の設置	1 国から県対策本部設置の指定を受けたとき。	

- （注） 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用します。
2 警察本部の配備体制は、警察本部長の定めるところによります。

(2) 県職員の動員計画**ア 関係機関における国民保護要員の動員**

武力攻撃災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関の対策実施責任者は、それぞれ平素から武力攻撃事態等における動員体制を確立します。

イ 県における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、各部（局）は前述の配備体制にしたがって、職員動員計画により動員を行います。

ただし、各部（局）長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

(イ) 各課（室）長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

ウ 防災連絡責任者

(ア) 各主管課の防災連絡責任者は、被害情報について、各課（室）防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに伝達あるいは収集報告に当たります。

(イ) 各課（室）防災連絡責任者

各課（室）防災連絡責任者は、主管課防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、被災情報等について把握、連絡等を図ります。

(ウ) 防災連絡責任者の報告

各部局の主管課は、地方機関を含めた部局内の防災連絡責任者をとりまとめ、各年度当初に危機対策・情報課長に報告します。なお、変更があった場合は、そのつど報告します。

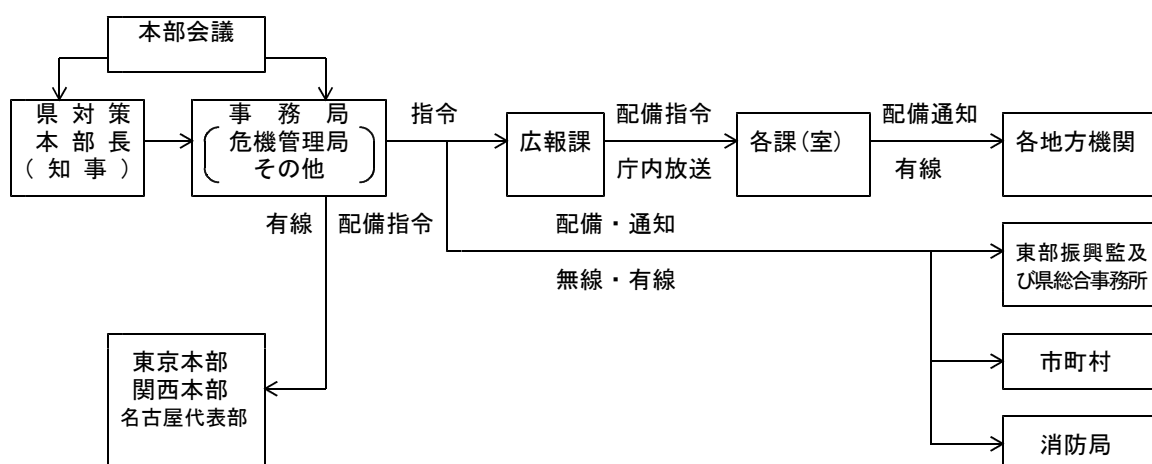
エ 地方機関の動員体制

地方機関における動員体制は、地方機関の長において本庁の動員体制に準じ別に定めます。

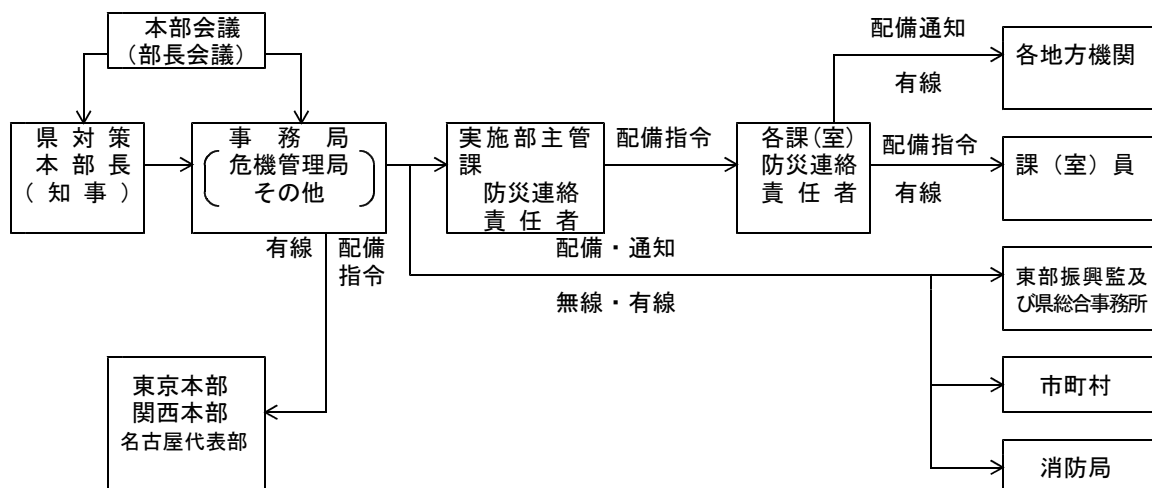
オ 動員配備のための連絡体制の確保

県における職員の動員配備は、次の系統で伝達し、動員配備します。各課（室）においては、防災連絡責任者においてあらかじめ動員順位、連絡方法等について具体的に計画します。

【勤務時間内】



【勤務時間外】



カ 情報連絡室の設置（注意体制、レベル２）

県（危機管理局）は、武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報を入手した場合は、情報連絡室を設置し、情報集約体制を強化します。

区 分	内 容
構 成	当直職員、防災連絡員、その他危機管理局長が必要と認める職員
業 務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 危機管理局職員等に対する災害情報等の連絡 4 上記のほか特に危機管理局長が指示する業務

キ 警戒体制及び非常体制（レベル３以降）

(ア) 参集

夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生した場合、県庁各部局の職員は国民保護の初動対応に従事するため、次の区分に基づき、自発的に参集します。

(イ) 参集の遅延

参集場所に参集できない場合は、最寄りの地方機関等に参集の上、その旨を所属長に報告します。

心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。この場合、医師その他参集できなかった事由を証明することができる者の証明書を提出します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
危機管理局	県対策本部	県対策本部の開設 県対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で県対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各部局	部局の応急対策業務
地方機関勤務者	当該職員が勤務する地方機関	地方機関の応急対策業務

(注) 参集場所等を別に定めている部局を除きます。

ク 職員の待機

職員は常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、武力攻撃が発生し又は発生するおそれがあるときは、課（室）防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機します。

ケ 特殊標章等の携帯

国民保護法に基づき、文民保護の国際的標章を使用し、身分証明書を携行します。

3 市町村の対策本部等

(1) 市町村の対策本部

ア 設置の基準

市町村長は、国対策本部から市町村対策本部設置の指定を受けたときは、市町村対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。なお、指定がなく市町村対策本部を設置する必要があるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に指定を要請するものとします。

イ 設置前の措置

市町村対策本部が設置される前又は設置されない場合における国民保護措置の実施は、市町村対策本部が設置された場合に準じて処理するものとします。

ウ 組織等の整備

市町村は、市町村対策本部に関する組織を整備し、市町村対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めるものとします。

エ 設置及び廃止

市町村は、市町村対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防局等の関係機関に通報するよう努めるものとします。

オ 情報連絡体制

市町村は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、当直等の強化など情報連絡体制を確保するよう努めるものとします。

(2) 関係機関

指定（地方）公共機関は、国民保護措置を実施するために必要な組織を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及び服務基準を定めるものとします。

(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携

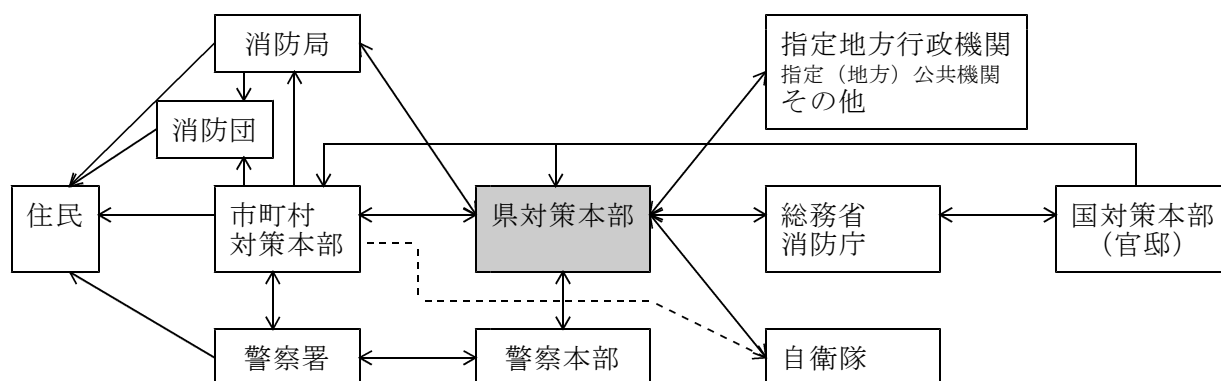
県対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、市町村の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

4 県緊急対策本部

県緊急対策本部については、「1 県対策本部等」に準じます。この際、「県対策本部」を「県緊急対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図



(2) 通信運用

県対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括します。

部局長等は、県対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

国（消防庁）と危機管理局との間においては、消防防災無線又は地域衛星通信ネットワーク回線、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、国対策本部（官邸）と県及び市町村対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）や全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情報の伝達を行います。危機管理局は他の各部局、県東部庁舎・八頭庁舎及び各県総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。

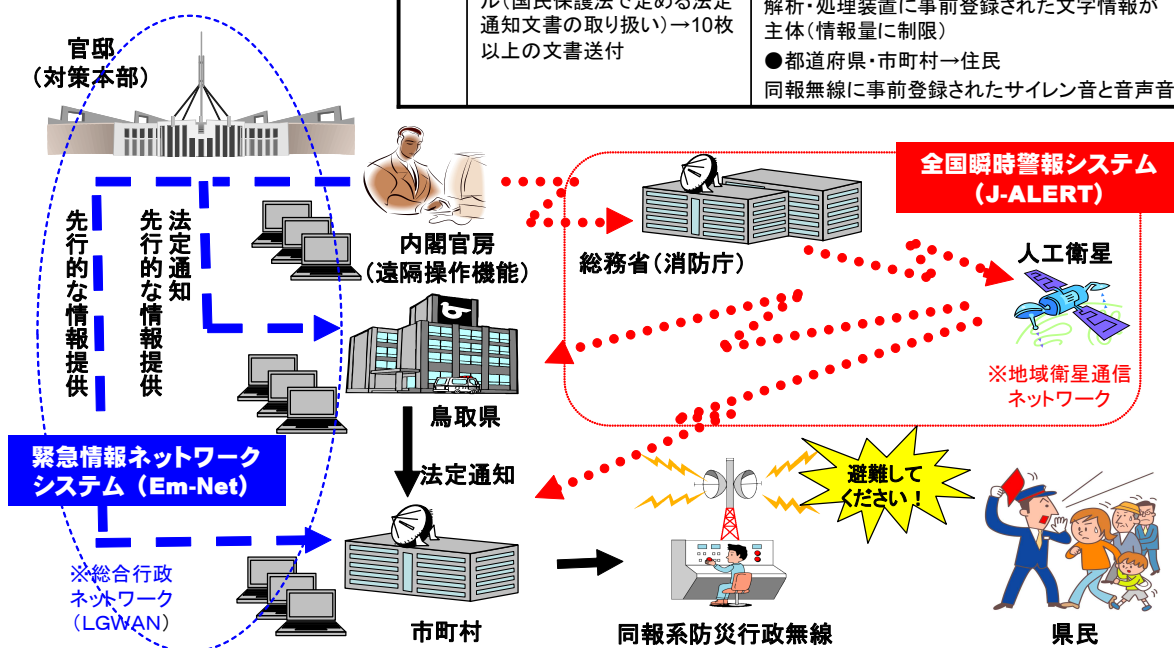
ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。

Em-NetとJ-ALERT

〈イメージ図〉

Em-Netの流れ
J-ALERTの流れ
鳥取県内の情報の流れ

	Em-Net(1分以内で送信)	J-ALERT(市町村まで1～2秒で送信)
目的	国民保護法に基づく警報等の文章を、国(官邸)から都道府県(市町村)に通知	国が覚知した緊急情報を国から市町村の同報無線を自動起動させることにより、瞬時に住民に伝達
内容	国で作成した文書・添付ファイル(国民保護法で定める法定通知文書の取り扱い)→10枚以上の文書送付	●国→都道府県・市町村 解析・処理装置に事前登録された文字情報が主体(情報量に制限) ●都道府県・市町村→住民 同報無線に事前登録されたサイレン音と音声



(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 通信組織	構 成	維持、運営
鳥取県 防災行政無線 ----- 県内各機関	県庁・県総合事務所を中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 ----- 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 ----- 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) ----- 国対策本部 (内閣官房)	総合行政ネットワーク（L GWAN）又はインターネット回線を利用し、国（官邸）と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	内閣官房が維持、運営を行っています。
全国瞬時警報システム (J-ALERT) ----- (内閣官房、消防庁)	地域衛星通信ネットワークを利用し、国（内閣官房・消防庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達します。	内閣官房、消防庁が維持、運営を行っています。
水防道路無線 ----- 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク ----- 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った（財）自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、（財）自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	（財）自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、（財）自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信 -----	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

(4) 通常時の情報伝達手段

知事（危機管理局）は、防災行政無線を使用して以下のとおり情報の送受信ができます。

通信手段	送受信先	情報送信	情報受信
鳥取県 防災行政無線	県東部庁舎・県八頭 庁舎及び各県総合事 務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉	電話 ファクシミリ
	県地方機関 防災関係機関	電話 音声一斉	
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信 ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、 消防含む）	電話 ファクシミリ 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
	東京本部	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用**(ア) 非常通話及び非常電報**

通話、通信内容	武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報については、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。 ① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報 ② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項 ③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項 ④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、又は復旧その他運送の確保のため緊急を要する事項 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項
---------	---

通話、通信内容	⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項 ⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項 ⑦ 警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項 ⑧ 災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの
非常通話及び非常電報の取扱い	① 非常通話 あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。 通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。 ② 非常電報 発信するときは「非常」と朱書するものとします。

イ その他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

知事又は市町村長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。	☐ 警察事務設備 ☐ 消防事務設備 ☐ 水防事務設備 ☐ 航空保安事務設備 ☐ 海上保安部事務設備 ☐ 気象業務設備 ☐ 鉄道事業設備 ☐ 軌道事業設備 ☐ 電気事業設備 ☐ 鉱業設備 ☐ 自衛隊設備 ☐ NHK ☐ 山陰放送 ☐ 日本海テレビ ☐ 山陰中央テレビ ☐ エフエム山陰 ☐ CATV事業者	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限る。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。

県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与（無償）を受けます。

なお、総務省（中国総合通信局）が所有する機器の種類及び数量は、次のとおりです。

種類	数量
移動通信機器（簡易無線機等）	約 1, 5 0 0 台

※衛星携帯電話、MC A用無線局、簡易無線局

※詳細は、<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/bousai/01-1.html> を参照

第6章 その他

1 県民、事業所等の協力等

武力攻撃災害、緊急処理事態における災害発生の場合（発生のおそれがある場合を含みます。）は、その防除、軽減のために、県は、国、市町村及びその他の関係機関と連携して事前に定められた国民保護措置を実施していくこととしています。的確かつ迅速な国民保護措置の実施のためには、県民の理解と協力が不可欠です。

県民、自主防災組織、事業所等は、国民保護制度を理解し、平素の備えから避難、避難先での生活までの各場面で、それぞれの立場で活動を行うとともに、国及び関係機関との連携を保ちながら、的確かつ迅速な行動をとることが必要です。

ここでは、平素からの備えや避難の指示が発せられたときの期待される行動を示します。

(1) 県民の協力

県民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努めます。県民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮します。

要 請 内 容	要 請 者	備 考
避難に関する訓練への参加 ・訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による	知事、市町村長	
避難住民の誘導の援助（復帰の誘導を含む） ・市町村職員と一体となって避難住民の先導をすること ・移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・要配慮者の避難を援助してもらうこと	避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	損害補償
救援の援助 ・二次災害の発生のある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、要請しない。	知事、県職員 （救援を委任したときは市町村長、市町村職員）	損害補償
消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助 ・消火のための水の運搬 ・救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・被災者の救助のための資機材の提供など	市町村長、消防吏員、市町村職員、知事、県職員、警察官等	損害補償
住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助 ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・水道の検査の実施 ・防疫活動の実施（感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配付） ・被災者の健康維持活動の実施（栄養指導等の保健指導のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配付、健康食品等の保健資材の配付）等	知事、県職員、市町村長、市町村職員	損害補償

(2) 公共的団体の取組

県の国民保護措置の協力を努めます。

(3) 県民に期待する取組

平素	1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 水（１人１日分の最低必要量３リットル）及び食品３日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合います。 5 役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めます。 6 要配慮者がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルーム（※）を準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の侵入を少しでも遅らせようとする措置です。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 速やかな避難行動を取ります。 ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物がいない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いて行動をします。
警報発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 隣近所に知らせあいます。 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要以上の買い急ぎはしません。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 市町村の誘導に従い、自主的な判断による勝手な行動は自粛します。 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。 4 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。

(4) 自主防災組織等に期待する取組

平素	1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 役割分担を決めます。 5 国民保護について防災と有機的に関連させた普及啓発活動を行います。 6 地域内の要配慮者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかな屋内避難を呼びかけます。付近に建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。 2 県や市町村からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。
警報発令時	1 市町村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。 3 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	1 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 事業所等に期待する取組

平素	1 事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 5 従業員で対応措置を話し合います。 6 役割分担、避難や連絡方法、来客等の誘導方法などをあらかじめ決めて、周知します。 7 要配慮者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 8 業務継続計画（BCP）を作成します。 9 訓練実施及び訓練参加に努めます。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内にとどまることを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。
警報発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 2 来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 3 集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要に応じ、災害防止措置を行います。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手し、来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 来客、来店者、観光客の誘導を行います。 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います。 6 要配慮者の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては、県民の自発的協力が不可欠です。

このため、県は市町村と連携して国民保護について、住民の理解と協力が得られるように普及啓発活動を行います。

特に、消防団員や自主防災組織等に対しては、国民保護において担うべき役割の理解と協力を得る必要があり、そのためには、説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、普及啓発を行うことが重要です。

(1) 住民への啓発

- ア 国民保護法の普及啓発
- イ 国際人道法の普及啓発
- ウ 国及び関係機関と県との役割の認識及び普及啓発
- エ 避難施設、集合施設の周知
- オ 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及
- カ 警報、緊急通報等の啓発

(2) 自主防災組織への支援

県は、市町村が行う自主防災組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

整備	1 市町村は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとします。 また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいため、県民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとします。 2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、町内会等を基盤として自主防災組織を確立します。また、市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るよう努めるものとします。
編成	1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めます。 ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。 ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。
活動内容	1 防災に関する知識の習得、向上 2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等） 3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報 4 地域における情報収集・伝達体制の確認 5 避難施設・臨時医療施設の確認 6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

(3) ボランティアへの支援

平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

また、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについては、事前に登録します。

医療救護	被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要がありますが、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、日本赤十字社等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア体制の整備を図ります。 - 活動内容 救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施 - ボランティアの構成員 県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者 - 期待する業務内容 <table border="1" data-bbox="379 808 1401 1379"> <tr> <td data-bbox="379 808 555 1077">県</td><td data-bbox="555 808 1401 1077"> - 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。 - 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="379 1077 555 1267">医師会</td><td data-bbox="555 1077 1401 1267"> - 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。 - 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="379 1267 555 1379">日本赤十字社県支部</td><td data-bbox="555 1267 1401 1379">他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。</td></tr> </table>	県	- 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。 - 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。	医師会	- 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。 - 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。	日本赤十字社県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。
県	- 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握します。 - 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制を整備します。						
医師会	- 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。 - 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。						
日本赤十字社県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。						
生活支援	災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが地域や時間の推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターや組織化を行います。						

(4) 啓発の手段

ア 国民保護訓練の実施と住民への参加要請

イ 国民保護フォーラム等の実施

ウ 小冊子、パンフレットの作成と配布

エ 説明会の開催

オ ホームページなどによる情報の提供

3 国民保護訓練等

(1) 訓練の目的

- ア 国民保護計画などの検証と修正
- イ 住民への啓発
- ウ 警報等の各種情報の確実な伝達体制の確立
- エ 県の住民保護に関する責務の完遂

(2) 訓練の実施

訓練課目と訓練基準に基づき、段階的かつ計画的に訓練を実施します。

実施に当たっては、訓練の成果を収め、その目的を達成するため、適切な訓練の管理を行います。

このため、能力の的確な把握に基づいて、適切な計画を作成し、綿密な準備を行い、訓練環境を整備して効率的に実施するとともに、訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。

訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

- ア 住民の自発的参加（協力）
- イ 防災訓練と有機的連携を図ります。
- ウ 住民の自発的参加にあたっては、ボランティア保険の加入について配慮します。
- エ 警察本部は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限します。

(4) 各機関の実施すべき訓練

区分	機関	内 容
国民保護総合訓練	県	警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関が国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施します。 1 参加機関 ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定（地方）行政機関 ⑦ 指定（地方）公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） 2 訓練項目 ① 非常参集訓練 ② 県対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） 3 訓練実施方法 図上訓練、実動訓練

区分	機関	内 容
市町村の訓練	市町村	警報発令時等において、市町村が行う避難住民の誘導が迅速かつ的確に行われるように訓練するものとします。 このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定め、平素からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力をかん養するものとします。 1 参加機関 ① 市町村 ② 地域住民（自主的参加） ③ 県 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 警察 2 訓練項目 ① 非常参集訓練 ② 市町村対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練 ⑤ 避難行動要支援者の避難訓練
警察訓練	警察	警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期するため、次により訓練を実施します。 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員召集訓練 ③ 対策本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 実施回数等 前記 1 の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。
消防訓練	各消防局	警報発令時等における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 ① 消防団 ② その他関係機関 2 訓練項目 ① 非常召集命令伝達訓練 ② 参集訓練 ③ 初動措置訓練 ④ 情報収集訓練 ⑤ 本部等運営訓練 ⑥ 通信運用訓練 ⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練 ⑧ 消防団との連携訓練 ⑨ 各種計画等の検証 3 実施回数等 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。

区 分	内 容
医 療	警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施します。 ① 情報の収集・伝達訓練 ② 救護班等の編成 ③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検 ④ 入院患者搬送訓練 ⑤ その他必要な訓練
そ の 他	警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を関係機関と連携し実施します。 ① 情報の収集伝達訓練 ② 通信訓練 県は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施します。 ③ 応急対策 ④ 避難及び救護 県は、関係機関参加の下、それぞれの計画に基づく避難の円滑な遂行を図るため、住民避難訓練を実施します。 訓練の実施にあたっては、避難施設・避難経路の確認、避難施設開設、警報伝達、避難住民の誘導等の訓練を実施します。 ⑤ 本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃（予測）事態及び緊急処理事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情報収集・分析等本部の運営を訓練します。 （県対策本部、県緊急本部、県現地対策本部） ⑥ 機能別訓練 県は、地上部隊による着上陸侵攻及びNBCR災害に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関参加の下、情報伝達、救出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練を実施します。 ⑦ 個人防護訓練 個人毎のNBCR災害などに対する防護訓練を行います。 ⑧ その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加し、これに協力します。

(5) 職員の教育

ア 職員の育成及び配置

知事（危機管理局、総務部）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 一般職員への教育

知事（危機管理局）は、一般職員についても危機管理について必要な知識の教育に努めます。

- a 国民保護フォーラム等行事への職員の参加
- b 国、県の行う研修会、説明会への職員の出席

4 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 所有者等への命令又は勧告の告知

県教育委員会は、重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知します。

イ 文化庁長官への連絡

県教育委員会は、命令又は勧告を受けた重要文化財等の所有者から、文化庁長官に対する必要な措置に係る支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡します。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、国宝・特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の実施の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を実施します。

ア 被害防止措置の実施及び国宝等の管理を実施する責任者の決定（県教育委員会の職員のうちから）

イ 責任者は、被害防止措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で国際的に定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

このため、知事（危機管理局、福祉保健部）及び警察は、国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び県の要綱に従って特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

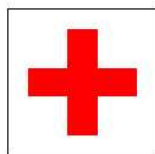
特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事（危機管理局） 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	（交付） 職員 水防団長、水防団員
		知事（危機管理局）	（許可）指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号 （青色のせん光灯） 身分証明書	知事（福祉保健部）	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等（法第157条）

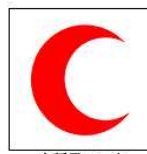
(ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク



赤新月マーク

(イ) 特殊信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

(ウ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

身長		瞳の色	髪型の色
その他の特徴又は情報			
所持者の写真			
印章		所持者の署名若しくは指印又はその双方	

（第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型）

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は上記のとおり。）

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等医療に従事する要員や医療のために使用される場所など。

(オ) 交付及び管理

a 知事（福祉保健部）は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させます。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含みます。）

b 知事（福祉保健部）は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可します。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

ウ 特殊標章等（法第158条）

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



（オレンジ色地に青の正三角形）

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は上記のとおり。）

(この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための空白)  身分証明書 文民保護の要員用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="padding: 5px;">身長</th> <th style="padding: 5px;">顔の色</th> <th style="padding: 5px;">髪質の色</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> その他の特徴又は慣性 肌質 所持者の写真	身長	顔の色	髪質の色			
身長	顔の色	髪質の色					
氏名..... 生年月日(又は年齢)..... 識別のための番号がある場合にはその番号..... この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」によって保護される。 発給年月日..... 証明書番号..... 発給当局の署名							
有効期間の満了日.....							
印鑑	所持者の署名若しくは指印又はその双方						

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機など。

(エ) 交付及び管理

- a 知事（危機管理局）又は警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。
- ① 知事（危機管理局）
- ・国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - ・知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 警察本部長
- ・国民保護措置に係る職務を行う警察の職員
 - ・警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- b 知事（危機管理局）は、指定地方公共機関から特殊標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可します。

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、国際人道法に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

別紙第1

情報計画

要旨	適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に資することを目的とします。 このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。
----	---

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情報要求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 国、他県の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の過程

過 程	内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策などを判断するために最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定	情報要求に対応するために収集しなければならない情報の項目と収集方法を判断します。
③情報の収集	どのような情報が必要かを踏まえて「具体的にどのような情報を集めるか」を判断します。 1 県対策本部長等の決断に必要な情報 (1) 安否情報 (2) 被災情報 (3) その他国民保護措置に必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報
④収集情報の処理	
I 記録	(情報の受付) 情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録します。
II 評価	信頼性、正確性、重要度などについて判断します。
III 分析	対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断、情報カードにコメントとして添付します。
IV 整理	市町村別や情報の種類毎に整理します。
V 提供	国、関係機関等に報告、通報します。
⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 状況の判断に使用します。 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対する県対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報の共有に使用します。 3 情報の受理及び伝達 必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行います。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティー等、情報の保全に留意します。

(3) 情報収集体制の整備

- ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材を育成します。
- イ 国民保護に必要な情報管理手段を整備し、情報を常に最新の内容に整備し、使用可能な状態に保ちます。

2 各部局等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各部局等の役割

各部局等	役割と収集項目	備 考
共 通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急処理事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 所管県有施設の被害状況 9 所管施設等への避難住民受入可能状況 10 武力攻撃事態等における県による運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等	入手の都度報告
	11 その他知事の命ずる項目又は県対策本部長の求める項目	
元気づくり総本部	1 報道機関の状況	
危機管理局	1 県内及び周辺地域の総合状況 2 県各部局及び各市町村、関係機関等の活動状況 3 自衛隊の国民保護措置の実施状況 4 備蓄物資の需要・供給状況 5 特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付・使用状況 6 生活関連等施設の安全確保状況 7 被災情報 8 ガス（施設）の需要・供給状況 9 防災への活動状況 10 消防機関、消防団、自主防災組織の活動状況 11 避難住民、収容施設の需要・供給状況 12 危険物質等の管理状況 13 救援物資（他部局が所管するものを除く。）の需要・供給状況	
総務部	1 県の公有財産の被害・使用可能状況 2 電話（施設）の需要・供給状況 3 職員の受入・派遣（要請）状況 4 関東地区所在政府機関及び地区の状況 5 関西地区所在政府機関及び地区の状況 6 東海地区所在政府機関及び地区の状況 7 鳥取情報ハイウェイに関すること	

各部局等	役割と収集項目	備考
地域振興部	1 公共交通機関の運行に関する状況（バス、鉄道、航空機等） 2 自衛隊、米軍の武力攻撃排除活動状況 3 私立学校等の児童・生徒、教員の数、避難状況 4 私立学校等の被害・使用可能状況 5 安否情報・被災情報	避難に必要な基礎数字
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報 2 観光客の数、避難状況 3 県内在住外国人の数、避難状況	
福祉保健部	1 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況 2 要配慮者（外国人を除く。）に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設） 4 一般病院患者・医師等の数、避難状況 5 一般病院救護班の派遣可能状況 6 避難行動要支援者（外国人を除く。）の数、避難状況 7 避難行動要支援者（外国人を除く。）に係る施設の避難状況 8 感染症の発生・防疫状況 9 避難所の運営状況 10 避難施設の被害・使用可能状況 11 毒物、劇物等の管理状況 12 赤十字標章の交付・使用状況 13 日本赤十字社の活動状況 14 ボランティアの受入・派遣状況 15 義援金受入・配分状況	
生活環境部	1 飲料水の需要・供給状況 2 生活必需品（被服、寝具その他）の需要・供給状況 3 埋葬、火葬の需要・供給状況 4 し尿処理状況 5 廃棄物処理状況 6 応急仮設住宅の需要・供給状況 7 入浴施設の需要・供給状況 8 国民生活状況	

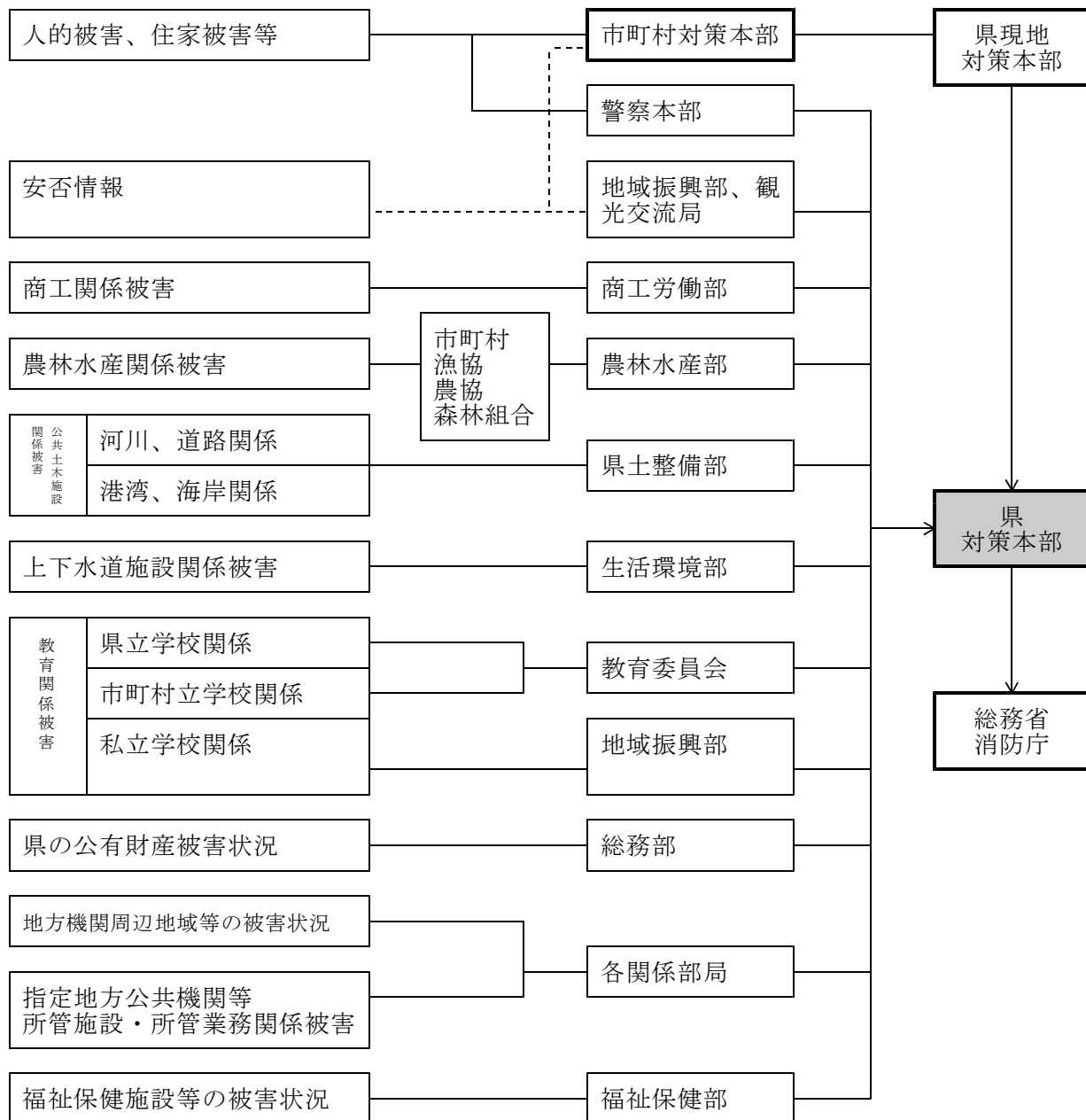
各部局等	役割と収集項目	備 考
商工労働部	1 物資運送状況（トラックその他） 2 商工業関連の被害状況 3 避難住民の離職状況 4 救援物資の受入・配分状況	
農林水産部	1 農林水産業団体との連絡体制の整備 2 農林漁業者の避難体制把握 3 食品の需要・供給状況 4 農林水産業関連の被害状況 5 家畜伝染病の発生・防疫状況 6 海上の漂流物に関する情報	
県土整備部	1 道路、空港、港湾、漁港施設の使用可能状況 2 公共土木施設の被害状況 3 土木資機材等の需要・供給状況	
会計管理者	1 県有車両の需要・供給状況	
企業局	1 電気の供給状況 2 工業用水の供給状況 3 発電施設、県営工業用水の被害状況	
病院局	1 県立病院の被害・使用可能状況 2 県立病院患者、医師等の数、避難状況 3 県立病院救護班の派遣可能状況	
教育委員会	1 公立学校等の児童・生徒、教職員の数、避難状況 2 公立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況	
警察本部	1 武力攻撃事態関連情報 2 テロ関連情報 3 治安関連情報 4 交通関連情報 5 避難関連情報 6 被災者関連情報 7 武力攻撃災害関連情報 8 関係機関情報	

(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等		収集担任部局等		
内閣府			総務部		
国家公安委員会			警察本部		
警察庁	中国管区警察局		警察本部		
防衛省	陸上自衛隊第8 普通科連隊		危機管理局	地域振興部	
	海上自衛隊舞鶴地方総監部				
	航空自衛隊第3 輸送航空隊				
	自衛隊鳥取地方協力本部				
	中国四国防衛局	美保防衛事務所			
金融庁			商工労働部		
消費者庁			生活環境部		
総務省	中国総合通信局		総務部	危機管理局	
消防庁			危機管理局		
法務省			総務部		
公安調査庁			総務部		
外務省			観光交流局		
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部		
	神戸税関	境税関支署	総務部		
国税庁			総務部		
文部科学省			教育委員会		
文化庁			教育委員会	地域振興部	
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部		
	鳥取県労働局		商工労働部		
農林水産省	中国四国農政局		農林水産部		
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部		
水産庁			農林水産部		
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部		
	中国四国産業保安監督部		危機管理局		
資源エネルギー庁			生活環境部		
中小企業庁			商工労働部		
原子力規制委員会			危機管理局		
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	地域振興部	
		中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	地域振興部 県土整備部	
		大阪航空局	美保空港事務所	県土整備部	地域振興部
		東京航空交通管制部		県土整備部	地域振興部

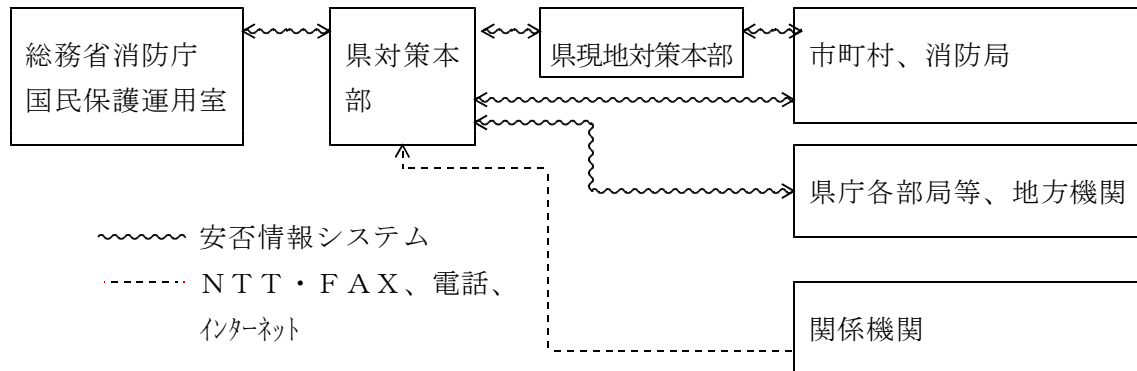
指定行政機関等	指定地方行政機関等		収集担任部局等	
国土地理院			県土整備部	
観光庁			観光交流局	
気象庁	大阪管区気象台	鳥取地方気象台	危機管理局	
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	危機管理局	警察本部 農林水産部
環境省			生活環境部	
全般収集			東京本部	

(3) 安否情報、被災情報の報告・伝達系統

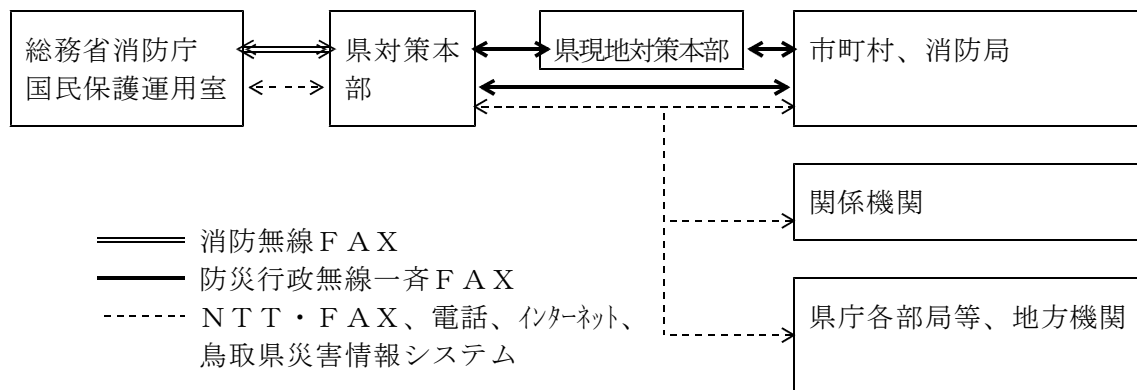


(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段

ア 安否情報



イ 被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

ア 体制

段階	情報収集体制			
	体制	危機管理局	県対策本部	各部局（実施部）
平素	通常監視	危機対策・情報課 災害情報センター		
避難準備	非常監視		連絡員の派遣 A	連絡員の派遣 B 情報所の設置
避難	非常監視		情報班	
避難生活	非常監視			
復帰	非常監視		情報集約センター	
生活再建	通常監視	危機対策・情報課 災害情報センター		

イ 連絡員の派遣を求める基準

レベル	派遣先	業務内容
A	国現地対策本部、市町村、避難先地方公共団体	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定（地方）公共機関	

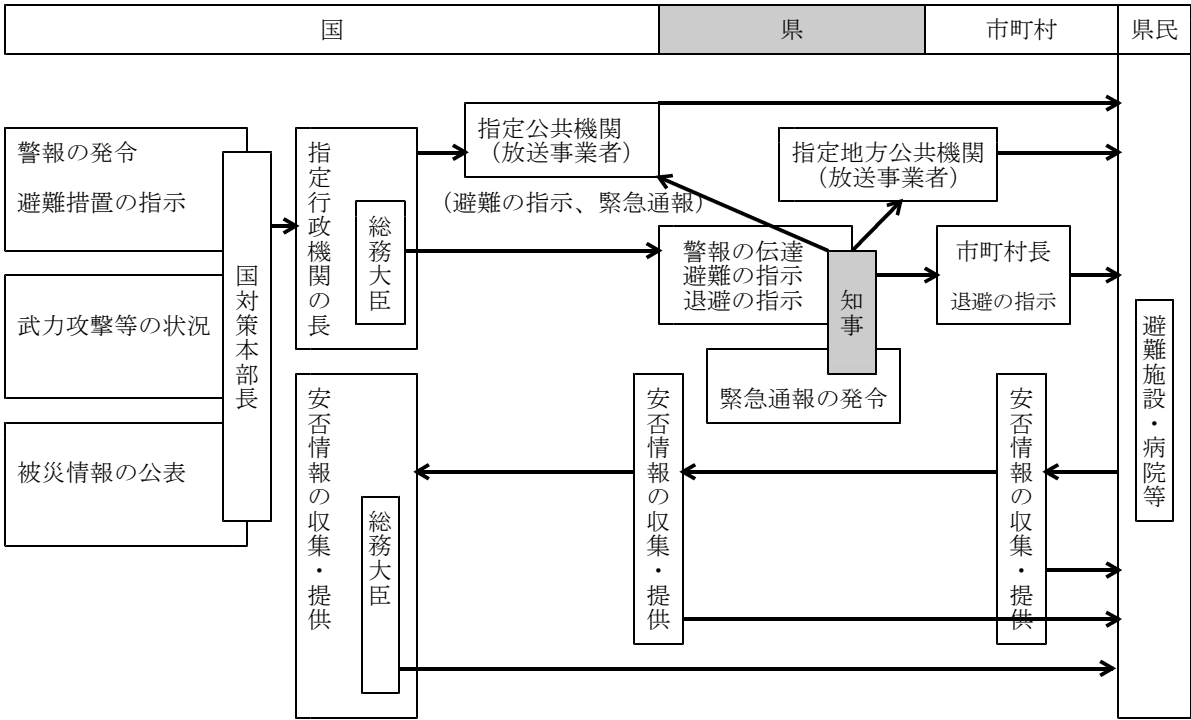
(6) 住民への情報提供

知事（元気づくり総本部）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止します。この際、市町村や放送事業者、通信社、新聞社、CATV事業者、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等と連携し、防災行政無線、Lアラート、あんしんトリピーメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

次の情報項目の各内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護を考慮し、慎重に検討の上、提供します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃の状況	1 武力攻撃の状況 (1) どのような武力攻撃が行われたか 2 武力攻撃災害の状況 (1) 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況など 3 国民の保護のための措置の実施状況 (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 4 被災情報 (1) 被害の統計的情報
危険情報	1 警報 (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 (1) 武力攻撃災害の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

住民への情報提供系統図

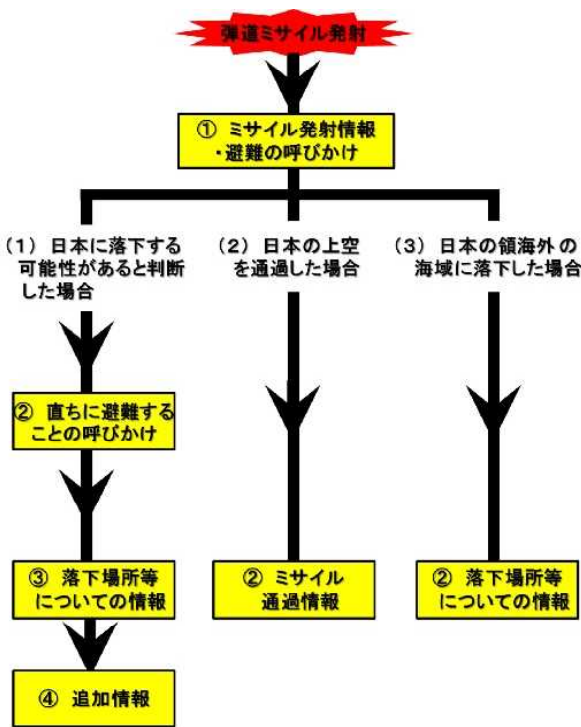


※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J－AＬＥＲＴ）による情報伝達

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

- (1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合
 - ①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ②直ちに避難することの呼びかけ
 - ③落下情報等についての情報
 - ④追加情報
- (2) 日本の上空を通過した場合
 - ①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ②ミサイル通過情報
- (3) 日本の領海外の海域に落下した場合
 - ①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ②落下場所等についての情報

※ 伝達される情報の内容



この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール、ツイッター、フェイスブック等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続いて避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）

- 屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
- 建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
- 屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
ヘリコプターテレビ電送システム（県が所有するヘリコプターに限ります。）	県対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末設置機関へ配信します。
防災情報提供システム	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について消防吏員から受報します。
洋上漁船	各漁業協同組合に対して警報等を伝達するとともに、県指導用海岸局（境港無線局）を通じて洋上の漁船を確認します。

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 消防吏員等の通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知事（危機管理局）に通報するものとします。

イ 市町村長の通知

市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めたときは、速やかに知事（危機管理局）に通知するものとします。

ウ 知事の通知

通報・通知を受けた知事（危機管理局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用します。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用します。

ア 安否情報の収集

(7) 収集項目

避難住民（負傷・疾病の住民も含む）	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、その他個人を識別するための情報、負傷又は疾病の状況、現在の居所、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、照会に対する回答に関する同意 ・親族・同居者への回答の可否 ・知人への回答の可否 ・親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の可否
死亡した住民	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、その他個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在、照会への回答に関する家族等の同意

(4) 市町村長が行う安否情報の収集

市町村長（要避難市町村）は、避難先市町村長の協力を受け、以下のとおり安否情報を収集するものとします。

- ・避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- ・避難住民名簿の作成による情報収集（住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に作成）
- ・消防局からの情報収集
- ・市町村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
- ・各警察署への照会
- ・安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

a 避難住民から任意で情報収集する場合の留意事項

情報収集に際しては、安否情報の開示について同意する場合、併せて同意を得るものとします。

この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示する可否かについての同意を得るものとします。（開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行います。）

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとします。

(5) 知事が行う安否情報の収集

知事（地域振興部・観光交流局）は、以下のとおり安否情報を収集します。

- ・市町村長からの報告による情報収集（必要に応じて自ら情報収集を行う。）
- ・県の開設した避難所における情報収集
- ・県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
- ・警察への照会
- ・安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

(エ) 警察の安否情報通知

警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの

情報について、県対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。
県対策本部は通知を受けた情報を地域振興部・観光交流局に伝達します。

イ 安否情報の整理

知事（地域振興部・観光交流局）は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について整理します。

この際、できる限り重複を排除する等、情報の正確性の確保に努め、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨が分かるように整理します。

ウ 安否情報の報告

(ア) 市町村長から知事に対する安否情報の報告

市町村長は、以下のとおり、収集した安否情報を知事に報告するものとします。

a 報告の方法

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成 17 年総務省令第 44 号）（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式第 3 号の内容を安否情報システムを用いて行います。

ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行います。

b 報告の時期

① 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により、取りまとめた情報を知事に報告するものとします。

② 知事は、必要に応じ、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定します。
この場合、市町村長は当該時期に従って報告するものとします。

③ 知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めます。この場合、市町村長は求められた安否情報について断片的であっても報告するものとします。

(イ) 知事から総務大臣に対する安否情報の報告

知事は、以下のとおり、自ら収集し、又は市町村及び指定（地方）公共機関から報告を受けた安否情報について総務大臣に報告します。

a 報告の方法

報告の方法については、市町村長から知事への報告に準じて行います。

b 報告の時期

安否情報については、取りまとめた情報を遅滞なく総務大臣に報告します。

なお、総務大臣から報告の時期の指定があった場合、定められた時期に従って報告します。

エ 安否情報の回答、提供

(ア) 安否情報の照会の受付

a 知事（地域振興部・観光交流局）は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知します。

b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する様式第 4 号に必要事項を記載し、県広報センターに設置する対応窓口に提出することにより照会します。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など、書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メールなどでの照会も可能です。

安否情報省令様式第 4 号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
・ 照会をする理由 ・ 照会に係る者を特定するために必要な事項等	・ 口頭、電話による照会にあつては、記載必要事項の内容を聴取すること ・ 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること ・ 必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の提示を求めること（窓口における書面の提出以外の場合にあつても同様）

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

知事（地域振興部・観光交流局）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
・当該照会に係る安否情報を保有及び整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が、不当な目的に使用されるものではないこと	・避難情報 ・死亡・負傷の情報	・「不当な目的」とは他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。（例）債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す 等 ・「不当な目的に使用」（例）住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売 等
・照会に係る者の同意を得たとき ・その他公益上特に必要があると認めるとき	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・（国籍）	・照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、併せて同意を得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」については、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうが高いと判断されるときを指します。 ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第 5 号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

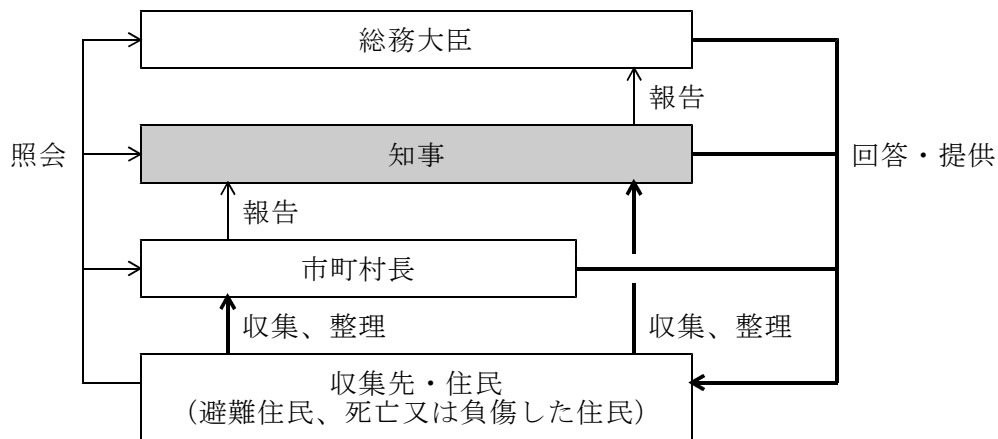
ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限り回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等の回答状況を記録します。

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 知事は、個人情報である安否情報の取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。



(エ) 日本赤十字社に対する協力

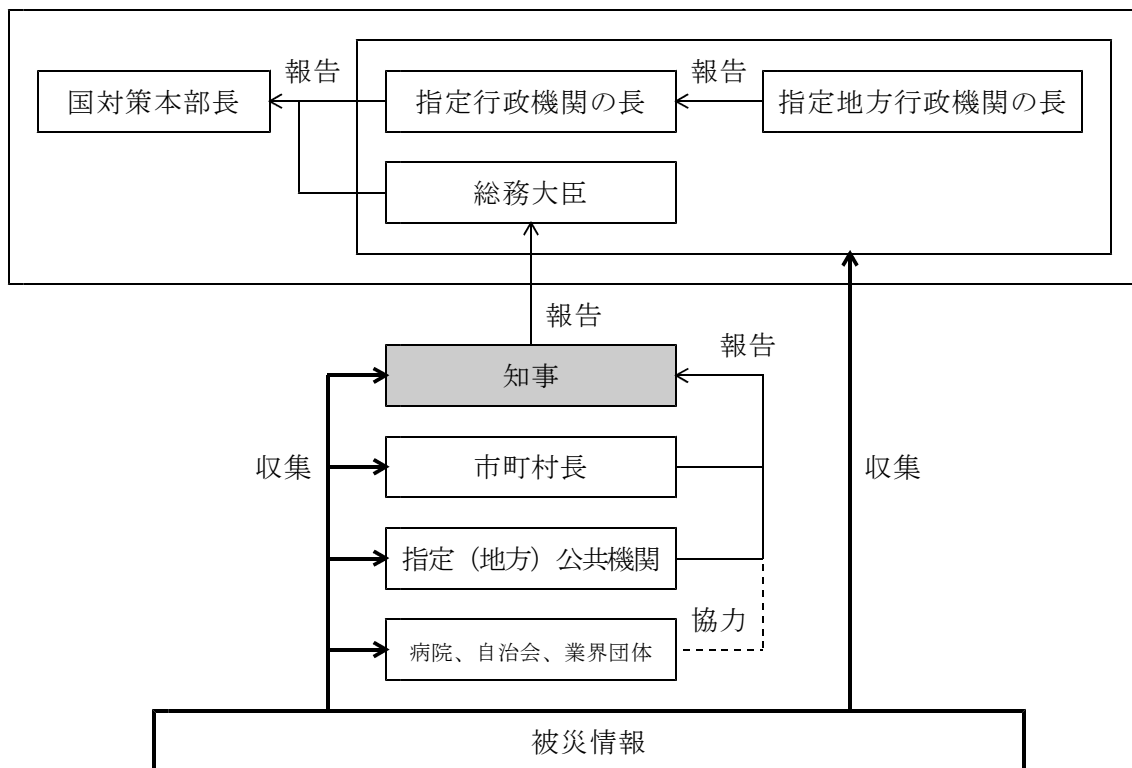
知事（観光交流局）は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

(オ) 市町村長による安否情報の回答、提供

市町村長による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとします。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

(ア) 県の被災情報収集

知事（各部局等）は、鳥取県災害情報システム、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、県対策本部へ集約します。

(イ) 警察の被災情報収集

警察は、関係機関との協力等により、武力攻撃災害の発生に伴う各種被災情報の収集に努め、警察庁等への報告を行うほか、県等の関係機関との情報連絡による情報共有を図ります。

イ 被災情報の報告

(ア) 市町村の被災情報報告

県は、被災情報の収集に当たっては、原則として鳥取県災害情報システムを活用し、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）等に基づき報告を求めます。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁の定める手続きに従い直ちに報告を求めます。

(イ) 県の被災情報報告

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定（地方）公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については火災・災害等即報要領に基づき消防庁に報告するとともに、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努め市町村に報告を求めることとし、収集した情報について下記の被災情報の報告様式に従い、消防庁が指定する時間に報告します。

また、新たに重大な災害が発生した場合など、必要と判断した場合は、速やかに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告します。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁の定める手続きに従い、直ちに消防庁に報告します。

ウ 被災情報の報告様式

被災情報の報告様式は以下のとおりです。ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合の被災情報の報告は、別途消防庁により示された様式に基づき行うものとします。

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

鳥 取 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他	
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊		
			重傷	軽傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(11) 住民避難に関する事項の報告

住民避難が必要となる状況が生じた場合、被災情報とは別に、「様式 避難に関する事項」（平成25年3月28日付消防運第25号消防庁国民保護運用室長通知）により市町村等から情報収集するとともに消防庁に報告します。

(12) 関係資料の基礎調査

- 国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。
- ア 一般地誌に関する資料（山系、水系、地質、交通、通信等）
 - イ 避難、救援に関する資料
 - ウ 生活関連等施設に関する情報
 - エ 生活基盤等の確保に関する資料
 - オ 武力攻撃災害の除去、軽減に関する資料
 - カ 関係機関の計画

3 地図

(1) 使用する地図

- ア 鳥取県災害対策本部地図（1/25,000、平成15年度版）による表示
 - イ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示
- ※使用に当たっては、できるだけ最新の地図を使用し、修正測量年に注意します。
- ウ G P S (Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例：鳥取県庁（鳥取市東町1丁目271番地、「北緯35度30分13秒、東経134度14分17秒」）

【表示】(353013、1341417)、鳥取市東町1丁目271番地

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

県対策本部は、国対策本部、各部局及び市町村対策本部に対し、適時、状況等に関する情報を提供します。

(1) 報告通報項目

項 目	報告・通報内容	様 式
消防庁に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報 2 住民避難に関する措置に係る情報	・火災・災害時即報要領報告様式 ・被災情報の報告様式 ・様式「避難に関する事項」（平成25年3月消防庁国民保護運用室長通知）
県における被害状況収集	1 県の公有財産被害状況調 2 私立学校等被害状況調 3 社会福祉施設等の被害状況調 4 一般被害状況調 5 一般被害の内訳 6 災害救助法適用状況 7 災害救助法適用状況 8 商工関係被害状況調 9 農林水産関係被害状況調 10 土木関係被害状況調 11 企業局関係被害状況調 12（県立、市町村立）学校等被害状況調災害状況調 13 被害状況調	別表1 別表2 別表3 別表4 （付表1） （付表2） （付表3） 別表5 別表6 別表7 別表8 別表9
市町村から県に対する報告		

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し、速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が県対策本部長に対し、指示事項を終了したとき、実行状況を報告します。

指示事項実行中に県対策本部長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

5 報告様式

別冊 資料編を参照

添付書類 付紙第 1 「情報収集計画」

付紙第1

情報収集計画

1 平素の段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1	武力攻撃予測事態の兆候			危機管理局	
	2	武力攻撃事態の兆候			危機管理局	
	3	武力攻撃災害の兆候			危機管理局	
	4	緊急対処事態の兆候			危機管理局	
	5	緊急対処事態の災害の兆候			危機管理局	
	6	地域人口数			地域振興部	
	7	避難行動要支援者等の数		避難行動要支援者、病人、入院患者、児童	福祉保健部	
	8		国名簿	国国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	9		市町村名簿	市町村国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	10		指定(地方)行政機関名簿	指定(地方)行政機関国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	11		指定(地方)公共機関名簿	指定(地方)公共機関国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	12		報道機関名簿	報道機関名、所在地、電話、FAX、メール	元気づくり総本部	
	13		有線放送事業者名簿	報道機関名、所在地、電話、FAX、メール、放送エリア	総務部	
	14		警察施設名簿	警察施設名、所在地、電話、FAX、メール	警察本部	
	15	国際軍事情勢に係る情報		我が国周辺の情勢、軍事的脅威	警察本部	
	16	国際テロ情勢に係る情報		NBCRテロ等各種テロ情勢、対日テロ情勢	警察本部	
	17		関係機関との連携に係る情報	関係機関の種別、任務、連絡先、計画内容、連携可能部分等	警察本部	
	18		物資及び資材の整備・備蓄に係る情報	避難住民の誘導、交通規制、警戒、広報、汚染防護等用途別の物資・資材の整備・備蓄、機関別の保有物資・資材・保有量、調達先	警察本部	
	19		情報通信に係る情報	有効な避難の指示等の広報手段、関係機関との情報通信手段、有効な映像情報伝達システム、非常通信手段、通信統制・制限等が行われる場合等	警察本部	
	20		訓練に係る情報	必要な訓練内容、効果的な訓練方法、他都道府県の訓練情報等	警察本部	
2 避難	1		隣接県名簿	隣接県国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	2		消防機関名簿	消防機関国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	3		ヘリポート状況一覧	ヘリポート名、所在地、管理者名、防災無線、電話、FAX、メール、燃料備蓄量、整備の可否	危機管理局	
	4		公用車一覧	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	5		運転士名簿	運転士の所属、氏名、連絡先等	会計管理者	
	6		私立学校名簿	私立学校名、所在地、電話、FAX、メール、児童・生徒数、教員数	地域振興部	
	7		鉄道事業者名簿	鉄道事業者国民保護担当所属、所在地、電話、FAX、メール、列車所在地、台数、輸送可能人数、除雪列車種別、台数	地域振興部	
	8		バス事業者名簿	バス事業者国民保護担当所属、所在地、電話、FAX、メール、バス所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	9		トラック事業者名簿	トラック事業者国民保護担当所属、所在地、電話、FAX、メール、トラック所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	10		線路状況一覧	線路の名称、運行可能列車重量、運行可能速度、輸送可能人数	地域振興部	
	11		障がい者施設名簿	施設名、所在地、電話、FAX、メール、入所可能人数	福祉保健部	
	12		高齢者施設名簿	施設名、所在地、電話、FAX、メール、入所可能人数	福祉保健部	
	13		児童福祉施設(母子生活支援施設を含む)名簿	施設名、所在地、電話、FAX、メール、入所可能人数	福祉保健部	
	14		道路状況一覧	国道、県道の名称、延長、幅員、区分、車線数、橋梁強度、カーブ半径、トンネル高さ、特殊・大型車輛通行不能箇所	県土整備部	
	15		除雪事業者名簿	除雪事業者名、所在地、電話、FAX、メール、除雪車輛種別、台数	県土整備部	
	16		空港状況一覧	空港名、所在地、滑走路延長、利用可能航空機種別、機数、管理者名、電話、FAX、メール	県土整備部	
	17		港湾・漁港状況一覧	港湾・漁港名、所在地、利用可能船舶種別、隻数、管理者名、電話、FAX、メール	県土整備部	
	18		農道、林道状況一覧	農道、林道の名称、延長、幅員、区分、車線数、通行可能車	農林水産部	
	19		避難住民の誘導に係る情報	住民の居住実態、避難行動要支援者の居住実態及び避難支援関係者、地区別の集合施設・避難経路・運送手段・運送担当機関、指定避難所、救援物資集積所	警察本部	
	20		交通規制に係る情報	道路網、幹線道路の整備状況、交通規制要点、危険箇所、道路情報表示板等施設実態、各道路管理者・連絡先	警察本部	
3 救援	1		避難施設名簿	避難施設名、所在地、収容可能人数、備蓄物資の種別、数量、管理者の名称、電話、FAX、メール	危機管理局	
	2		避難物資状況一覧	避難物資の種別、数量、所在地、管理者の名称、電話、FAX、メール	危機管理局	
	3		県の公有財産表	品目、所在地、管理者等	総務部	
	4		商工業団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール	商工労働部	
	5		医師団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール、人数	福祉保健部	
	6		歯科医師団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール、人数	福祉保健部	
	7		看護師団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール、人数	福祉保健部	
	8		助産師団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール、人数	福祉保健部	
	9		薬剤師団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール、人数	福祉保健部	
	10		一般病院名簿	一般病院名、所在地、電話、FAX、メール、ベッド数、医師数、看護師数、助産師数	福祉保健部	
	11		感染症指定医療機関等名簿	感染症指定医療機関等名、所在地、電話、FAX、メール、入院可能人数	福祉保健部	
	12		医療派遣チーム	チームの編成、編成数	福祉保健部 病院局	

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
3 救援	13		備蓄医薬品	種類、数量、場所、連絡先	福祉保健部	
	14		医療、助産、救護所	開設適地	福祉保健部	
	15		火葬施設名簿	火葬施設名、所在地、電話、FAX、メール、火葬能力	生活環境部	
	16		埋葬施設名簿	埋葬施設名、所在地、電話、FAX、メール、埋葬能力	生活環境部	
	17		葬祭事業者名簿	葬祭事業者名、所在地、電話、FAX、メール、遺体搬送能力	生活環境部	
	18		生活関連物資等事業者名簿	生活関連物資等事業者名、所在地、電話、FAX、メール、生活関連物資等品目、数量	生活環境部	
	19		仮設住宅事業者名簿	仮設住宅事業者名、所在地、電話、FAX、メール、仮設住宅供給能力	生活環境部	
	20		仮設住宅建設可能地一覧	仮設住宅建設可能地名、所在地、電話、FAX、メール、仮設住宅建設可能戸数、電気、上下水道状況	生活環境部	
	21		仮設住宅用資材	仮設住宅用資材、応急修理資材の供給可能量	生活環境部 農林水産部	
	22		公営住宅等の状況	県営住宅、県職員住宅、市町村住宅、市町村職員住宅	生活環境部	
	23		防疫関係連絡先名簿	市町村担当課名、所在地、電話、FAX、メール	生活環境部	
	24		入浴施設名簿	施設名、所在地、電話、FAX、メール、収容能力	生活環境部	
	25		給水点	場所、給水可能量、飲料水の可否	生活環境部	
	26		食料備蓄量	米穀、乾パン、乾燥米穀の保有状況	農林水産部	
	27		弁当供給業者名簿	業者名、所在地、電話、FAX、メール、緊急時提供可能食数	農林水産部	
	28		災害救助用米穀保管倉庫一覧	業者名、所在地、電話、FAX、メール、保有数量	農林水産部	
	29		農業団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール	農林水産部	
	30		林業団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール、木材可能供給量	農林水産部	
	31		水産業団体名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール	農林水産部	
	32		獣医師団体名簿	獣医師団体名、所在地、電話、FAX、メール	農林水産部	
	33		家畜飼料等事業者名簿	家畜飼料等事業者名、所在地、電話、FAX、メール、家畜飼料供給能力	農林水産部	
	34		建設業協会名簿	団体名、所在地、電話、FAX、メール	県土整備部	
	35		土木建築資材一覧	建設業協会名、所在地、電話、FAX、メール、土木建築資材品目、数量	県土整備部	
	36		県立病院名簿	県立病院名、所在地、電話、FAX、メール、ベッド数、医師数、看護師数、助産師数	病院局	
	37		文化財名簿	文化財名、種別、所有者等所在地、電話、FAX、メール	教育委員会	
	38		学校等名簿	学校等名、所在地、電話、FAX、メール、児童・生徒数、教員数、保管危険物	地域振興部 教育委員会	
	39		給食施設名簿	給食施設名、所在地、電話、FAX、メール、供給可能食数	教育委員会	
4 武力攻撃 災害への 対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	種別ごとの施設の所在地、名称、管理者、連絡窓口、セキュリティシステム、緊急時マニュアル、被災時の影響、警戒ポイント等	警察本部	
	2		危険区域等	河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜地、治山施設	県土整備部	
	3		生活関連等施設管理者名簿	生活関連等施設管理者国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、FAX、メール	危機管理局	
	4		危険物質等取扱者名簿	危険物質等取扱者名、所在地、電話、FAX、メール、危険物質等の種別、数量	危機管理局	
	5		危険物貯蔵所名簿	危険物貯蔵所名、所在地、電話、FAX、メール、危険物の種別、数量	危機管理局	
	6		ガス事業者名簿	ガス事業者国民保護担当所属、所在地、電話、FAX、メール、ガス供給量	危機管理局	
	7		電気通信事業者名簿	電気通信事業者国民保護担当所属、所在地、電話、FAX、メール、通信設備供給量	総務部 危機管理局	
	8		電気事業者名簿	電気事業者国民保護担当所属、所在地、電話、FAX、メール、電気供給量	企業局	
	9		電力施設名簿	発電所、発電用ダム、変電所、送電系統図、所在地、電話、FAX、メール、電気供給量	企業局	
	10		工業用水施設名簿	工業用水施設名、所在地、電話、FAX、メール、工業用水供給量	企業局	
	11		毒物劇物営業者等名簿	毒物劇物営業者等名、所在地、電話、毒物劇物種別（一般・農薬用品目・特定品目の別）	福祉保健部	
	12		下水道事業者名簿	下水道事業者名、所在地、電話、FAX、メール、下水処理能力	生活環境部	
	13		廃棄物処理事業者名簿	一般・産業廃棄物処理事業者名、所在地、電話、FAX、メール、廃棄物処理能力	生活環境部	
	14		清掃事業者名簿	清掃事業者名、所在地、電話、FAX、メール、清掃能力	生活環境部	
	15		し尿処理事業者名簿	し尿処理事業者名、所在地、電話、FAX、メール、し尿処理能力	生活環境部	
	16		死亡獣畜処理施設名簿	死亡獣畜処理施設名、所在地、電話、FAX、メール、死亡獣畜処理能力	生活環境部	
	17		特定物資事業者名簿	特定物資事業者名、所在地、電話、FAX、メール、特定物資品目、数量	生活環境部	
	18		上水道事業者名簿	水道事業者、水道水供給事業者名、所在地、電話、FAX、メール、上水供給能力	生活環境部	
	19		海上漂流物	位置、場所、種類、発見者、回収者、保管場所、危険の有無	農林水産部	

2 緊急避難段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1		ミサイル発射情報	準備している国、燃料の注入、発射、飛翔状況、迎撃状況、着弾位置	危機管理局	
	2		異常な兆候の発見	異常な発症例のパターン、多くの人が一斉に異常を訴える、大量の鳥等が死ぬ	危機管理局	
	3		使用された兵器の種類の特定	NBCR兵器	危機管理局 警察本部	
	4		救急医療方法	国による専門情報	福祉保健部	
	5		気象情報	風向、風速、気温、日照、湿度、降水量、気圧、大気現象等	危機管理局	
	6		被害状況	被害地域、程度	福祉保健部	
	7		安否情報		地域振興部	
	8		除染剤、応急医療用医薬品	保管の位置、種類、数量、輸送時間	福祉保健部	
	9		救急医療の体制	国による専門家チームの派遣	福祉保健部	

3 避難準備段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1	避難措置の指示		どの地域が、いつ、どこに、どのように避難するのか	危機管理局	
	2	相手国に係る情報		敵国の具体的な武力攻撃動向(目的、手段、態様、規模、時期等)	警察本部	
	3		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理局 地域振興部 警察本部	
	4	武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報		県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	5	地域人口数			地域振興部	
	6	避難行動要支援者等数		避難行動要支援者、病人	福祉保健部	
	7	関係機関との連携に係る情報	関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協議事項	警察本部	
	8		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	9		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項	警察本部	
	10	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各局	
	11		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各局 総務部	
2 避難	1	避難準備の進捗状況			危機管理局	
	2		線路の使用可能状況	線路の損壊箇所、被害状況	地域振興部	
	3		列車の使用可能状況	使用可能列車の所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	4		バスの使用可能状況	使用可能バスの所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	5		トラックの使用可能状況	使用可能トラックの所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	6		県内在住外国人の連絡先	外国人の氏名、性別、住所、電話、国籍	観光交流局	
	7		情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの損壊箇所、被害状況	総務部	
	8		在宅障がい者の状況	障がい者の氏名、性別、住所、電話、障害の種類、重度	福祉保健部	
	9		在宅高齢者の状況	高齢者の氏名、性別、住所、電話、障害の種類、重度	福祉保健部	
	10		在宅母子、児童の状況	母子、児童の氏名、性別、住所、電話	福祉保健部	
	11		海上の使用可能状況	海上の安全、漂流物	農林水産部	
	12		船舶の使用可能状況	使用可能船舶の所在地、台数、輸送可能人数	農林水産部	
	13		農道、林道の使用可能状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	農林水産部	
	14		道路の使用可能状況	道路の損壊箇所、被害状況、積雪状況	県土整備部	
	15		河川の危険状況	河川の危険箇所、危険度	県土整備部	
	16		急傾斜地等の危険状況	急傾斜地等の危険箇所、危険度	県土整備部	
	17		空港の使用可能状況	空港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	18		港湾・漁港の使用可能状況	港湾・漁港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	19		公園の利用可能状況	県立公園の損害箇所、被害状況	生活環境部	
	20		避難住民の誘導に係る情報	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区集合施設、避難先(所)、避難経路、自衛隊の使用道路、運送計画、避難行動要支援者の避難確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、滞在者・旅行者の所在実態・対応、県外避難先の受入体制	警察本部	
	21		交通規制に係る情報	避難経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況	警察本部	
	22		所管県有施設の避難住民受入可能状況	(通信手段確保の状況を含む)	各局	
3 救援	1	救援準備の進捗状況			危機管理局	
	2		避難先地域市町村の収容可能状況	避難先地域市町村の収容可能人数	危機管理局	
	3		避難先地域一般病院の使用可能状況	科別入院可能人数	危機管理局	
	4		避難先地域県立病院の使用可能状況	科別入院可能人数	危機管理局	
	5		避難先地域感染症指定医療機関等の使用可能状況	入院可能人数	危機管理局	
	6		安否情報(避難住民)	避難住民の氏名、年齢、性別、避難先	地域振興部	総務省
	7		安否情報(負傷者)	負傷者の氏名、年齢、性別、避難先、負傷程度	地域振興部	総務省
	8		被災情報(人的被害)	死者の氏名、年齢、性別、遺体安置所	地域振興部	総務省
	9		要避難地域一般病院の状況	科別入院患者の人数、重度 特別な避難方法を要する人の人数	福祉保健部	
	10		一般病院の医療チーム派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	福祉保健部	
	11		要避難地域感染症指定医療機関等の状況	感染症患者の種類、人数、重度	福祉保健部	
	12		受入地域一般病院の使用可能状況	科別入院可能人数	福祉保健部	
	13		一般病院の医療チーム派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	福祉保健部	
	14		県内病院の医療チーム派遣要請状況	派遣希望医師、看護師等の人数	福祉保健部	
	15		受入地域感染症指定医療機関等の使用可能状況	入院可能人数	福祉保健部	
	16		障がい者施設の受入可能状況	障がい者施設の受入可能人数	福祉保健部	
	17		高齢者施設の受入可能状況	高齢者施設の受入可能人数	福祉保健部	
	18		児童福祉施設(母子生活支援施設を含む)の受入可能状況	児童福祉施設(母子生活支援施設を含む)の受入可能人数	福祉保健部	
	19		鳥取砂丘こどもの国の受入可能状況	鳥取砂丘こどもの国の受入可能人数	福祉保健部	
	20		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	福祉保健部	
	21		避難施設生活環境状況	避難施設の生活環境、衛生状況、問題点	生活環境部	
	22		避難施設廃棄物処理状況	避難施設の廃棄物発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	23		避難施設し尿処理状況	避難施設のし尿発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	24		県営住宅の受入可能状況	県営住宅の受入可能人数	生活環境部	
	25		受入可能入浴施設状況	受入可能入浴施設名、収容可能人数、問題点	生活環境部	
	26		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	27		農業大学校の受入可能状況	農業大学校の受入可能人数	農林水産部	
	28		花回廊の受入可能状況	花回廊の受入可能人数	農林水産部	

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
3 救援	29		土地開発公社所有地の受入可能状況	土地開発公社所有地の受入可能人数	県土整備部	
	30		住宅供給公社所有地の受入可能状況	住宅供給公社所有地の受入可能人数	生活環境部	
	31		空港、港湾、漁港用地の受入可能状況	空港、港湾、漁港用地の受入可能状況	県土整備部	
	32		県立公園の受入可能状況	県立公園の受入可能人数	県土整備部	
	33		要避難地域県立病院の状況	科別入院患者の人数、重度特別な避難方法を要する人の人数	病院局	
	34		県内の避難先地域県立病院の使用可能状況	科別入院可能人数、県立病院の被害状況、医師・看護師・医薬品等の不足状況	病院局	
	35		県立病院の医療救護班派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	病院局	
	36		児童・生徒受入状況	受入児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	37		教職員受入状況	受入教職員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	38		公立学校等の受入可能状況	公立学校等受入可能児童、生徒数	教育委員会	
	39		教職員住宅の受入可能状況	教職員住宅の受入可能人数	総務部	
	40		少年自然の家等の受入可能状況	少年自然の家等の受入可能人数	教育委員会	
	41		物資及び資材の調達に係る情報	危機の態様、避難規模等に応じた物資・資材の必要量、調達先	警察本部	
	42		医療・養護関係施設等に係る情報	総合病院、特別養護老人ホーム、刑務所等の避難体制・見通し・支援の必要性	警察本部	
	43		避難受け入れに係る情報	避難施設、避難住民数、受け入れ時期、運送計画、避難経路	警察本部	
	44		避難先地域市町村の収容可能状況	避難先地域市町村の収容可能人数	危機管理局	
	45		備蓄物資の使用可能状況	使用可能備蓄物資の品目、数量、所在	危機管理局	
	46		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	47		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	48		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	49		他県等の医療チーム派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	危機管理局	
	50		私立学校の受入可能状況	私立学校受入可能児童・生徒数	地域振興部	
	51		県職員住宅の受入可能状況	県職員住宅の受入可能人数	総務部	
	52		工業団地の受入可能状況	工業団地の受入可能人数	商工労働部	
	53		県対策本部による直接運送業務に利用可能な公用車数	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	54		県対策本部による直接運送業務に動員可能な運転士数	運転士の所属、氏名、連絡先等	各部局	
4 武力攻撃災害への対応	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	

4 避難段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1	相手国に係る情報		敵国の具体的な武力攻撃動向（目的、手段、態様、規模、時期等）	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対応方針等	危機管理局 地域振興部	
	3	武力攻撃災害、テロ等緊急対応事態に係る情報		県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対応事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4	関係機関との連携に係る情報	関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協議事項	警察本部	
	5	情報通信に係る情報	情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6	関係機関との連携に係る情報	関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項	警察本部	
	7	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	8	県内の武力攻撃災害の兆候		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	9		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	避難の進捗状況			各部局	
	2		線路の使用可能状況	線路の損壊箇所、被害状況	地域振興部	
	3		列車の使用可能状況	使用可能列車の所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	4		バスの使用可能状況	使用可能バスの所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	5		トラックの使用可能状況	使用可能トラックの所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	6		県内在住外国人の連絡先	外国人の氏名、性別、住所、電話、国籍	観光交流局	
	7	情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの損壊箇所、被害状況	総務部	
	8	農道、林道の使用状況	農道、林道の使用状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	農林水産部	
	9	道路の使用状況	道路の使用状況	道路の損壊箇所、被害状況、積雪状況	県土整備部	
	10	河川の危険状況	河川の危険箇所、危険度		県土整備部	
	11	急傾斜地等の危険状況	急傾斜地等の危険箇所、危険度		県土整備部	
	12	空港の使用状況	空港の使用状況	空港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	13	港湾・漁港の使用状況	港湾・漁港の使用状況	港湾・漁港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	14	公園利用可能状況	公園利用可能状況	県立公園の損壊箇所、被害状況	生活環境部	
	15	避難住民の誘導に係る情報		警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区集合施設、避難先（所）、避難経路、自衛隊の使用道路、運送計画、避難行動要支援者の避難確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、滞在者・旅行者の所在実態・対応、県外避難先の受入体制	警察本部	
	16	交通規制に係る情報		避難経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況	警察本部	
3 救援	1	救援の進捗状況			危機管理局	
	2		避難先地域市町村の収容状況	避難先地域市町村の収容人数	危機管理局	
	3		避難先地域一般病院の使用状況	科別入院人数	危機管理局	
	4		避難先地域県立病院の使用状況	科別入院人数	危機管理局	
	5		避難先地域感染症指定医療機関等の使用状況	入院人数	危機管理局	

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
3 救援	6		安否情報(避難住民)	避難住民の氏名、年齢、性別、避難先	地域振興部	総務省
	7		安否情報(負傷者) 被災情報(人的被害)	負傷者の氏名、年齢、性別、避難先、負傷程度	地域振興部	総務省
	8		安否情報(死者) 被災情報(人的被害)	死者の氏名、年齢、性別、遺体安置所	地域振興部	総務省
	9		受入地域感染症指定医療機関等の使用状況	入院人数	福祉保健部	
	10		障がい者施設の受入状況	障がい者施設の受入人数	福祉保健部	
	11		高齢者施設の受入状況	高齢者施設の受入人数	福祉保健部	
	12		児童福祉施設(母子生活支援施設を含む)の受入状況	児童福祉施設(母子生活支援施設を含む)の受入人数	福祉保健部	
	13		鳥取砂丘こどもの国の受入状況	鳥取砂丘こどもの国の受入人数	福祉保健部	
	14		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	福祉保健部	
	15		県営住宅の受入状況	県営住宅の受入人数	生活環境部	
	16		受入入浴施設状況	受入入浴施設名、収容人数、問題点	生活環境部	
	17		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	18		農業大学校の受入状況	農業大学校の受入人数	農林水産部	
	19		花回廊の受入状況	花回廊の受入人数	農林水産部	
	20		土地開発公社所有地の受入状況	土地開発公社所有地の受入人数	県土整備部	
	21		住宅供給公社所有地の受入状況	住宅供給公社所有地の受入人数	生活環境部	
	22		空港、港湾、漁港用地の受入状況	空港、港湾、漁港用地の受入状況	県土整備部	
	23		県内の避難先地域県立病院の使用可能状況	科別入院可能人数、県立病院の被害状況、医師・看護師・医薬品等の不足状況	病院局	
	24		県立病院の医療救護班派遣状況	派遣可能医師、看護師等の人数	病院局	
	25		児童・生徒受入状況	受入児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	26		教職員受入状況	受入教職員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	27		公立学校等の受入状況	公立学校等受入児童、生徒数	教育委員会	
	28		教職員住宅の受入状況	教職員住宅の受入人数	総務部	
	29		少年自然の家等の受入状況	少年自然の家等の受入人数	教育委員会	
	30		物資及び資材の調達に係る情報	危機の態様、避難規模等に応じた物資・資材の必要量、調達先	警察本部	
	31		避難受入に係る情報	避難施設、避難住民数、受入時期、運送計画、避難経路	警察本部	
	32		避難先地域市町村の収容状況	避難先地域市町村の収容人数	危機管理局	
	33		備蓄物資の使用状況	使用備蓄物資の品目、数量、所在	危機管理局	
	34		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	35		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	36		他県等の医療チーム派遣状況	派遣医師、看護師等の人数	危機管理局	
	37		私立学校の受入状況	私立学校受入可能児童・生徒数	地域振興部	
	38		県職員住宅の受入状況	県職員住宅の受入人数	総務部	
	39		工業団地の受入状況	工業団地の受入人数	商工労働部	
	40		県対策本部による直接運送業務に利用可能な公用車数	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	41		県対策本部による直接運送業務に動員可能な運転士数	運転士の所属、氏名、連絡先等	各部局	
4 武力攻撃災害への対応	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	

5 避難生活段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1		相手国に係る情報	敵国の具体的な武力攻撃動向(目的、手段、態様、規模、時期等)	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対応方針等	危機管理局 地域振興部	
	3		武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報	県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受入状況	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		関係機関との連携に係る情報	県等関係機関の復旧活動状況、関係機関との協力事項	警察本部	
	7		特殊標章・身分証明書の交付・使用に係る情報	関係機関における特殊標章・身分証明書の交付・使用状況	危機管理局 警察本部	
	8		被災情報	被災状況、住民被害、人的被害	各部局	
	9		県内の武力攻撃災害発生状況	発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	10		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1		児童・生徒、避難状況	被災児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	2		教員避難状況	被災教員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	3		交通規制に係る情報	避難経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況、空港・港湾・JRの使用の可否又は有無	警察本部	

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
2 避難	4		交通規制に係る情報	緊急通行車両の指定・標章交付状況、緊急交通路の指定が必要な路線	警察本部	
	5		応急措置の実施に係る情報	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	
3 救援	1	避難先地域市町村の収容状況		避難先市町村の収容人数、性別、年齢、避難行動要支援者人数	危機管理局	
	2		備蓄物資の使用可能状況	使用可能備蓄物資の品目、数量、所在	危機管理局	
	3		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	4		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	5		被災情報(その他)	被害の種別、品目、数量等	危機管理局	
	6		職員派遣要請状況	派遣要望職員の職種、人数	総務部	
	7		職員受入要請状況	受入要望職員の職種、人数	総務部	
	8	県有施設への避難受入状況		受入状況、施設、設備の状況	総務部	
	9		消費者物価指数	消費者物価指数	地域振興部	
	10		NPO、ボランティア活動状況	NPO、ボランティアの人数、活動内容	福祉保健部	
	11		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	福祉保健部	
	12		義援金の状況	義援金の額	福祉保健部	
	13		義援物品の状況	義援物品の種別、数量	危機管理局	
	14		一般病院の使用可能状況	一般病院の被害状況、医師、看護師、医薬品等不足状況	福祉保健部	
	15		避難施設における感染症発生状況	感染症患者の種別、所在、人数、重度	福祉保健部	
	16	避難施設生活環境状況		避難施設の生活環境、衛生状況、問題点	生活環境部	
	17		避難施設廃棄物処理状況	避難施設の廃棄物発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	18		避難施設し尿処理状況	避難施設のし尿発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	19		被災情報(ライフライン)	上水道、下水道の被災箇所、被害の種別、重度	生活環境部	
	20		生活関連物資等需給状況	生活関連物資等事業者名、品目、販売数量、価格状況	生活環境部	
	21		特定物資在庫状況	特定物資事業者名、品目、在庫数量、価格状況	生活環境部	
	22		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	23		被災情報(ライフライン)	電気の供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	企業局	
	24		被災情報(ライフライン)	ガスの供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	危機管理局	
	25		被災情報(ライフライン)	通信の疎通状況、被害状況、復旧状況・見通し	総務部	
	26		県立病院の使用可能状況	県立病院の被害状況、医師、看護師、医薬品等不足状況	病院局	
	27		物資及び資材の調達に係る情報	危機の態様、避難規模等に応じた物資・資材の必要量、調達先	警察本部	
	28	避難住民の救援に係る情報		県及び関係機関が実施する救援措置、被災者の有無・捜索救出の必要性、安否情報、避難所における治安状況、避難住民の要望	警察本部	
	29		物資及び資材の調達に係る情報	武力攻撃災害対処に必要な物資・資材・調達先	警察本部	
	30		物資及び資材の調達に係る情報	復旧・備蓄に必要な物資・資材・調達先	警察本部	
4 武力攻撃災害への 対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	
	2		発電所、電気設備の状況	発電所、電気設備の被害状況	企業局	
	3		危険物質等管理状況	危険物質等の種別、数量、管理状況	危機管理局	
	4		隣接県放射性物質等放出状況	放出された放射性物質等の種別、数量、影響範囲、影響程度	危機管理局	
	5		家畜伝染病発生状況	家畜伝染病患畜の種別、所在、頭数、重度	農林水産部	
	6		応急措置の実施に係る情報	県内における緊急対処事態の発生状況、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・退避指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	

6 復帰段階

細部は、当時の状況によります。

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
	1	復帰に関する情報		いつ、どのように復帰するのか	危機管理局	
	2	復帰先の被災状況		ライフライン 住宅 インフラ 県有施設(業務利用の可否、復帰者一時受入の可否)	各部局	総務省
	3	復帰の進捗状況			危機管理局	
	4	復帰の方法に関する情報		復帰の経路、復帰の手段、その他	各部局	
	5		安否情報		地域振興部	総務省
	6		その他の被災情報		各部局	総務省
	7		国の動向		各部局	

7 生活再建段階

細部は、当時の状況によります。

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
	1	被災状況			各部局	総務省
	2	復興復旧状況			危機管理局	
	3		復興に係る国の方針	法令、支援制度	各部局	
	4		安否情報		地域振興部	総務省
	5		他県の状況		各部局	
	6		県有施設		各部局	

8 避難受入段階

(1) 受入誘導段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1	相手国に係る情報		敵国の具体的な武力攻撃動向(目的、手段、態様、規模、時期等)	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理局 地域振興部 警察本部	
	3	武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報		県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協議事項	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項	警察本部 各部局	
	7	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	8	県内の武力攻撃災害の兆候		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	9		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	避難受入の進捗状況			各部局等	
	2	避難受入に係る情報		要避難地域、受入住民数、受入時期、輸送計画、受入経路	危機管理局	
	3		線路の使用可能状況	線路の損壊箇所、被害状況	地域振興部	
	4		列車の使用可能状況	使用可能列車の所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	5		バスの使用可能状況	使用可能バスの所在地、台数、輸送可能人数	地域振興部	
	6		トラックの使用可能状況	使用可能トラックの所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	7		情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの損壊箇所、被害状況	地域振興部	
	8		農道、林道の使用状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	農林水産部	
	9		道路の使用状況	道路の損壊箇所、被害状況、積雪状況	県土整備部	
	10		河川の危険状況	河川の危険箇所、危険度	県土整備部	
	11		急傾斜地等の危険状況	急傾斜地等の危険箇所、危険度	県土整備部	
	12		空港の使用状況	空港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	13		港湾・漁港の使用状況	港湾・漁港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	14		公園利用可能状況	県立公園の損壊箇所、被害状況	生活環境部	
	15		住民の避難受入誘導に係る情報	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区避難施設、避難受入経路、自衛隊の使用道路、運送計画、避難行動要支援者の避難受入確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、避難施設の受入体制	警察本部	
	16		交通規制に係る情報	避難受入経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況	警察本部	
3 救援	1	救援の進捗状況			危機管理局	
	2		受入地域市町村の受入状況	受入可能人数、受入人数	危機管理局	
	3		外国人の受入状況	受入人数、氏名、性別、国籍、避難施設	観光交流局	
	4		安否情報(避難住民)	氏名、年齢、性別、避難先	地域振興部	総務省
	5		安否情報(負傷者)	氏名、年齢、性別、避難先、負傷程度	地域振興部	総務省
	6		被災情報(人的被害)			
	6		安否情報(死者)	氏名、年齢、性別、遗体安置所	地域振興部	総務省
	6		被災情報(人的被害)			
	7		受入地域一般病院の受入状況	科別受入可能人数、受入人数、医師・看護師・医薬品等の不足状況	福祉保健部	
	8		受入地域感染症指定医療機関等の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	9		障がい者施設の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	10		高齢者施設の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	11		児童福祉施設(母子生活支援施設を含む)の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	12		鳥取砂丘こどもの国の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	13		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	福祉保健部	
	14		県営住宅の受入状況	受入可能人数、受入人数	生活環境部	
	15		受入入浴施設状況	受入入浴施設名、収容人数、問題点	生活環境部	
	16		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	17		農業大学校の受入状況	受入可能人数、受入人数	農林水産部	
	18		花回廊の受入状況	受入可能人数、受入人数	農林水産部	
	19		土地開発公社所有地の受入状況	受入可能人数、受入人数	県土整備部	
	20		住宅供給公社所有地の受入状況	受入可能人数、受入人数	生活環境部	
	21		空港、港湾、漁港用地の受入状況	受入可能人数、受入人数	県土整備部	
	22		受入地域県立病院の受入状況	科別受入可能人数、受入人数、医師・看護師・医薬品等の不足状況	病院局	
	23		県立病院の医療看護班派遣状況	医師、看護師等の派遣可能人数、派遣人数	病院局	
	24		児童・生徒受入状況	受入児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	25		教職員受入状況	受入教職員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	26		公立学校等の受入状況	受入可能人数、受入人数	教育委員会	
	27		教職員住宅の受入状況	受入可能人数、受入人数	総務部	
	28		少年自然の家等の受入状況	受入可能人数、受入人数	教育委員会	
	29		物資及び資材の調達に係る情報	危機の態様、受入規模等に応じた物資・資材の必要量、調達先	警察本部	
	30		備蓄物資の使用状況	使用備蓄物資の使用可能状況、使用状況(品目、数量、所在)	危機管理局	
	31		救援物資の被要請状況	被要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	32		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	33		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請先、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	34		他県等の医療チーム派遣状況	派遣医師、看護師等の人数	危機管理局	
	35		私立学校の受入状況	受入可能人数、受入人数	地域振興部	
	36		県職員住宅の受入状況	受入可能人数、受入人数	総務部	
	37		工業団地の受入状況	受入可能人数、受入人数	商工労働部	
	38		公用車の使用状況	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	39		運転士の動員状況	運転士の所属、氏名、連絡先等	各部局	

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
4 武力攻撃 災害への 対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	

(2) 救援段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1		相手国に係る情報	敵国の具体的な武力攻撃動向(目的、手段、態様、規模、時期等)	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理局 地域振興部 警察本部	
	3		武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報	県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受入状況	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		特殊標章・身分証明書の交付・使用に係る情報	関係機関における特殊標章・身分証明書の交付・使用状況	危機管理局 警察本部	
	7	被災情報		被災状況、住民被害、人的被害	各部局	
	8	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	9		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	児童・生徒、避難状況		被災児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	2	教員避難状況		被災教員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	3		交通規制に係る情報	受入経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、受入経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況、空港・港湾・JRの使用の可否又は有無	警察本部	
	4		交通規制に係る情報	緊急通行車両の指定・標章交付状況、緊急交通路の指定が必要な路線	警察本部	
	5		応急措置の実施に係る情報	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	
3 救援	1	受入市町村の収容状況		受入市町村の収容人数、性別、年齢、避難行動要支援者の数	危機管理局	
	2		備蓄物資の使用状況	使用備蓄物資の使用可能状況、使用状況(品目、数量、所在)	危機管理局	
	3		救援物資の被要請状況	被要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	4		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	5		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請先、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	6		被災情報(その他)	被害の種別、品目、数量等	危機管理局	
	7		職員派遣要請状況	派遣要請職員の要請者、職種、人数	総務部	
	8		職員受入要請状況	受入要請職員の要請先、職種、人数	総務部	
	9	県有施設への受入状況		受入可能人数、受入人数、施設、設備の状況	各部局	
	10		消費者物価指数	消費者物価指数	地域振興部	
	11		NPO、ボランティア活動状況	NPO、ボランティアの人数、活動内容、要望状況	福祉保健部	
	12		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	福祉保健部	
	13		義援金の状況	義援金の額	福祉保健部	
	14		義援物品の状況	義援物品の種別、数量	危機管理局	
	15		一般病院の使用可能状況	一般病院の被害状況、科別受入可能人数、医師、看護師、医薬品等不足状況	福祉保健部	
	16		避難施設における感染症発生状況	感染症患者の種別、所在、人数、重度	福祉保健部	
	17	避難施設生活環境状況		避難施設的生活環境、衛生状況、問題点	生活環境部	
	18		避難施設廃棄物処理状況	避難施設の廃棄物発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	19		避難施設し尿処理状況	避難施設のし尿発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	20		被災情報(ライフライン)	上下水道の供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	生活環境部	
	21		生活関連物資等需給状況	生活関連物資等事業者名、品目、販売数量、価格状況	生活環境部	
	22		特定物資在庫状況	特定物資事業者名、品目、在庫数量、価格状況	生活環境部	
	23		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請先、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	24		被災情報(ライフライン)	電気の供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	企業局	
	25		被災情報(ライフライン)	ガスの供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	危機管理局	
	26		被災情報(ライフライン)	通信の疎通状況、被害状況、復旧状況・見通し	総務部	
	27		県立病院の使用可能状況	県立病院の被害状況、科別受入可能人数、医師、看護師、医薬品等不足状況	病院局	
	28		物資及び資材の調達に係る情報	危機の態様、受入規模等に応じた物資・資材の必要量、調達先	警察本部	
	29	避難住民の救援に係る情報		県及び関係機関が実施する救援措置、被災者の有無・捜索救出の必要性、安否情報、避難施設における治安状況、避難住民の要望	警察本部	
	30		物資及び資材の調達に係る情報	武力攻撃災害対処に必要な物資・資材・調達先	警察本部	
	31		物資及び資材の調達に係る情報	復旧・備蓄に必要な物資・資材・調達先	警察本部	
4 武力攻撃 災害への 対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	
	2		発電所、電気設備の状況	発電所、電気設備の被害状況	企業局	
	3		危険物質等管理状況	危険物質等の種別、数量、管理状況	危機管理局	
	4		隣接県放射性物質等放出状況	放出された放射性物質等の種別、数量、影響範囲、影響程度	危機管理局	
	5		家畜伝染病発生状況	家畜伝染病患者の種別、所在、頭数、重度	農林水産部	
	6		応急措置の実施に係る情報	県内における緊急対処事態の発生状況、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	

別紙第2

平素の段階の計画

要旨	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対応します。 ① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。 ② 県対策本部が設置されるまでの間は、「鳥取県危機管理対応指針」で対応します。 ③ 国民保護措置に必要な各種計画の概要を作成します。 ④ 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。 ⑤ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。
----	---

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画 鳥取県危機管理対応指針、避難施設管理運営指針 収容施設消防基準 避難施設管理運営マニュアル、県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアル
---	--

避難タイプとの関係

各避難タイプによる差はありません。 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対応	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 武力攻撃（予測）事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備をする期間

イ この期間に予想される状況と留意点

県対策本部の設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想**(1) 活動方針**

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(2) 実施要領**ア 継続的な情報収集**

(ア) 情報の収集を継続的に行い、収集した情報は、整理分析し、不測の事態に備えるとともに、迅速な対応が行えるように準備します。

(イ) 警報等については、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

国民保護措置の的確な実施と関係機関が行う国民保護措置の総合的な推進のために、関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置を実施する設備面の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民の啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他計画及びマニュアルを作成します。

b 計画の修正

訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他計画等を随時適切に修正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、運送必要量の見積もり、運送計画の策定、運送体制の整備を図ります。

エ 避難住民の救援の準備

知事は、救援を行うため、必要な資機材の充実、十分な整備及び点検などを準備します。

救援の委任について、事前に関係者と十分協議を行います。

市町村へは一括して委任し、日本赤十字社へは日本赤十字社の自主性を尊重しつつ、一部を委託します。

オ 武力攻撃災害の予防、対応準備

危険物資等による災害の発生を防止するため、危険物資等の保管場所、種類、量等について経常的に把握します。

カ 住民の生活の安定

知事（生活環境部）は、武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応するため、生活関連物資等の価格や供給についての監視体制の準備及び関係事業者団体への要請の準備等、必要な準備を行います。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報 2 報道機関との連絡調整
危機管理局	1 県対策本部等に関すること 2 国民保護措置の準備 3 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 4 避難施設の指定 5 特殊標章等の交付、使用許可 6 避難物資等の備蓄、整備、点検 7 危険物資の保安対策 8 自主防災組織との連絡調整 9 国民保護等に係る訓練に関すること 10 国際人道法の普及に関すること
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 職員の服務、給与に関すること 4 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 5 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 人権の擁護の確保 9 県議会に関すること（臨時議会の招集） 10 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 11 職員の補償に関すること 12 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 私立学校に関すること 3 安否情報・被災情報の収集等の体制整備
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援

機 関 名	事務又は業務
福祉保健部	1 避難所の運営体制整備 2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 3 義援金の収配等に関する事 4 医療、医薬品等に関する事 5 保健衛生に関する事 6 赤十字標章等の交付、使用許可 7 医療機関等の保全及び機能回復に関する事 8 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9 他部局に属しない生活支援及び保護に関する事
生活環境部	1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関する事 3 死亡獣畜処理に関する事 4 廃棄物等の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給に関する事 6 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関する事 9 応急給水に関する事 10 応急仮設住宅の供給 11 公営住宅の調査、復旧 12 被災者住宅の再建支援 13 県営住宅の通常の保全 14 住宅融資などの相談窓口の開設 15 建築制限、緩和 16 住宅供給公社との連絡調整
商工労働部	1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 物資運送手段（トラックその他）に対する支援要請体制の確立に関する事 3 物資運送手段（トラックその他）の運送能力の把握 4 県内工業団地の状況の把握 5 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 農林水産業団体との連絡調整 2 食品供給業者（県内）の把握 3 中国四国農政局との連絡調整 4 家畜伝染病予防及び防疫 5 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の把握 6 農道（広域農道、農免農道を除く。）、林道状況の把握、対策 7 漁船による運送に関する事 8 漂流物等に関する情報収集

機 関 名	事務又は業務
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、対策 2 特殊車両の通行に関すること 3 道路の除雪 4 市街地状況の把握、対策 5 河川、海岸、ダム状況の把握、対策 6 砂防、急傾斜地、治山施設等の把握、対策 7 空港、港湾、漁港施設の把握、対策 8 公園緑地施設の把握、対策 9 土木資材等の需給対策 10 土地の使用に関すること 11 建設業協会等との連絡調整
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約
企業局	1 中国電力との連絡体制の整備 2 発電施設、工業用水施設の把握 3 県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアルの整備
病院局	1 県立病院の避難計画、訓練に関すること 2 県立病院の救護班の編成
教育委員会	1 文教施設等の保全 2 避難施設の確保 3 公立学校等への警報の伝達体制整備 4 国際人道法の普及、教育に関すること 5 文化財の保護に関すること
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 警備体制の整備 2 情報の収集・連絡体制の整備 3 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備 4 交通規制に係る体制及び施設の整備 5 生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備 6 装備資機材の整備 7 関係機関との協力体制の構築 8 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保 9 特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備 10 警察通信システムの整備 11 教養訓練の実施

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 警報等の住民への伝達体制の整備 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難、避難受入体制の整備 6 備蓄の実施 7 訓練の実施 8 住民への普及啓発 9 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置に関する訓練等の実施
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 情報の収集、整理

「通常監視体制」をとり、総務省消防庁等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。
情報収集は、24時間体制で危機対策・情報課と、東京本部を通じて行います。

(ア) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照

イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

(ア) 知事（危機管理局）は、市町村、関係機関・団体等に対し、迅速確実に警報等が通知できるよう体制、機器等を整備します。

(イ) 市町村は、住民に対し、迅速確実に警報等が伝達できるよう体制、機器等を整備します。

ウ 安否情報収集のための準備

知事（地域振興部）は、県内の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を整備するとともに、あらかじめ収集に協力を求める可能性のある関係機関を把握し、安否情報の報告先、様式等の周知を図ります。

エ 通信

県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理、整備を行います。

また、平素から非常通信の実施に備えて非常通信協議会との連携を図ります。

(2) 実施体制

ア 県の国民保護体制の準備

県は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から体制を整備します。

(ア) 知事は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

(イ) 知事は、非常参集体制を構築し、職員に周知します。

(ウ) 各部局は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

(エ) 県は、N B C R テロ等の対処や被害の想定について知見を有する専門家から助言を受けることができるようアドバイザーの確保に努めます。

(オ) 緊急を要する弾道ミサイル攻撃に対しては、県は、ミサイル発射予告や国からの確度の高い情報が提供された場合、情報連絡会議を開催し、今後の対応方針等を市町村等関係機関と情報共有します。

イ 県対策本部等の設置準備

(ア) 県対策本部の設置準備

県は、必要に応じ速やかに県対策本部及び県現地対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。

(イ) 法第25条第1項の規定による国からの県対策本部の設置が指定されていない場合の対応
県対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部により対応します。

a 緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部会議の設置

武力攻撃やテロ攻撃の可能性の高い情報を入手した場合等には、知事（危機管理局）は、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、状況に応じて次のとおり対応します。

1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき。 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	情報連絡室の設置
1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、危機管理局長が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	緊急対応チームの招集
1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の国家安全保障会議の緊急大臣会合が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	危機管理委員会の開催
1 県内で警報が発令されたとき。 2 県対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	危機管理対策本部の設置

b 初動方針の決定

緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目 的	項 目
認識の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各部局の状況 ・国、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
初動活動方針の決定	・情報収集の強化 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

(ウ) 法第25条第1項の規定による国からの県対策本部の設置が指定され、法第27条第1項の規定により県対策本部が設置された場合の体制変更

国から県対策本部設置の指定を受け、県対策本部を設置した場合は、速やかに緊急対策チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部から県対策本部の体制に移行します。

(エ) 県対策本部設置の指定要請

知事（危機管理局）は、県対策本部の設置を必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき都道府県としての指定を要請します。

市町村から要請があった場合は、内閣総理大臣に対して県対策本部を設置すべき市町村の指定を要請します。

ウ 国現地対策本部等の設置準備

県及び市町村は、国現地対策本部及び武力攻撃事態等合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

市町村は、当直等の強化、連絡体制の整備、職員の配置基準の整備等、国民保護措置を的

確かつ迅速に実施するための体制の整備を行うよう努めるものとします。

指定地方公共機関は、参集基準等の整備を行う等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制の整備を行うよう努めるものとします。

県は、平素からそれぞれ国民保護の体制を整備するとともに、定期的な連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、県内の国民保護関係機関相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。

(ア) 連絡窓口の設定

(イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集

(ウ) 広域救援体制の整備

(エ) 運送体制、運送能力の把握

(オ) 救援実施体制

(カ) 国民保護訓練

(キ) 職員のあっせん

(ク) 隣接県等に及ぶ広域交通規制及び広域的交通管理体制の整備

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

県は、市町村及び関係機関と連携し、避難に要する物資、資機材等を整備、備蓄、把握するとともに、各種補給品の調達方法及び運用方法について、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、必要な協定等を整備します。

イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行います。

ウ 各補給品の把握

食品	県内外の食品供給可能数量を把握します。
燃料	火災・爆発の危険性があるため、現存の保管場所と量を把握します。
復旧資材等	応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握します。 土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。 建設業協会等との連絡網等を確認します。 避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。
日用品、嗜好品	県内外の供給可能数量を把握します。
衛生資機材	流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握します。
給水	給水施設位置の把握と汚染された水源の検知体制を確立します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

知事（地域振興部、商工労働部）は、指定（地方）公共機関である運送事業者等と連絡調整を行い、必要に応じ的確かつ迅速に避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施できるよう、平素から運送体制を整備します。

イ 運送支援施設

(ア) 運送網

知事（地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）を行います。

(イ) その他

知事（危機管理局）は、運送に要する給油・整備・通信施設等を把握し、避難時における中継・休憩場所等についても事前に調査、確保します。

ウ 運送業務**(ア) 運送計画等の作成準備****a 運送計画の概要作成**

知事（危機管理局、地域振興部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者）は、次の計画について概要を作成します。

① 運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

② 道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

- ・道路状況の把握
- ・特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討
- ・鉄道、空港、港湾の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、港湾、漁港を使用した経路の検討
- ・冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送実施の概要を作成します。

b 交通規制計画の概要作成

警察は、道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

c 避難実施要領のパターンの作成に係る支援

知事（危機管理局）及び警察は、市町村が避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するに当たって、必要な助言を行います。この際、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

(イ) 運送手段に係る連絡調整

知事（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議します。

(ウ) 避難行動要支援者の避難**a 避難行動要支援者の避難に係る連絡調整**

知事（福祉保健部、観光交流局）は、平素から市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、避難行動要支援者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、必要な体制、資機材などを整備します。

b 避難行動要支援者の避難に関する計画の概要作成

知事（福祉保健部、観光交流局）は、関係機関・団体の協力を得て、平素から避難行動要支援者の避難に関する計画の概要を作成します。

(5) 衛生**ア 業務実施の基本的事項**

(ア) 知事（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などが提供できるよう、医療等の提供体制を整備します。

(イ) 知事（農林水産部）は、農業テロの監視及び被災後の速やかな家畜伝染病の蔓延防止に備え、家畜防疫体制を整備します。

イ 衛生支援施設

知事（福祉保健部）は、病院局との連携により臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設開設のための準備を行います。

ウ 治療業務

知事（福祉保健部）は、速やかな医療の提供を確保するため、近隣県を含めた医療機関（許

可病床数等)の把握、日本赤十字社県支部との連携、治療のために必要な資機材の整備、救護班編成計画の概要作成と赤十字特殊標章の交付を準備します。

エ 搬送業務

(ア) 要搬送人数の把握

知事(福祉保健部)は、入院患者数及び入院患者のうち有事に搬送が必要な人数を把握します。

(イ) 搬送能力の把握

知事(福祉保健部)は、有事に搬送が必要な者の搬送能力(搬送手段及び搬送可能人数)を把握します。

オ 防疫業務

知事(福祉保健部)は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

(ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療

(イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による生物兵器に対する兆候の発見

(ウ) 避難所等における防疫体制の整備

(エ) 防疫(特に個人衛生)の必要性の普及

カ 健康管理業務

知事(福祉保健部)は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

(ア) 避難・救援の際の健康管理体制の整備

(イ) 健康診断、予防接種その他の衛生業務の実施体制についての整備

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事(危機管理局)は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに救援施設に必要な候補施設等を選定します。

候補施設等の選定にあたっては、位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握しておきます。

イ 避難施設の指定、管理

(ア) 避難施設の指定

知事(危機管理局)は、文書等により管理者の同意を確認した上で避難施設を指定し、避難施設の改廃等の状況管理を実施します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、変更に関する届出を行うものとします。

(イ) 避難施設の周知

知事(危機管理局)は、避難施設を指定、変更した時は、市町村と協力して住民に周知します。

(ウ) 避難施設の整備

知事(危機管理局)は、市町村と協力して以下のとおり避難施設を整備し、指定した避難施設については状況を確認します。

県は、県有施設の新設、改廃に当たっては、避難所としての利用についても配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	避難所の衛生、被災者のプライバシーの確保

(エ) 資機材の整備

知事(危機管理局)は、市町村と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備 考
消防用設備	収容施設消防基準
通信設備	指定（地方）公共機関
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品

(オ) 避難施設管理者との事前協議

県（福祉保健部）は、避難施設管理運営指針及びマニュアルに基づき、市町村と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の派遣、あっせん、配置変更

知事（総務部）は、必要に応じ的確かつ迅速に職員の派遣、あっせん、配置変更等が実施できるよう、平素から市町村、指定（地方）行政機関、特定指定公共機関との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的応援体制を整備します。

(ア) 部局別・職種別人員数等の把握

(イ) 支援の必要な分野の洗い出し

(ウ) 要請体制、要請内容等の検討

(エ) 必要な協定の締結等

イ 人身に係る安全確保措置

警察は、国民の安全を確保し、治安の維持に当たるため、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材等を整備します。また、中国管区警察局等と連携し、警察災害派遣隊の充実・強化を図ります。

(ア) 公共の安全と秩序の維持

(イ) 安全な避難誘導等、安全確保の措置

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

イ 生活関連等施設の安全確保

(ア) 生活関連等施設の把握

県（各部局）は、県内の生活関連等施設について把握します。

(イ) 生活関連等施設に係る情報等の提供等

知事（危機管理局）は、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に対し、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を提供するとともに、関係する機関相互の連絡体制の整備に努めます。

(ウ) 管理者への通知等

a 管理者に対する安全確保の留意点の通知

- ・知事（各部局）は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知します。
- ・知事（危機管理局）、警察は、海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知します。
- ・知事（危機管理局）は、関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備します。

b 管理者に対する要請

県（各部局）は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請します。

c 管理者に対する助言

警察等は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行います。

(エ) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県（各部局）は、国の安全確保の留意点に基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について検討し、定めます。

(オ) 市町村が管理する生活関連等施設の安全確保

市町村は、その区域内の生活関連等施設について、県等の関係機関と連携を図るとともに、国の安全確保の留意点に基づき、安全確保措置の実施方法について検討し、定めるものとしします。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

知事（危機管理局）は、資機材の整備、専門家の派遣要請手続き、関係機関・団体との連携強化など、武力攻撃原子力災害への対処準備を整備します。

対処準備については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより行います。

なお、以下に引用する地域防災計画（原子力災害対策編）は、平成27年8月に修正されたものです。

第2章 第7節 緊急事態応急体制の整備

14. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力安全顧問に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

(9) 国民生活の安定に関する措置

知事（生活環境部）は、関係機関と連携し、県民生活と関連性が高い物質や役務については、価格や供給について監視を行い、物資の不足や物価の高騰に注意します。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報活動

(7) 啓発活動の実施

県は、県民に積極的に情報提供を行い、国民保護制度及び国民保護措置の重要性を啓発し、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制を整備します。特に、弾道ミサ

イル落下時の行動等、県民が極めて短時間に行動しなければならない重要な情報については、平素から様々な方法により周知します。このため、県は関係機関と協力した啓発活動を実施します。

警察は、効果的な広報の実施及び広報の徹底を図ることができるよう、必要により県、市町村、自治会等の関係機関に広報を要請するなど、協力体制を確保します。

(イ) 啓発活動の内容

- a 国民保護フォーラム等行事への住民の参加
- b 住民説明会、職員説明会の開催
- c インターネット（ホームページ）による広報
- d 住民の声に対する説明
- e 広報紙（市町村報等）の発行
- f 国のパンフレット等の配布

イ 広報資料の作成、配布、掲示

県は、市町村と協力し、次の事項について住民への広報資料を作成、配布、掲示します。

県は救援について広報し住民の理解を得るとともに、避難指示をした際に住民が安心して避難できるようにします。

避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの 等

警察は、避難住民や被災者等に提供が必要な情報、広報すべき事項、効果的な広報手段等について研究・整理し、広報に係る体制の整備を図ります。

ウ 報道機関との連携

知事（元気づくり総本部）は、報道機関の特性・能力等を把握するとともに、報道機関との信頼関係を保持します。

警察は、交通の規制、犯罪の予防等につき、報道機関を通じて住民等に効果的な情報提供及び広報が行えるよう、必要な体制を整備します。

(11) その他

ア 県民の協力が行われるための支援

(ア) 自主防災組織の強化

市町村が行う、情報の提供、活動場所の提供、活動のコーディネートなどを支援します。

(イ) ボランティアの育成

平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

5 その他

(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加

計画的に訓練を行い、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を促進します。

(2) 職員の研修

必要な知識、技能及び状況判断能力等を有する職員の育成、配置に努めるとともに、一般職員についても防災危機管理に必要な知識の教育に努めます。

(3) 啓発

県民に積極的に情報提供を行い、国民保護措置の重要性について、啓発を行います。

(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

また、県教育委員会は、学校の立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等の際の避難計画、応急教育計画を策定します。

(5) 文化財の保護

県教育委員会は、指定文化財の所有者との連絡体制を把握します。

また、指定文化財の所有者に事前の対処措置を要請するとともに、所有者の支援体制を整備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の設置に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 避難経路の整備

避難経路となる運送網については、計画的かつ着実に整備します。

(ア) 一般道

危険予想箇所の減少を目的とした改良を行います。

(イ) 新規路線

県は、避難住民の運送及び緊急物資の運送を迅速かつ的確に行うため、運送路の高速化及び多重化を推進します。

イ 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨	時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。 住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。
----	--

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）
---	---

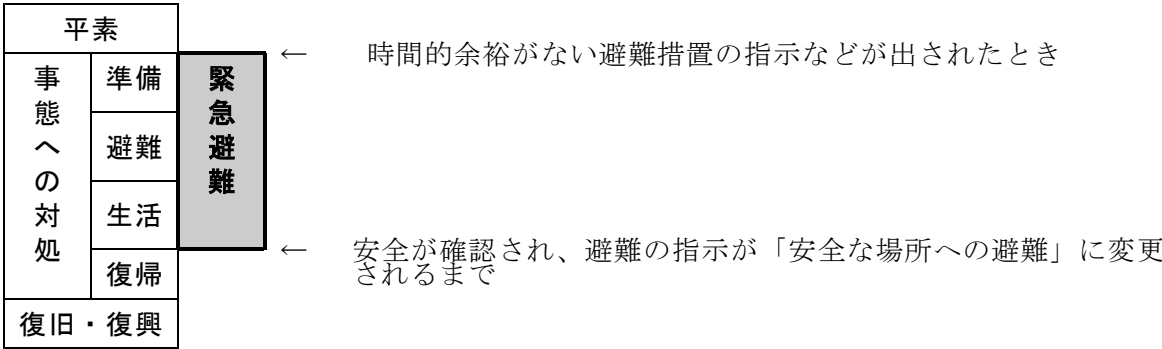
避難タイプとの関係

各避難タイプによる差はありません。 共通で、警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示を行います。 避難住民の誘導の支援、救援の実施は、他の段階に準じて行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

- ・避難の指示が事態発生直前になることが予想されます。
- ・NBCR（核、生物、化学、放射能）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の類型

ア 攻撃の類型

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
- (ウ) N B C R 攻撃

イ 被害の類型

- (ア) 爆発
- (イ) N B C R 災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人の暗殺

(3) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

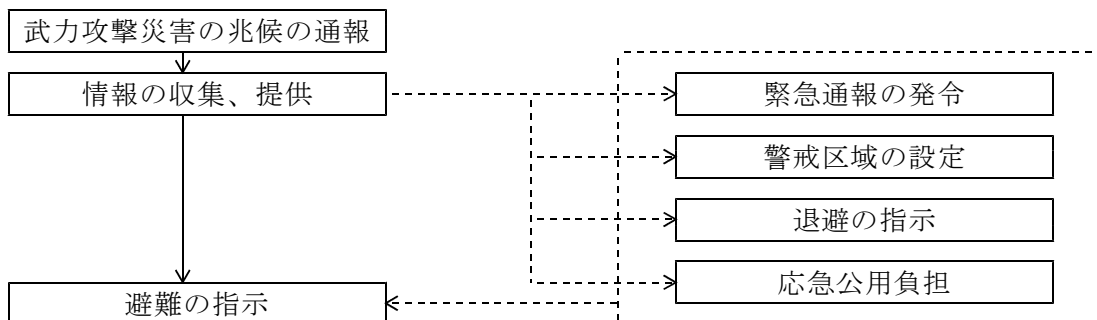
(1) 活動方針

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(2) 実施要領



(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 兆候の通報（法第98条）」に準じて実施します。

(イ) 情報の収集、提供

(ウ) 緊急通報の発令

第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令（法第99条～第101条）」に準じて実施します。

(エ) 退避の指示

第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示（法第112条）」に準じて実施します。

(オ) 警戒区域の設定

第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 警戒区域の設定（法第114条）」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 応急公用負担（法第113条）」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

ア 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃災害後は、使用された兵器の特定を優先します。

(イ) 情報の提供

手段	内容
① 定期的記者会見 ② スポット放送 ③ 資料提供 ④ 電話による問い合わせ（原則事項のみに限定）	① 被害の最新情報 ② 行動指針 ③ 技術的問題 ④ ただし電話による問い合わせでは一般情報に限定

イ 実施体制の確保

(ア) 県対策本部の設置

知事（危機管理局）は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合には、速やかに県対策本部を設置します。（当該指定がない場合に、県対策本部を設置すべきであると判断したときは、内閣総理大臣に当該指定を行うよう要請します。）

また、県現地対策本部を設置し、国民保護措置の実施について市町村及び関係機関と調整し連携を図ります。

対処基本方針の決定前又は対処基本方針が決定されない場合は、危機管理委員会や危機管理対策本部会議を招集します。

緊急対処事態対処方針にあっても、上記に同じです。なお、緊急対処事態の後に武力攻撃事態の認定が行われた場合は、県対策本部を設置します。

(イ) 防護センターの設置

知事（危機管理局、福祉保健部）は、NBCR兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、県対策本部内に防護センターを設置します。防護センターは、NBCR兵器の被害情報に関する次の資料を作成し、県対策本部長を補佐します。

資料作成に際して、技術的援助が必要な場合、知事（総務部長）は、指定行政機関に対し専門職員の派遣を要請します。

- | |
|--|
| 1 気象資料の作成
2 爆心地、核出力、爆発形式の判定
3 NBCR兵器による被害に関する資料
4 N兵器のフォールアウト予報（図）の作成及びBCR兵器の風下危険地域の判定
5 汚染状況図の作成
6 放射線被ばく線量の推定 |
|--|

(ウ) 知事（危機管理局）は、国民保護等派遣を要請します。

(エ) 知事（危機管理局）は、緊急消防援助隊を要請します。

ウ 武力攻撃災害への対処

(ア) 対処要領

知事（危機管理局・他各部局）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び当該武力攻撃災害による被害を軽減するため、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。

- a 県、市町村による対処
- 県は市町村と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、その区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。

1	武力攻撃災害の発生を防止します。
2	武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。
3	武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。
4	その他被害の最小化に資する措置を実施します。

- b 県の能力を超えた場合の対処（知事の国への出動要請）
- 国対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請します。

関係地方公共団体が協力して対処しても、その能力に耐えないとき	
1	武力攻撃災害が著しく大規模である場合 (例) 大規模な山火事、コンビナート火災
2	武力攻撃災害の性質が特殊である場合 (例) 生物剤や化学物質を用いた武力攻撃を受け、特殊な武力攻撃災害が拡大
3	その他の事情による場合

- c 市町村の能力を超えた場合の対処（市町村長の県への要請）
- 市町村長は、知事（危機管理局）に対し、対処を要請するものとします。
- 知事（危機管理局）は、武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行います。

武力攻撃災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、もし国による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できるという状況
--

- d 消防による対処
- 消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減するものとします。

(イ) 緊急の避難の指示

- a ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	・屋内への一時的避難
	(緊急通報の発令) (退避の指示) 警戒区域の設定		・立入の制限 ・退去 ・外出の抑制、制限
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
移動の安全確認			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握			・避難

NBCR兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

b ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 （屋内避難）	近接要避難地域の設定 避難の指示（屋内避難）	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	（緊急通報の発令）		
	（退避の指示）		
	警戒区域の設定		
弾頭種類 被害状況	の確認		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
情報の提供			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
被害状況の把握			
			避難

弾頭にNBCR兵器が使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

国対策本部が設置されていない場合においても、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等によりミサイルの発射情報を伝達します。

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達（再掲）

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

- (1) 日本領土・領海に落下する可能性がある場合と判断した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

② 直ちに避難することの呼びかけ

③ 落下情報等についての情報

④ 追加情報
- (2) 日本上空を通過した場合

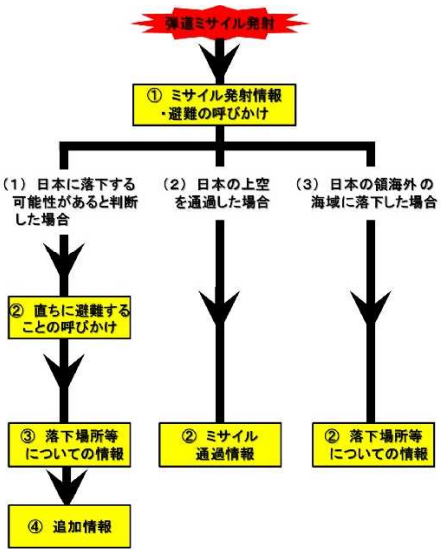
① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

② ミサイル通過情報
- (3) 日本領海外の海域に落下した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

② 落下場所等についての情報

※ 伝達される情報の内容



この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール、ツイッター、フェイスブック等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続いて避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）
○屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
○建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
○屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

c N B C R 攻撃の場合

県は、N B C R 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。ただし、発生から当面の間は、N B C R 攻撃であることも含め、汚染原因、汚染物質の規模等が明らかにならない可能性があることに留意します。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C R 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じます。

国対策本部	県	市町村	住民	
要避難地域の設定 避難措置の指示 （屋内避難）	近接要避難地域の設定 避難の指示（屋内避難）	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り	
	（緊急通報の発令）			
	（退避の指示）			
	警戒区域の設定			
弾頭種類 被害状況			立入の制限 退去 外出の抑制、制限	
			個人防護	
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ	
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達	避難	
被害状況の把握		誘導		

(ウ) N B C R 災害への対処

各攻撃類型において、N B C R 災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

a N (核) 攻撃

要 点	・爆風、熱線、放射線への対応 ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 ・正しい情報を入手する
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオに限定 ※電磁パルス(EMP)によりインターネット、携帯は使用不可
治 療	専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、国立病院機構）、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 救援にあたっては、医療機関と連携し対処します。

b B（生物兵器）攻撃

指 標	・ 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 ・ 予定されていない異例の空中噴霧 ・ 廃棄された噴霧装置
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮 ・ 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う ・ 皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク） ・ 石けんと水で肌を洗う ・ 警察、消防に連絡 ・ 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
避難の指示	風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオ
治 療	専門医による治療とワクチン接種 （留意事項） ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
県の措置	・ 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 ・ 県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、衛生環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じます。

c C（化学兵器）攻撃

要 点	被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指 標	・大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている ・負傷者に一定の症状がある ・病気が、ある地理上の区域に限定されている ・動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ、時期でもないのに植物が枯れる ・気象条件では説明がつかない不自然な液滴 ・不自然な臭い ・天候、スモッグ又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 ・不自然な金属片
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
避難の指示	責任者の正確な避難の指示に従う 風下を避けて遠くに離れる 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内避難	地階より上の、窓のない奥まった部屋に避難 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治 療	専門医による治療 （留意事項） ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
県の措置	県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。 警察は、消防機関、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と連携し、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、速やかな医療機関への救急搬送及び救急医療の実施を支援します。

d R（放射能）攻撃

要 点	・爆発、放射能による被害 ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮
個人防護	至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う 徒歩で避難 汚染区域にいた場合は、 ・石けんで全身をくまなく洗う ・衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備 ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難

屋内避難	※汚染区域から離れた場所にいた場合 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	県は、放射能攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。 また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 救援にあたっては医療機関と連携し対処します。

e 武力攻撃原子力災害

要 点	・放射能への対応 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・正しい情報を入手する
個人防護	帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやフタをする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	以下のとおり

※ 武力攻撃原子力災害への対処（法第105条）

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合、又は武力攻撃に伴い原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）に放射性物質等の放出又は放出のおそれがある場合、周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講じます。

この場合、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じます。

- 1 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等に準じた措置の実施
- 2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
 - （1）知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣若しくは原子力規制委員会から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、原子力事業所周辺市町村長（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）及び指定（地方）公共機関に連絡します。
 - （2）知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行います。

発電用原子炉	内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）
--------	--

- （3）知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、市町村及び指定（地方）公共機関その他関係機関に当該公示の内容を通知します。
- （4）知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行います。
- （5）通報を受けた場合の専門家の招集及び現地への派遣については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

なお、引用する地域防災計画（原子力災害対策編）は、平成27年8月に修正されたものであり、枠内で示す以下の各項目の引用も全て同様です。

第3章 第3節 活動体制の確立

3. 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請するものとする。

3 モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

②警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国によるEMC（緊急時モニタリングセンター）の立上げ準備に協力するものとする。

③EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、EMCを立ち上げるものとされている。県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

④緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの統括の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。

⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。

⑥モニタリング結果の共有

EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部等が行ったモニタリングの結果の評価等をEMCは、オフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。

また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し、関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。

4 住民の避難等の措置

知事は、国対策本部長による警報の発令や以下の避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示します。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行います。

・国対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとします。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとします。

・また、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとします。

・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとします。

・なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとします。

なお、知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じます。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

県は、国現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。

なお、国の現地対策本部は、原則として、オフサイトセンターに設置されますが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置されることがあります。

県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施します。

6 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請します。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請します。

7 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

6. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職の立ち会いの下配布・服用指示を行うものとする。

8 避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難退域時検査及び簡易除染の実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

4. 避難の際の住民に対する避難退域時検査等の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

9 飲食物の摂取制限等

飲食物の摂取制限等については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域性生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 国はOILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。
また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

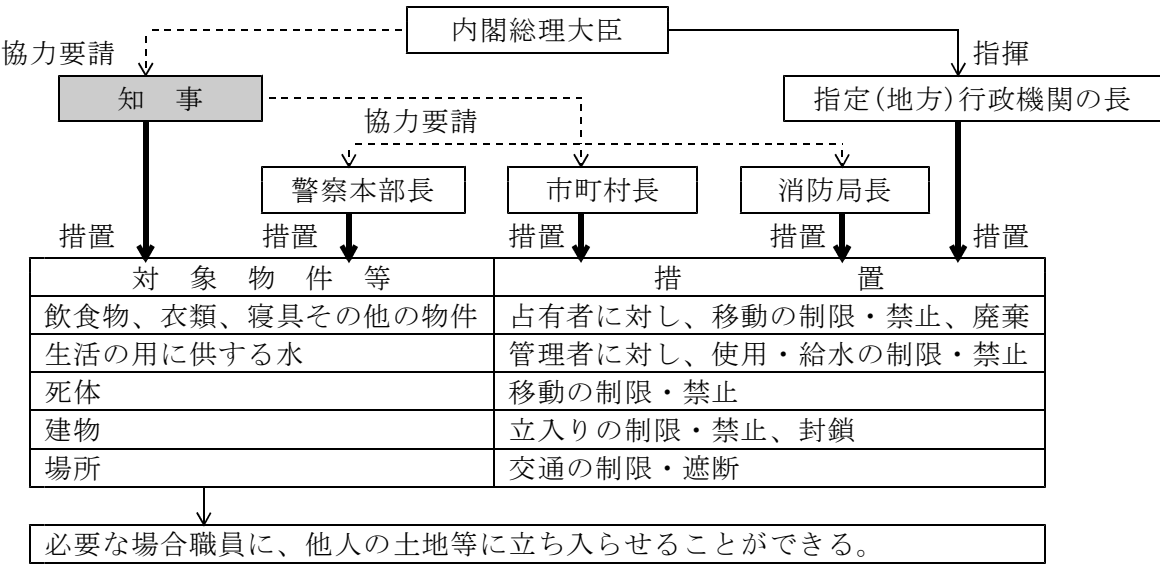
10 要員の安全の確保

- ・ 県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報の速やかな提供、被ばく管理等などにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

(エ) 汚染拡大の防止（法第107条～第110条）

知事（危機管理局）は、汚染（※）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

（※＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染）



(オ) 住民の救援

知事は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行います。
安全が確認された後、医療救援を行います。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整
危機管理局 (事務局)	1 県対策本部事務局の庶務 2 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に関わる市町村との連絡調整 4 特殊標章等の交付、使用許可 5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 7 県対策本部における通信施設の保全 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 人権の擁護の確保 7 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 10 県議会に関すること（臨時議会の招集） 11 職員の動員、派遣要請、受入 12 職員の補償に関すること 13 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の部局応援に関すること 4 私立学校に関すること 5 市町村の行財政運営の支援
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援

機 関 名	事務又は業務
福祉保健部	1 避難所の運営 2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 3 医療、医薬品に関すること 4 保健衛生に関すること 5 赤十字標章等の交付、使用許可 6 医療機関等の被害調査、対策 7 ボランティア等の支援に関する総合調整 8 他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1 有害物質使用事業所に関すること 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 4 応急給水に関すること 5 応急仮設住宅の手配
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 漁船に関すること 6 漂流物等に関する情報収集 7 農道（広域農道、農免農道を除く。）、林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾施設等の把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握 5 公共施設用地の供与、土地等の使用 6 土木等資材の需給対策
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用
総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設に関する保全等の必要措置の準備

機 関 名	事務又は業務
病院局	1 県立病院の入院患者の避難準備 2 県立病院への患者受入可能状況の確認 3 県立病院救護班派遣可能状況の確認
教育委員会	1 文教施設の保全 2 被災児童・生徒の救護及び応急教育 3 被災児童・生徒の学用品の供給 4 避難所の確保 5 避難所の開設、運営に対する協力 6 文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集・分析 2 住民等に対する警報の伝達 3 避難住民の誘導体制の確保 3 交通規制体制の確保 4 生活関連等重要施設の警備強化に係る体制の確保 5 警備用装備資機材の調達 6 関係機関との連絡体制の強化 7 武力攻撃災害に係る応急措置等に係る体制の確保 8 特殊標章の交付及び使用に係る体制の確保 9 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 避難の指示の伝達 2 市町村国民保護対策本部の設置 3 武力攻撃災害に係る国民保護措置 4 武力攻撃災害情報等の収集伝達 5 住民等への情報の提供

(3) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

(1) 緊急避難後の活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

ア 避難準備

別紙第4「避難準備段階の計画」

イ 避難

別紙第5「避難段階の計画」

ウ 避難生活

別紙第6「避難生活段階の計画」

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨	未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、以下のとおり対処します。 ① 速やかに国民保護措置が実施できるよう所要の準備を完了します。 ② 国民保護措置に必要な各種計画を概成します。 ③ 武力攻撃災害の発生に備えます。 ④ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

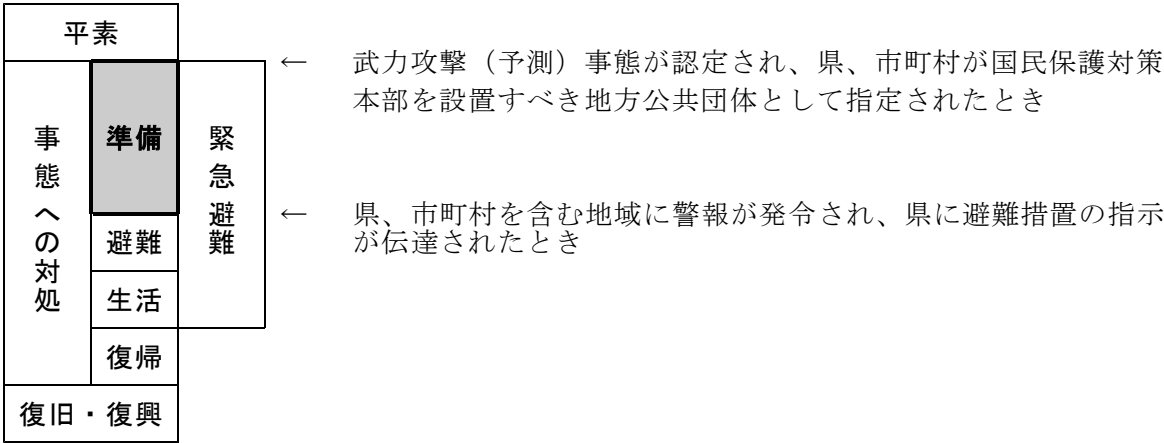
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 避難先都道府県との連絡調整	情報の収集、広報 避難先都道府県及び受入市町村との連絡調整	情報の収集、広報 受入市町村と連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、住民避難に必要な諸準備を速やかに整え、市町村の避難住民の誘導が安全かつスムーズに行われるようにします。

この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

情報の収集を強化し、的確かつ迅速に提供が行えるよう確認するとともに、住民に対し適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

県は、速やかに組織を国民保護体制へ移行し、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

救援指示の際は、速やかに救援が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。必要に応じ物資の売渡要請等の措置を実施します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等を実施します。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整

機 関 名	事務又は業務
危機管理局 (事務局)	1 県対策本部事務局の庶務 2 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に関わる市町村との連絡調整 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括 5 県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 6 県対策本部における通信施設の保全 7 特殊標章等の交付、使用許可 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 人権の擁護の確保 7 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 10 県議会に関すること（臨時議会の招集） 11 職員の動員、派遣要請、受入 12 職員の補償に関すること 13 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の部局応援に関すること 4 私立学校に関すること 5 市町村の行財政運営の支援 6 安否情報・被災情報の収集等
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援

機 関 名	事務又は業務
福祉保健部	1 避難所の運営 2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 3 医療、医薬品に関すること 4 保健衛生に関すること 5 赤十字標章等の交付、使用許可 6 医療機関等の被害調査、対策 7 ボランティア等の支援に関する総合調整 8 他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1 有害物質使用事業所に関すること 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 4 応急給水に関すること 5 応急仮設住宅の手配
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 漁船に関すること 6 漂流物等に関する情報収集 7 農道（広域農道、農免農道を除く。）林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾施設等の把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握 5 公共施設用地の供与、土地等の使用に関すること 6 土木等資材の需給対策
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用
総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設に関する保全等の必要措置の準備

機 関 名	事務又は業務
病院局	1 県立病院の入院患者の避難準備 2 県立病院への患者受入可能状況の確認 3 県立病院救護班派遣可能状況の確認
教育委員会	1 文教施設の保全 2 被災児童・生徒の救護及び応急教育 3 被災児童・生徒の学用品の供給 4 避難所の確保 5 避難所の開設、運営に対する協力 6 文化財の保護

機 関 名	事務又は業務
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集・分析 2 住民等に対する警報等の伝達体制の確保 3 避難住民の誘導体制の確保 4 交通規制体制の確保 5 生活関連等重要施設の警備強化に係る体制の確保 6 警備用装備資機材の調達 7 関係機関との連絡体制の強化 8 武力攻撃災害に係る応急措置等に係る体制の確保 9 特殊標章等の交付及び使用許可に係る体制の確保 10 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 市町村国民保護対策本部の設置 2 国民保護措置の連絡調整等 3 武力攻撃災害に係る国民保護措置 4 武力攻撃災害情報等の収集伝達 5 住民等に対する国民保護措置の指導 6 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 県対策本部設置の指定

知事（危機管理局）は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに関係機関・団体へ通知します。

イ 情報収集、分析、提供

(7) 知事（各部局）は、避難措置・救援の指示を受けたときは速やかに対応できるよう必要な情報を収集します。

(4) 別紙第1「情報計画」参照

(9) 知事（危機管理局）は、武力攻撃（予測）事態の内容、県及び県内各機関の活動状況、武力攻撃災害兆候及び被災情報等を市町村、関係機関・団体等へ迅速に提供します。

ウ 安否情報

知事（地域振興部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

知事（危機管理局）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

非常通信設備・体制の確認と準備を行います。

(2) 実施体制

ア 県の国民保護体制への移行

知事（危機管理局）は、県対策本部を設置すべき県としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止し、組織・人員配置の変更、先遣隊の編成・派遣準備等国民保護体制へ移行します。

イ 県対策本部の設置

(ア) 第5章「国民保護対策本部等、通信」に従い、県対策本部を設置

- a 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保
- b 通信システムの起動、資機材の配置等
- c 議会報告及び市町村、指定（地方）公共機関等への通知
- d 県現地対策本部、予備対策本部の設置準備

(イ) 県対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催

目 的	項 目
情報の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各部局の状況 ・政府、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
基本活動方針の決定	・情報収集の強化 ・人命の最優先 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

(ア) 市町村の国民保護体制への移行

市町村は、市町村対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止するなど、国民保護体制へ移行するとともに市町村対策本部を設置するものとします。

(イ) 警察の国民保護体制への移行

- a 警察は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、武力攻撃災害の発生に備えます。
- b また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請します。

(ロ) 消防の国民保護体制への移行

- a 消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えるよう努めるものとします。
- b また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請するものとします。

(ハ) 他都道府県との連絡調整

- a 知事（危機管理局）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受信したときは、直ちに関係する都道府県及び隣接県と連絡を取り、状況を確認します。
- b 知事（危機管理局）は、県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受けた

ときは、関係する都道府県及び隣接県にその旨を通知し、避難・救援に要する車両、物資、資機材等に係る要請準備と事前の連絡調整を行います。

- c また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。
 - d なお、知事（危機管理局・各部局）は、他都道府県知事から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を併せて行います。
- (オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整
- a 指定（地方）公共機関の国民保護措置準備
指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置の準備を行うよう努めるものとします。
 - b 指定（地方）公共機関の応援
指定（地方）公共機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。
 - c 日本赤十字社との連携
知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社への委託を準備します。委託は災害救助法における実務に準じた手続により行います。
 - d 指定（地方）公共機関による運送の準備
知事（地域振興部、商工労働部）は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定（地方）公共機関と連絡調整を行い、運送体制を準備します。
- (カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整
- 指定（地方）行政機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。
- (キ) 自衛隊との連絡調整
- a 知事（危機管理局）は、防衛大臣の指定する職員（連絡幹部）の出席を求め、情報の入手と連絡調整を行います。
 - b 知事（危機管理局）は、国民保護等派遣の要請準備と事前の連絡調整などを行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

(ア) 補給支援体制の準備

県は、避難・救援のため、避難住民数を想定し、速やかに避難住民の誘導中の補給支援体制の準備を行い、あわせて避難生活中的補給支援体制についても準備します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、必要な場合連絡員あるいは流通の専門家の派遣を要請します。

避難先地域の補給品の受入体制を準備するため、先遣隊の派遣を準備します。県外避難が予想される場合は、避難先都道府県と、現地調達と避難受入に関する連絡調整を密にします。

(イ) 補給支援組織の準備

県は、補給支援センターを開設し、円滑な準備と市町村の避難住民の誘導中の補給準備の支援を適切に行います。

補給支援センターは、速やかに緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線の確認、準備を行います。

補給支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、支援の準備（開設、改修、補充など）を実施します。

イ 補給能力

知事（各部局）は、避難・救援の際速やかに補給支援が可能となるよう、備蓄量及び関係機関・団体の補給能力について確認します。

この際、輸送能力との調整が必要となります。

ウ 取得

(ア) 補給品の購入準備

避難住民の誘導に必要な燃料、食料などの補給品を優先的に取得します。

知事（各部局）は、関係機関・団体に協力準備を要請するとともに、発注準備を行います。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(イ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足が見込まれる品目等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

避難の指示の際、速やかに避難住民の運送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資の運送を実施できるよう準備を完了します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、補給支援組織、輸送支援施設、輸送手段等の状況確認及び準備を行うなど、輸送体制を確保します。

この際、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ 運送支援施設

知事（地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な準備（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を実施します。

ウ 運送業務

(ア) 運送計画の作成準備等

a 専門職員の派遣要請

知事（危機管理局、地域振興部）は、連絡調整及び運送計画を策定するため、バス・鉄道事業者に対し専門職員の派遣を要請します。

b 交通規制の準備

警察は、交通規制に必要な配置人員、装備、資機材及び体制等を準備します。

(イ) 運送手段の状況確認・準備

知事（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認及び必要な準備（整備、通常運行の停止など）を実施します。

(ウ) 避難行動要支援者の避難準備

a 状況確認・準備

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の状況並びにそれらの者に係る施設及び避難の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

b 避難行動要支援者の避難に係る計画の概成

知事（福祉保健部）は、避難行動要支援者の避難に係る計画を概成し、運送手段を決定、手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などが提供できるよう、短期的な医療等の提供体制の準備を完了します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、医療等の提供体制の状況確認及び必要な準備を実施します。

また、感染症等の予防については、本段階から実施するとともに、武力攻撃災害や感染症

等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

なお、県立病院については、避難準備、医療等の提供準備を完了します。

イ 衛生支援組織

衛生支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、医療等の提供の準備（整備、補充など）を実施します。

ウ 治療業務

(ア) 状況確認・準備

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施します。

(イ) 計画の概成

知事（福祉保健部）は、医療等提供計画を概成し、医療等の提供体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、病院の患者受入の調整、臨時医療施設の設置、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

エ 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施します。

(イ) 計画の概成

知事（危機管理局、福祉保健部）は、搬送計画を概成し、一元的な搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ、搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施します。

また、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底します。

なお、感染症等が発生した場合には、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の健康管理体制の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 県立病院業務

(ア) 状況確認・準備

知事（病院局）は、県立病院の状況を確認し、避難及び衛生確保に必要な準備（整備、補充など）を完了します。

(イ) 計画の概成

知事（病院局）は、県立病院避難計画を概成し、避難体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

また、医療等提供計画を概成し、医療等提供体制を設定するとともに、人員、資機材等

が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（病院局）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事は、速やかに必要な避難施設や救援施設が提供できるよう準備を完了します。

このため、市町村、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

(ア) 避難施設の状況確認

(イ) 救援施設（収容施設、臨時医療施設）の開設準備と必要な土地の使用の同意

(ウ) 県有施設の転用準備

(エ) 必要に応じ、県現地対策本部などの設置準備

イ 供給可能量の把握

知事（各部局）は、あらかじめ避難施設、応急仮設住宅、公営住宅及びそれらに使用する土地等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等について確認します。

ウ 建設

(ア) 救援施設

a 避難施設

知事（危機管理局）は、市町村と連絡調整の上、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備します。

また、知事（各部局）は、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備します。

b 救援施設（収容施設、臨時医療施設）

知事（生活環境部）は、救援施設の建設について関係機関・団体に連絡し、協力を要請するとともに、発注準備を行います。

また、不足が見込まれる資機材等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

なお、公営住宅については、一般の募集を停止します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、必要に応じ県現地対策本部などが設置できるよう、候補施設（県総合事務所など）の確認、連絡調整等を行います。

エ 土地利用

(ア) 救援施設

知事（県土整備部ほか）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設候補地の状況確認、確保を行い、必要な受入準備を指示します。

また、知事（生活環境部）は、関係機関・団体への連絡、協力準備要請を行うとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

なお、不足が見込まれる用地については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを開始します。

公有用地については、一般の売却等を停止します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県現地対策本部などの候補施設のうち必要なものについて、管理者に連絡し、使用協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(7) 職員の派遣、あっせんの準備

- a 知事（総務部）は、市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに対応できるようあらかじめ見積もり、連絡調整等を行い、状況の確認及び派遣の準備を完了します。
- b また、市町村長から職員派遣のあっせんを求められたときは速やかに対応できるよう準備を行います。

(イ) 職員の派遣要請、あっせん要請の準備

- a 知事（危機管理局）は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるようあらかじめ見積もり、確認、連絡調整等を行い、指定行政機関、他都道府県知事等へ職員の派遣要請を準備します。
- b また、必要な場合速やかに職員派遣のあっせんを求めることができるよう準備します。

(ウ) 職員の配置変更

- a 知事（総務部）は、部局を越える職員の配置変更について、必要な場合速やかに実施できるようあらかじめ準備を行い、各部局からの要請に応じ速やかに調整、対処します。
- b 部局内の職員の配置変更については、必要に応じて総務部と調整の上、部局長が課・室内、地方機関内の配置変更については所属長がそれぞれ調整、対処します。

イ 被災者の捜索、救出

(7) 警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、直ちに情報を収集し、被災者を捜索、救出します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を確保、継続します。

不足が見込まれる施設、資機材、燃料等については、速やかに調達します。

エ 動物の保護

知事（生活環境部、農林水産部）は、飼養されている家庭動物等の保護収容等について準備します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

(7) 関係機関との連携

知事（危機管理局）は、武力攻撃災害の発生、拡大を予防するため、市町村、関係機関・団体等との連絡、即応体制、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。

(イ) 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

a 安全確保のため必要な措置の要請

知事（危機管理局・所管部局）は、特に必要であると認めるときは、公安委員会及び海上保安部長などの意見を聞いて、生活関連等施設の管理者（県施設を含む）に対し、安全確保のため警備の強化、施設の改善などを要請します。

また、必要な場合には、公安委員会又は海上保安部長等に立入制限区域の指定を要請します。

なお、その際、ダム及び危険物質等取扱所等については、速やかに要請し、発電所、駅、空港等については、危険が切迫している場合において、速やかに要請します。

b 立入制限区域の指定

公安委員会、境海上保安部長及び鳥取海上保安署長は立入制限区域を生活関連等施設の周辺まで広げて設定し、警戒ラインを拡大するものとされています。

指定者	指定する場合	立入制限区域の指定等
公安委員会・境海上保安部長・鳥取海上保安署長	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要があると認めるとき	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を公示 ・警察官・海上保安官は、立入制限区域が指定されたとき、許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる。
警察官・海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる

※ 生活関連等施設の管理者は、必要な場合は警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求めるものとします。

(ウ) 国対策本部長に対する武力攻撃災害対処に係る総合調整の要請

県対策本部長は、隣接する他県の区域の周辺において大規模な武力攻撃災害の発生や、性質が特殊な武力攻撃災害が発生した場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、立入制限区域の指定など必要な措置に係る総合調整を要請します。

イ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法第103条）

(ア) 知事（危機管理局・各部局）は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認める場合、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、又は軽減する場合、以下の措置を行います。

a 危険物質等取扱所の警備の強化

危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。

b 危険物質等の取扱者に対する措置命令

緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命じます。

【危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

令第28条	危険物質等の種類	措置			要請権者
		取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄又は所在場所の変更	
1号	危険物（消防法）	○ 第12条の3	●	●	知事
2号	毒物、劇物（毒物及び劇物取締法）	●	●	●	（製造業者、輸入業者） 厚生労働大臣 （販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者） 厚生労働大臣、知事
3号	火薬類（火薬類取締法）	○ 第45条	○ 同左	○ 同左	（販売、貯蔵（火薬庫設置）、廃棄） 知事 （譲渡、譲受、消費） 消防局長 （運搬） 公安委員会、国土交通大臣
4号	高圧ガス（高圧ガス保安法）	○ 第39条	○ 同左	○ 同左	消防局長

令第28条	危険物質等の種類	措置			要請権者
		取扱所の一時停止又は制限 ○ 国民保護法第106条	製造、運搬等の一時禁止又は制限 ○ 同左	廃棄又は所在場所の変更 ○ 同左	
5号	核燃料物質等 (原子力基本法)	○ 国民保護法第106条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会、国土交通大臣
6号	核原料物質 (原子力基本法)	●	●	●	原子力規制委員会
7号	放射性同位元素 (放射線障害防止法)	○ 第33条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会
8号	毒薬、劇薬 (医薬品医療機器等法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚生労働大臣 (薬局が所持するもの) 厚生労働大臣、知事 (専ら動物目的のもの) 農林水産大臣
9号	高圧ガス (電気事業法)	●	●	●	経済産業大臣
10号	生物剤、毒素 (生物兵器禁止法)	●	●	●	主務大臣
11号	毒性物質 (化学兵器禁止法)	●	●	●	経済産業大臣

●＝令第29条による措置

○＝個別規制法により措置可能なもの

(イ) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導します。

- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

(ロ) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対 応 措 置
危機管理局	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国四国産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等及び鉱山における火薬類の消費現場が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うこととされています。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うこととされています。

(エ) 高圧ガス保管施設の応急措置

a 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制

武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、知事（危機管理局）は、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。

b 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制

武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、知事（危機管理局）は隣接県との間で情報連絡を実施します。

機 関 名	対 応 措 置
市町村	武力攻撃災害時等には必要に応じ、次の措置を行うものとします。 1 住民に対する退避の指示 2 避難住民の誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
危機管理局	1 事故における措置 (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努めます。 (2) 災害が拡大する恐れがある場合、前記「高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制」に基づき、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示します。
警察本部	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 市町村長若しくは知事による避難の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難経路の確保及び避難住民の誘導を行います。
消防局	1 ガスの拡散が急速で、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行うものとします。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めるものとします。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めるものとします。 4 武力攻撃災害に対する応急対策を実施するよう努めるものとします。
中国四国産業保安監督部	1 武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止することとされています。

(オ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対 応 措 置
福祉保健部 生活環境部	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。
消防局	1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行うものとします。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害に対する応急対策を実施します。
教育委員会	発生時の活動について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。 1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(カ) 放射線使用施設の応急措置

武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線障害防止法」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告します。

原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

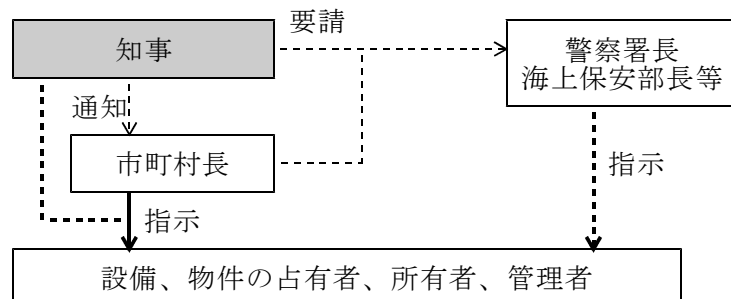
機 関 名	対 応 措 置
消防局	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 また、消防機関は、災害応急活動を実施します。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
生活環境部	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。

(キ) 危険動物の逸走時対策

機関名	対 応 措 置
消防局	・ 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行うものとします。
生活環境部	・ 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 ・ 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
生活環境部 農林水産部	・ 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 ・ 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置の実施
警察本部	・ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置の実施

ウ 事前措置（法第111条）

武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。



設備、物件の除去、保安、その他必要な措置

エ 知事の防御の指示（法第117条第1項）

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。

オ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

- a 避難の準備中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。
- b 避難の準備中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置**ア 生活関連物資等の流通と価格の安定**

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 知事（総務部、危機管理局、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実に応急復旧の実施等により確保します。

(イ) また、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（危機管理局）、警察本部長は、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロール等、警戒を強化します。

エ 住民への周知

知事（元気づくり総本部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動**ア 報道機関への情報提供**

知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、資料提供等により報道機関へ情報を提供するほか、必要に応じ記者会見を行います。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。

イ 広報の強化

知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、広報センター及び地域広報センター等を設置し、広報を一元化、強化します。

(ア) 広報項目

- a 武力攻撃（予測）事態の概要。
- b 冷静な対応の呼びかけ。
- c テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること。
- d 「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発
- e 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村又は県対策本部宛に連絡するように求めること。
- f 避難に備えて、手荷物品の制限、集合施設等を確認すること。
- g その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

(イ) 広報手段

テレビ、ラジオ等による放送、あんしんトリピーメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット）、モバイル版、携帯電話向けサイト）、ツイッター、フェイスブック、Lアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を行います。

(ウ) 注意事項

情報の趣旨について、誤解を招くことがないように、十分に留意します。

(エ) 関係機関への要請

知事（元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局）は、次のとおり広報の協力を依頼します。

依頼機関	内 容
市町村	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等による住民への広報
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設	場内放送等による観光客への広報

(オ) 報道機関への広報協力依頼

知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、国民保護措置に係る広報について、報道機関に対し協力を依頼します。

また、放送事業者である指定（地方）公共機関は、知事の武力攻撃災害緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づき放送するものとされています。

(カ) そ の 他

- a 混乱発生のおそれが予測される場合は、県は、市町村と連携し、随時必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。
- b 知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について適時適切に広報し、住民が安心して避難できるようにします。
- c 警察は、交通規制、犯罪予防等に係る広報資料の作成、配布、掲示について、必要な準備を行います。

ウ 広聴

知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、必要箇所に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

また、市町村長は、県に準じて対応するよう努めるものとします。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 公立教育施設の避難、救援の準備

教育委員会は、児童・生徒の避難、救援に備え、次のことを公立教育施設に指示します。

- (ア) 学校行事、会議、出張等の中止
- (イ) 児童・生徒の避難準備、事前指導
- (ウ) 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討
- (エ) 市町村教育委員会、市町村、警察本部（署）、消防署（団）及び保護者への連絡網の確認
- (オ) 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 公立教育施設の応急教育の準備

教育委員会は、児童・生徒の救援・受入に備え、各公立教育施設の状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

ウ 私立学校に対する要請

知事（地域振興部）は、私立学校に対し、上記に順じ必要な準備を行うよう要請します。

(2) 文化財の保護

教育委員会は、文化財について可能であれば所在場所の変更、又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援します。

必要な場合は、所有者等に対し、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(3) 特殊標章等の交付等

ア 交付

知事（危機管理局・各部局）は、次の者に特殊標章又は身分証明書を交付します。

(ア) 県職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 特殊標章の表示

知事（危機管理局・各部局）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、県庁、地方機関等に特殊標章を表示します。

ウ 許可

知事（危機管理局）は、指定地方公共機関の申請を受けて、特殊標章、身分証明書の使用を許可します。

エ 警察職員への交付

警察は、国民保護措置に係る職務を行う警察職員に特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させます。

オ 赤十字標章等の交付

知事（福祉保健部）は、救護を行う医療機関、医療関係者に赤十字標章又は身分証明書を交付し、又は使用させます。

別紙第5

避難段階の計画

要旨	県は、避難措置の指示に基づき、次の事項を実施します。 ① 避難方法の方針を決定 ② 各種の避難計画を完成 ③ 避難手段と避難経路の確保 ④ 住民に避難を指示し、市町村等へ通知 ⑤ 避難先の準備と救援の準備 市町村は、避難の指示を住民に確実に伝達し、避難住民の誘導を行うものとしします。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画 ----- 避難所運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画 避難実施要領
指定地方 公共機関	国民保護業務計画

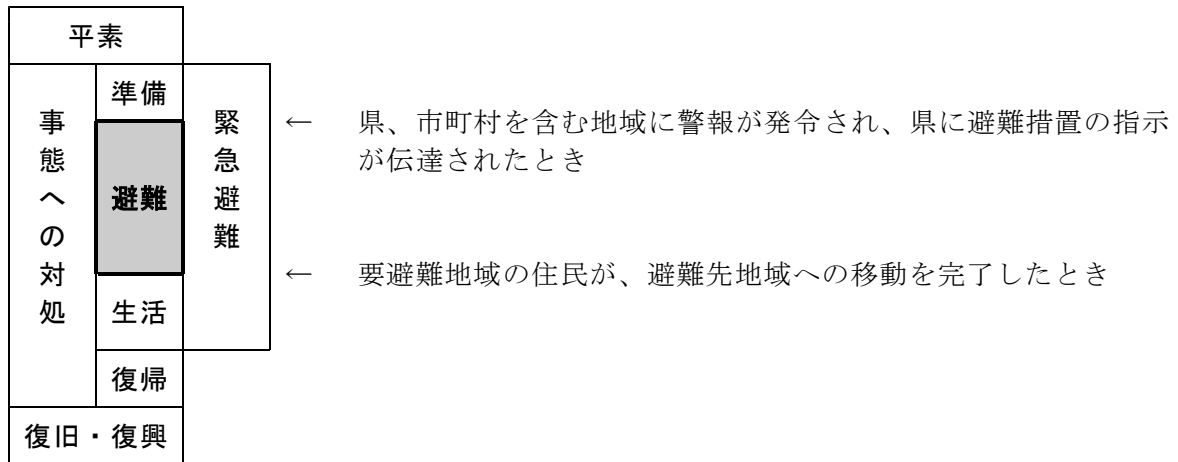
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等も不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

避難住民の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、市町村が行う避難住民の誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。
この際、関係機関との連携を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集及び伝達

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な収集及び伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

県は、全庁をあげて避難住民の誘導を支援します。

ウ 避難の実施

要避難市町村が実施する避難住民の誘導を的確かつ迅速に支援するとともに、県内の関係機関・団体が実施する国民保護措置を総合的に推進し、速やかに避難を完了します。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

エ 救援の準備

(ア) 避難住民の受入準備

知事は、避難住民や武力攻撃災害の被害者に対して、救援を行うため、避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、速やかに救援の準備を完了するとともに、順次避難住民に対する救援を開始します。

(イ) 避難経路における住民の救援

県は、避難経路における宿泊、食品、飲料水、医療の提供などを支援します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。

3 各機関の役割**(1) 県**

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整
危機管理局	1 県対策本部の事務局に関すること 2 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に関わる市町村の連絡調整 4 特殊標章等の交付、使用許可 5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 7 県対策本部における通信施設の保全 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 人権の擁護の確保 7 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 10 県議会に関すること（臨時議会の招集） 11 職員の動員、派遣要請、受入 12 職員の補償 13 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 駅、空港等への避難の指示 3 私立学校に関すること 4 市町村の行財政運営の支援 5 安否情報・被災情報の収集等

機 関 名	事務又は業務
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援
福祉保健部	1 避難所の運営 2 避難行動要支援者（外国人を除く。）、一般病院の入院患者等の避難 3 医療、助産（人員、医薬品、医療用資機材等） 4 救護班の派遣等、一般病院の医療救護活動 5 一般病院の患者受入 6 保健衛生に関すること 7 赤十字標章等の交付、使用許可 8 医療機関等の被害調査、対策 9 ボランティア等の支援に関わる総合調整 10 他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1 有害物質使用事業所に関すること 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 4 応急給水 5 受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む）の準備 ※応急仮設住宅には、プレハブ協会供給のものと県収用建物等の修理による応急仮設住宅を含む。 6 建築制限、緩和
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 営農指導及び家畜防疫 4 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 5 漁船に関すること 6 漂流物等に関する情報収集 7 農道（広域農道、農免農道を除く。）、林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾等の状況把握、確保 3 市街地状況の把握 4 公共施設用地の供与、土地等の使用 5 土木等資材の需給対策 6 支障となる工作物の除去
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用

機 関 名	事務又は業務
総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設に係る保全等の必要措置の準備
病院局	1 県立病院の入院患者の避難 2 県立病院の患者受入 3 救護班の派遣等、県立病院の医療救護活動
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
教育委員会	1 文教施設の保全 2 避難所の確保 3 避難所の開設、管理運営に対する協力 4 文化財の保護
警察本部	1 避難の指示の伝達に係る市町村との協力 2 避難実施要領の決定に係る市町村への意見申述 3 警察官による避難住民の誘導等 4 避難住民の誘導に係る情報の提供、必要な措置の実施 5 危険防止の措置 6 住民等への協力要請 7 武力攻撃災害に係る兆候の通報 8 生活関連等施設の安全確保 9 放射性物質等による汚染の拡大防止 10 武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置 11 退避の指示等 12 応急公用負担等 13 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令 14 漂流物又は沈没品の保管 15 被災者の救出救助 16 被災情報の収集等 17 交通の規制 18 特殊標章等の交付、使用許可 19 警備用装備資機材の調達 20 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 警報の伝達、通知 2 避難の指示の伝達（経由） 3 避難実施要領の策定、通知、伝達 4 避難住民の誘導 5 避難住民の誘導に係る連絡調整 6 避難住民の誘導中の避難住民に対する食品、飲料水、医療の提供 7 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

(1) 情報

ア 警報及び避難の指示等

知事（危機管理局）は、警報の発令及び避難措置の指示を、住民、関係機関・団体へ伝達するとともに、避難の指示を行います。

（ア）警報

知事（危機管理局）は、国対策本部長が発令した警報の通知の内容を速やかに市町村、他の執行機関、指定（地方）公共機関その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知します。

警報	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
----	---

※市町村長の警報伝達の基準

市町村は、警報の通知を受信、確認した場合、並びに避難実施要領を定めたときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先・手段・順位）に従い、住民及び公私の団体（自治会等）へ伝達するものとされています。

1 要領

ア 当該市町村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとします。

イ 当該市町村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により、周知を図るものとします。

2 伝達手段

ア 防災行政無線、広報車、消防団や自主防災組織による伝達等最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。

イ あらかじめ地域ごとの伝達組織、伝達方法を市町村避難実施計画で定めるものとします。

ウ 警察は、避難の指示が発令された場合、要避難地域を管轄する市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ避難の指示を伝達します。

3 留意事項

ア 知事（観光交流局・福祉保健部）は、市町村と連携し要配慮者への伝達に特に配慮します。

イ 警察は、市町村と協力して、警報の内容を的確かつ迅速に住民へ伝達します。

(イ) 避難措置の指示の通知

知事（危機管理局）は、国対策本部長の避難措置の指示を、速やかに、他の執行機関、指定（地方）公共機関その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知するとともに、要避難地域、避難先地域に該当する市町村については受信確認を行います。

避難措置の指示	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	---

(ウ) 避難の指示の伝達

知事（危機管理局）は、避難措置の指示の内容を具体化した後、市町村長を通じて住民に避難を指示するとともに、他の執行機関、指定（地方）公共機関その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知するとともに、要避難地域、避難先地域に該当する市町村については受信確認を行います。

避難の指示	1 近接避難地域（※）を含めた要避難地域 2 受入地域（具体的な避難先市町村及び受入避難住民数） 3 具体的な避難の経路（「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく） 4 避難のための交通手段（ただし、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を聞くものとします。） 5 具体的な避難の段取り（いつ、どのように住民を避難させるか） ※ 要避難地域の拡大設定 地理的特性等に鑑み必要と判断した場合、知事は要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示します。
-------	---

※【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）	
鳥 取 県 知 事 ○月○日○時現在	
○	本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
○	本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。 (1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。 ・ 運送手段及び避難経路 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定） ○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定） ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止） ※ 細部については、A市の避難実施要領による。 ※ A市職員の誘導に従って避難する。 (2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。 ・ 運送手段及び避難経路 徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。 ・・・以下略・・・ (注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。 ※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(エ) 避難実施要領の伝達

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定するものとされています。

市町村長は、避難実施要領を定めた場合、市町村国民保護計画に定めるところにより警報に準じて伝達するほか、市町村の他の執行機関、知事（危機管理局）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知するものとします。

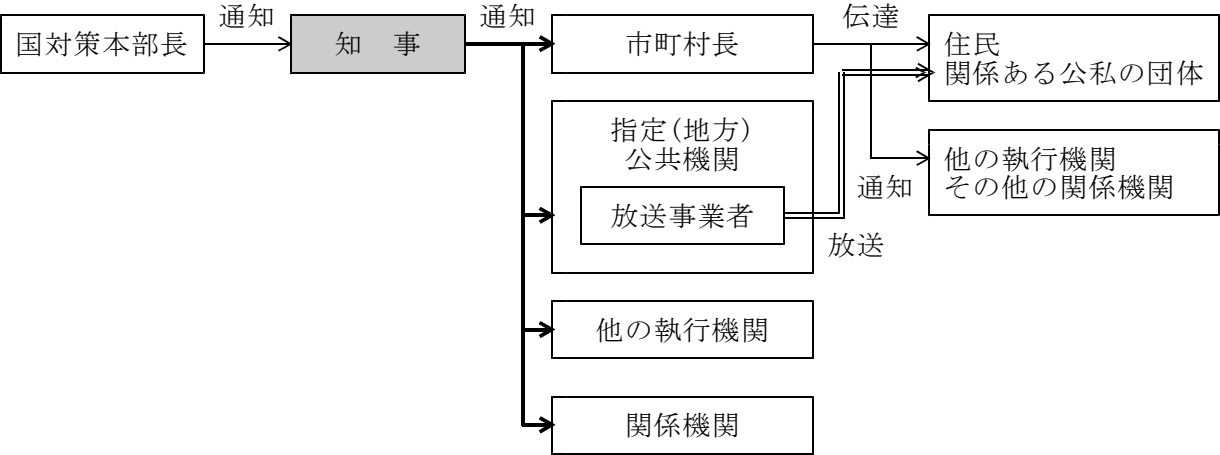
知事（危機管理局）は、市町村長から避難実施要領の通知を受信、確認した場合、警報の通知に準じて、関係機関等（当該避難実施要領を定めた市町村を除く。）に伝達します。

(オ) 警報・避難の指示・避難実施要領の通知・伝達先

区分	通知先	備考
市町村	県内市町村	
他都道府県	避難先地域の都道府県	※避難実施要領のみ通知
他の執行機関	労働委員会 企業局 病院局 教育委員会 警察本部 監査委員 人事委員会 県議会	
指定地方公共機関	鳥取ガス株式会社 米子瓦斯株式会社 一般社団法人鳥取県LPガス協会 日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社 日ノ丸西濃運輸株式会社 若桜鉄道株式会社 智頭急行株式会社 一般社団法人鳥取県バス協会 一般社団法人鳥取県トラック協会 公益社団法人鳥取県医師会 公益社団法人鳥取県看護協会 一般社団法人鳥取県薬剤師会 一般社団法人鳥取県歯科医師会 医療法人里仁会北岡病院 医療法人財団共済会清水病院 医療法人十字会野島病院 特定医療法人仁厚会藤井政雄記念病院 医療法人同愛会博愛病院 医療法人育成会高島病院 医療法人元町病院 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 株式会社エフエム山陰 株式会社鳥取テレピア 日本海ケーブルネットワーク株式会社 株式会社中海テレビ放送 鳥取中央有線放送株式会社	☆放送 ・ 警報 ・ 避難の指示 ・ 緊急通報

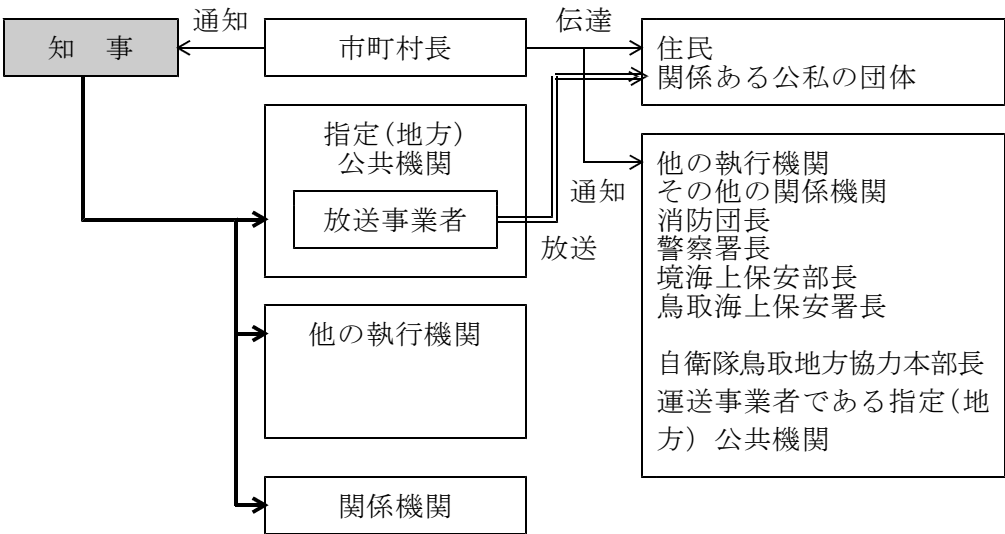
区分	通知先		備考
指定地方公共機関	鳥取県農業協同組合中央会 一般社団法人鳥取県警備業協会 鳥取県石油商業組合		
関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、地域振興部を通じて
	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 旅客輸送関連施設	
	鳥取県国民保護協議会委員		
	避難施設管理者		
国対策本部長	総務省消防庁		※避難の指示のみ報告

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



- (カ) 緊急対処事態における警報の伝達
- 緊急対処事態において、国対策本部長は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされています。
- 県は、緊急対処事態における警報について、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行うほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行います。

イ 情報収集・分析・提供

- (ア) 情報収集
- 知事（危機管理局・各部局）は、市町村、関係機関・団体から避難の指示に必要な情報を収集し、危機管理局へ集約します。
- また、市町村、関係機関・団体の活動状況、住民の避難状況等についての的確に把握します。
- 情報収集項目、情報収集体制については別紙第 1 「情報計画」 参照

情報項目	情 報 内 容
要避難地域の状況	要避難人数、気象、市町村状況 等
避難先地域の状況	収容可能人数、気象、市町村状況 等
避難方法の状況	道路状況、バス・鉄道使用可能台数、食品・飲料水見積 等

(イ) 情報分析

市町村、関係機関の活動状況の問題点及び周辺状況の推移、予想に注意します。

武力攻撃災害が発生した場合、県対策本部の対応の初期に要救助者の発生地区とその概数を把握し、被災地域への救援部隊の投入について関係機関と調整します。

(ウ) 情報提供

避難住民の誘導・救援活動に必要な情報の提供に注意します。

※ 情報提供項目

武力攻撃（予測）事態の状況、県、市町村、関係機関・団体等の活動状況、避難経路等の状況、住民の避難・救援状況、安否情報、被災情報等

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

知事（危機管理局）は、市町村長、警察官、海上保安官及び消防吏員から武力攻撃災害の兆候発見の通報・通知を受けた場合、必要と認めたときは、その旨を消防局及び警察などの関係機関へ通知します。

エ 安否情報

知事（地域振興部）は、要避難地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供を開始します。

オ 被災情報

知事（危機管理局）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、共有化を図るとともに、住民等に必要な情報を提供します。

カ 通信

非常通信体制の運用を開始するとともに、武力攻撃災害等により通信施設が使用できなくなったときは、必要に応じ、応急復旧により通信を回復します。

(2) 実施体制

ア 県の国民保護体制（避難住民の誘導支援体制）

県は、避難措置の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導支援体制へ移行します。

(ア) 知事は、必要に応じ、避難住民の誘導支援関連部局や要避難地域・避難先地域を所管する地方機関等の増員、先遣隊の派遣等、全庁で迅速な住民避難を支援します。

(イ) 知事（総務部・各部局）は、必要に応じ要避難地域・避難先地域市町村又は関係機関・団体に連絡員を派遣し、連絡調整に当たります。

(ウ) 知事は、必要に応じ県庁、地方機関等の避難を実施します。

イ 県対策本部

県対策本部は、避難が指示された場合、速やかに次の業務を行います。

(ア) 計画・運用班

避難住民の誘導について企画調整します。

(イ) 情報班

避難住民の誘導に要する情報について、収集、分析します。

(ウ) 広報班

避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(エ) 活動支援班

避難住民の避難誘導に要する物資、運送の確保について企画調整します。

(オ) 県現地対策本部

必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の国民保護体制

知事は、避難措置の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 市町村の国民保護体制

市町村は、警報・避難の指示等を受け、避難住民の誘導体制に移行するものとします。

(イ) 消防の国民保護体制

a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、対策規模に応じた職員の招集等を行って所要の国民保護体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとされています。

b また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。

(ロ) 警察の国民保護体制

a 警察は、警報・避難の指示等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集等により所要の体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。

b また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、公安委員会が、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請します。

(ハ) 他都道府県との連絡調整

a 知事（危機管理局）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。

また、避難住民の救援の準備について必要な要請を行います。

b 知事（危機管理局）は、住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。

c 警察は、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る連絡調整を行い、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施します。

(ニ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第21条）

a 指定（地方）公共機関の国民保護措置

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置を行うこととします。

b 指定（地方）公共機関の応援

指定（地方）公共機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社へ委託します。

d 指定（地方）公共機関による放送

放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その内容を国民保護業務計画に定めるところにより放送するものとされています。

また、放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところによりその内容を放送するものとされています。

なお、避難の指示の放送については、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなくてはならないものではなく、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断によります。

また、知事（危機管理局）は、放送事業者に対し警報、避難の指示及び緊急通報を通知する際は、隣接県との緊密な連携を図ります。

e 指定（地方）公共機関による運送

知事（地域振興部、商工労働部）は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定（地方）公共機関と連絡調整を行い、運送の実施の要請・指示等を行います。

(カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

指定（地方）行政機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

(キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第15条）

a 知事（危機管理局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備します。

b 市町村長は、避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令第8条第2項に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。

なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

避難住民の誘導中の補給支援については、市町村が実施する避難住民の誘導中の避難住民に対する食品供給等の支援を行います。

県外避難については、避難先都道府県との連絡調整を密にします。

イ 補給必要量

知事（各部局）は、避難中に必要な食品等について、市町村長に対する応援の要否及び必要量を確認します。

また、避難の指示の内容、要避難地域・避難先地域の状況等をもとに救援における補給必要量の見積りを策定するとともに、避難先地域、関係機関・団体等の供給可能量、準備・活動状況等について確認します。

この際、運送能力との調整が必要となります。

ウ 取得

(ア) 補給品の取得

避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得します。食品は、加工の必要がないものにします。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(イ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

(ウ) 補給品の一次集積

取得した補給品については、緊急物資集積地域に一次集積します。

エ 配分

知事は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送、配分します。

また、必要に応じ、備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施します。

(4) 運送**ア 業務実施の基本的事項**

速やかに避難住民を運送できるよう、補給支援組織、輸送支援施設、運送手段等を運用します。

次いで、救援に必要な物資について運送を開始します。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ 運送支援施設

知事（地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

ウ 運送業務**(7) 運送手段****a 運送計画の完成****① 運送力配分計画等の完成**

知事（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）は、派遣専門職員の協力の下、関係機関・団体との連絡調整、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認を行い、運送力配分計画、運送実施計画を完成します。

② 道路使用計画の完成

知事（県土整備部）は、道路の状況及び運送能力を考慮し、侵害排除のための活動を行う自衛隊等の進路と避難経路を調整の上、道路使用計画を作成し、運送用道路を決定します。道路の利用指針が定められているときは、これに沿って調整・決定します。

b 運送力の確保

① 知事（地域振興部、商工労働部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関に必要な運送力の確保を求めます。

② また、必要な場合は、運送事業者に対し、不足する運送力の確保について、協力を依頼します。

③ この際、県内で不足する運送力については、指定（地方）行政機関、他都道府県に対し協力を依頼します。

c 運送の実施

① 知事（危機管理局、地域振興部、商工労働部）は避難の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。

この際、特に車両等の稼働状況、市町村の避難住民の誘導状況、交通規制の状況に注意します。

② また、必要な場合は、指定（地方）公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を求めます（法第71条、第79条）。この際、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。

③ 避難住民の運送及び緊急物資の運送が運送事業者である指定（地方）公共機関によりの確かつ迅速に行われない場合、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定（地方）公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示します。

なお、指示に当たっては、指定（地方）公共機関の安全確保について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。指定公共機関が運送を行う場合にあっては、同様に、必要な情報を国及び指定公共機関に提供します。

また、指定（地方）公共機関に対し避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示した場合において、運送の安全が確保されていないと認められる状況になったとき、知事（危機管理局、地域振興部、商工労働部）は、指示を取消し、指定（地方）公共機関

に速やかに連絡します。

(イ) 避難住民の誘導

a 避難実施要領の策定支援

- ① 知事（危機管理局）は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の指示の内容に照らし、円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な事項について意見を述べます。
- ② 警察署長は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な意見を述べます。

b 市町村による住民の避難誘導

① 避難方式

項 目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、地域、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、市町村職員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 複数の地域、市町村が避難する場合、武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地域の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、より避難先地域に近い地域、市町村から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等は携行はできません。（盲導犬等を除く。）

- ・ 避難方式は、原則として二段階避難方式とします。
- ・ 自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、避難場所に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等
選 定 者	市町村が、自主防災組織や警察、消防等関係機関と協力し選定

- ・ 避難住民は、自主防災組織のリーダー、市町村等の職員、警察官等の誘導により避難場所への避難を行います。
- ・ なお、状況により、避難の指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行います。
- ・ 住民は、平素から、近隣の小公園など集合施設適地の状況・位置について確認することが必要です。

c 県による避難住民の誘導支援（法第63条）

- ① 知事は、市町村長から警察官等による避難住民の誘導について要請があった場合、必要に応じ調整を行います。
- ② 避難住民の誘導中の市町村長から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、以下のとおり避難住民の誘導を要請します。

要 請 先	要 請 内 容
鳥取県警察本部長	警察官による避難住民の誘導
第八管区海上保安本部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 （令第8条第2項に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

- ③ 知事（危機管理局）は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施します。（法第67条）

避難住民の誘導	状 況	業 務
指 示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
補 助	市町村長が当該都道府県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

d 警察による避難住民の誘導

- ① 警察署長は、警察官等による避難住民の誘導について市町村長と協議し、市町村長から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施します。
- ② 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置により避難を徹底します。

e 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する市町村職員、県職員（補助を含む）、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近に在る者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

この際、協力をする者の安全の確保に十分に配慮の上で、協力を要請するとともに、協力をする者の安全の確保を優先します。

援助を要請する誘導への協力は以下のとおりです。

- ・ 市町村職員等と一体となって避難住民を先導
- ・ 移動中における食品等の配給
- ・ 避難行動要支援者の避難の援助

f 避難拒否者等への対応

① 警告、指示

避難住民を誘導する市町村職員、県職員（補助を含む。）、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうなおそれがあるときは、必要な警告、指示を行います。

② 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じます。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官が措置を講じます。

③ 避難拒否者等の説得

避難住民を誘導する市町村職員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとします。

④ 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます。

(ウ) 避難行動要支援者の避難

a 避難行動要支援者の避難に係る計画の完成

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者及びそれらの施設及び避難行動要支援者の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者の避難に係る計画を完成します。

b 避難行動要支援者の誘導の支援

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の運送手段を手配するとともに、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

項 目	業 務
市町村長による避難行動要支援者の避難	1 在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。 2 在宅避難行動要支援者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅避難行動要支援者を誘導するものとします。

エ 交通規制の実施

警察は、交通規制計画を完成し、次のとおり交通規制を実施します。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
内容	1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。 2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。 3 警察署長の助言 警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言をします。 4 交通規制の決定 公安委員会は、避難の指示及び市町村長が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。 5 標示の設置等 公安委員会は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。 また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。 6 広報、連絡 警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。 7 交通整理 警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。 8 車両等の移動等の措置 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。 9 緊急通行車両の確認 公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。 10 交通規制の見直し 公安委員会は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。 11 広域的な交通規制 公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。 また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。

(5) 衛生**ア 業務実施の基本的事項**

知事（福祉保健部）は、避難の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。

関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整の上、県内病院への患者受入要請及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行うとともに、避難先地域の医療機関との連絡調整を実施します。

感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期すとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

県立病院は、医療等を提供するとともに、避難が必要な場合は入院患者の避難を実施します。

イ 衛生支援組織

衛生支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、医療等を提供するとともに必要に応じ入院患者等の避難を実施します。

また、知事（福祉保健部）は、要避難地域の集合施設、避難経路に臨時医療施設の設置について、実施及び関係機関等へ要請を行います。

ウ 治療業務**(ア) 医療等提供計画の作成**

知事（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を完成し、同計画に基づいて避難住民に対する医療等の提供を開始するとともに、関係機関・団体と連絡調整の上救援に必要な人員、資機材等を確保します。

(イ) 治療の実施

知事（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制の状況を把握し、市町村、県医師会等関係機関・団体と連絡調整の上、医療の実施の要請、必要に応じ県内医療機関に対する患者受入要請、救護班編成・派遣要請、臨時医療施設での治療などを行います。

医薬品、医療用資機材等について随時状況を把握し、医療機関、臨時医療施設等から要請があった場合備蓄医薬品を提供するとともに、不足分については県薬剤師会・医薬品製造業者等に対して要請します。

(ウ) 被災者等への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

エ 搬送業務**(ア) 計画の作成**

知事（危機管理局、福祉保健部）は、避難・救援の状況に応じ搬送計画を作成し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(イ) 搬送の実施

知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況を把握し、搬送を実施します。

この際、臨時医療施設への搬送のほか、要避難地域外への搬送を実施します。

(ウ) 被災者等への対処

知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、集合施設及び避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請します。

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、要避難市町村が実施する避難住民の健康管理に必要な人員、資機材等を支援します。

キ 県立病院業務

(7) 医療の実施

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定されなかった場合は、要避難地域・避難先地域の状況に応じて衛生提供計画を作成し、住民の避難中の医療等を提供します。

また、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(4) 県立病院の避難等

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定された場合は、直ちに県立病院避難計画を完成し、所在市と連絡調整の上速やかに避難を実施します。

また、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定されなかった場合においても、避難の指示に備えた体制を確認、維持します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事は、要避難地域・避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援に必要な避難所、救援施設について速やかに提供します。

また、必要に応じ県現地対策本部などを設置するとともに、被災した県有施設の応急復旧を実施します。

イ 必要量

知事は、避難住民数、負傷者数を把握し、収容施設、医療施設を臨時に開設します。

ウ 建設

(7) 避難住民の誘導施設の開設・運用支援

知事（各部局）は、集合施設など要避難市町村の避難住民の誘導施設の開設・運用を支援します。

(イ) 救援施設の開設

a 避難所

知事（福祉保健部）は、避難所運営マニュアルに基づき、避難先市町村と協力して、あらかじめ指定している避難施設において避難所を開設します。その際、必要に応じて、改修や補修（防寒・防暑対策、仮設トイレの増設、通信機器の設置等）を行います。

項 目	業 務
避難施設と割振の決定	・避難先市町村への避難住民数に応じ、使用する避難所及びその割振を決定します。
職員等の割振の決定	・各避難施設を担当する県・市町村職員、消防団員等について割振を決定します。 ・当該職員等は、各避難所の受入、運営事務を行います。
資機材の準備	・通信機器、台帳類等を整備します。
物資とルートの確保	・照明機器、冷暖房機器、食品、飲料水、被服・寝具、トイレ、入浴施設、間仕切り、電話等の物資とその供給ルートを確保します。
警備の依頼	・必要に応じ、警察等に避難施設の警備を依頼します。
避難施設周辺への広報	・防災行政無線、広報車、自治会等により、避難施設周辺住民へ、避難住民が避難する旨を広報します。
消防、警察等への連絡	・避難所の開設状況について、消防、警察等に連絡します。

b 救援施設（収容施設、医療施設）の開設

知事（生活環境部、福祉保健部）は、避難住民数、負傷者数に基づき、救援施設建設の必要量を関係機関・団体に連絡し、協力を要請するとともに、救援施設を発注します。

また、不足が見込まれる資機材等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

なお、公営住宅についても、収容施設に転用します。

c 障害の除去

知事（県土整備部）は、避難経路、収容施設等に対して危険となり、又は工事の障害となる箇所等について、速やかに障害を除去し、安全を確保します。

(ウ) 公共施設

知事（総務部）は、県有施設の被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討します。

また、必要に応じ県仮庁舎、県現地対策本部などの設置場所を決定し、管理者等と連携の上、回線の敷設、仮設建築物の建設等、設営を実施するとともに、不足が見込まれる資機材等を確保します。

エ 土地利用

(イ) 救援施設

知事（県土整備部ほか）は、避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、賃貸借契約の締結など救援施設建設用地を確保し、必要に応じて所管する用地を救援施設建設用地に転用します。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを行います。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県庁舎、県現地対策本部等に必要な施設等について、管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等による確保を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の派遣、あっせん

- a 知事（総務部）は、避難住民の誘導に当たる市町村等からの職員派遣要請を集約し、必要な職員を派遣します。
- b また、避難住民の誘導に当たる市町村長等から指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんで求められた場合、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせんを要求します。

(イ) 職員の派遣要請、あっせん要請

- a 知事（危機管理局）は、職員の状況を把握し、職種別不足人員数を集計の上、指定行政機関、他都道府県知事等に対し職員の派遣を要請します。
- b また、派遣要請が不調である場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんで要求します。

(ウ) 職員の配置変更

- a 知事（総務部）は、部局別・職種別人員数を把握し、避難住民の誘導支援に当たる各部局の要請を受けて、各部局間の調整、必要な技術者等の配置変更等を行います。
- b なお、部局内の職員の配置変更については必要に応じて総務部と調整の上部局長が、課・室内、地方機関内の配置変更については所属長がそれぞれ調整、対処します。

(エ) 職員の安全管理

知事は、各部局に対し、引き続き職員の安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ 被災者の捜索、救出

警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は直ちに情報を収集し、被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに火葬、埋葬を行います。

また、不足が見込まれる施設、資機材、燃料等については、速やかに手配します。

エ 動物の保護等

ペット等の飼養されていた家庭動物の保護等については、国のガイドラインを踏まえて対応します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

- a 避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。
- b 避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難中（要避難地域外）に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 知事（危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。

(イ) 知事（危機管理局、総務部、地域振興部、生活環境部、県土整備部）は、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) ライフライン事業者等は、住民の避難に必要なライフラインを最優先、避難住民の救援に必要なライフラインを次いで優先して確保するよう努めるものとします。

ウ 防犯等

(ア) 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（危機管理局）、警察本部長は、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。

エ 住民への周知

知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①要避難地域住民、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 報道機関への情報提供

知事は記者会見を行い、報道機関及び住民に対し情報を提供します。

また、知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、随時資料提供等により報道機関へ最新の情報を提供します。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、県においても前記の方法により発表します。

イ 広報の強化

(ア) 広報項目

a 武力攻撃の状況及び予測

b 冷静な避難の呼びかけ

c 集合施設への集合

d 住民の避難や被災者の救援の援助及び消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助

e 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村国民保護担当所属に連絡するよう求めること

f 手荷物品の制限

g その他（交通の規制、犯罪の予防、児童生徒の避難、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

(イ) 注意事項

情報の趣旨について、誤解を招くことがないように、十分に留意します。

(ウ) 関係機関への要請

知事（元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。

依頼先関係機関	広 報 内 容	広報媒体
市町村	・ 警報及び避難の指示の概要。 ・ 防災行政無線等に注意し、集合施設に集合すること。 ・ 携行品は最小限とすること。 ・ 戸締まり、火の元に注意すること。	防災行政無線 広報車 等
公共交通機関		車内放送 構内放送 等
放送事業者、報道機関		T V、ラジオ、号外等
観光施設、大規模集客施設等		場内放送等

(エ) 報道機関への広報協力依頼

知事（危機管理局）、警察は、住民の避難・救援等に係る広報について、報道機関に対し協力依頼します。

また、知事（元気づくり総本部）、警察は、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、交通規制、犯罪予防等について報道機関に情報を提供するとともに広報の協力依頼を行います。

なお、放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づきその内容を放送します。

(オ) その他

- a 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び市町村は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。
- b 知事（元気づくり総本部）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について広報し、住民が安心して避難できるように努めます。
- c 警察は、交通規制、犯罪予防等について住民等に周知を図るため、各種広報紙の発行、警察ホームページへの広報資料の掲載、パトカー等による現場広報等を実施します。

ウ 広聴

知事（元気づくり総本部）、警察、市町村長は、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体へ必要な協力を要請します。

特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 教育委員会

- a 教育委員会は要避難地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は要避難地域の市町村立学校に対し、それぞれ避難の指示を伝達するものとします。
- b 教育委員会は避難先地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は避難先地域の市町村立学校に対し、それぞれ応急教育の実施を指示するものとします。
- c 教育委員会は、市町村教育委員会を支援します。

(イ) 学校長

公立学校の学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは所在市町村と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施するものとします。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 公立学校の学校長は、被災の有無や規模、児童生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県・市町村教育委員会に連絡するものとします。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む。）、初期消火、下校等を実施するものとします。

ウ 児童・生徒の保護

県・市町村教育委員会は、児童・生徒の安全と避難を保障し、児童・生徒の教育を最大限可能な限り継続するよう努めるものとします。

エ 私立学校への応急教育の要請

知事（地域振興部）は、要避難地域の私立学校に対し、上記に準じ必要な対策を講ずるよう要請します。

(2) 文化財の保護

教育委員会は、要避難地域に所在する文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援するとともに、必要な場合は、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

別紙第6

避難生活段階の計画

要旨	避難先での、避難住民等の生活を確保します。 各種避難のための計画の修正と救援に関する計画を作成します。 県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村で救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 ----- 避難所等の衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

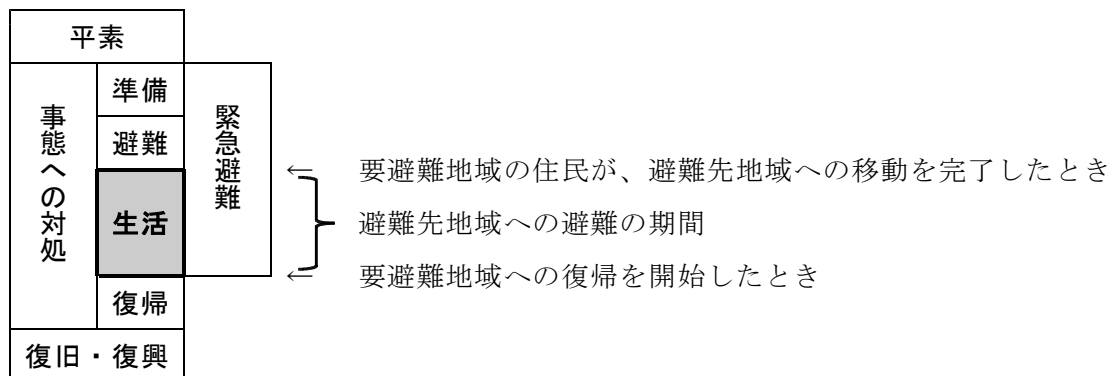
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
救援なし ・救援を実施する避難先県との連絡調整 武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ 国民生活安定措置なし ・救援を実施する避難先都道府県との連絡調整	大規模救援 ・避難住民等は多数。他県からの応援あり 大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等 大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模救援 ・避難住民等は少数。他県からの応援なし 小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等 小規模国民生活安定措置 ・避難先市町村の価格安定等

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

この間、避難住民等は避難先地域で避難生活をおくり、県と避難先地域の市町村等は協力して避難住民等の救援を行います。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害対処の準備、社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想**(1) 活動方針**

県は、避難住民等に対し、必要な救援を行い住民を保護します。

この際、関係機関との連携と住民への情報の提供を重視します。

(2) 実施要領**ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供**

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ 実施体制

県は、避難住民の誘導支援の体制から避難住民等の救援の体制へ移行します。

ウ 再避難・復帰の準備

再避難・復帰の際は、速やかに実施できるよう必要な確認及び準備を行います。

エ 救援の実施

避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。

救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行います。

オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。

3 各機関の役割**(1) 県**

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整、放送要請

機 関 名	事務又は業務
危機管理局	1 県対策本部事務局の庶務 2 国民保護に係わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に係わる市町村の連絡調整 4 退避の指示 5 被災情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 県税の減免、徴収猶予 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入 10 職員の安否、補償 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 私立学校に関すること 3 市町村の行財政運営の支援 4 安否情報・被災情報の収集等
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援
福祉保健部	1 救援物資の確保、運送及び配分 2 避難施設の運営 3 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 4 義援金の収配等 5 医療救援、助産（人員、医薬品、医療用資機材等）活動 6 保健衛生に関すること 7 医療機関等の被害調査、対策 8 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9 他部局に属しない生活支援及び保護

機 関 名	事務又は業務
生活環境部	1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理 4 廃棄物の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給 6 遺体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9 応急給水 10 受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む。）の供給 ※応急仮設住宅には、プレハブ協会供給のものと県収用建物等の修理による応急仮設住宅を含む。 11 建築制限、緩和
商工労働部	1 県内企業の状況把握 2 避難住民等の就職支援 3 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 4 商工労働団体・機関との連絡調整 5 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民等に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 農林漁業金融に関すること 6 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 7 漁船に関すること 8 漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1 道路（広域農道、農免道路を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾施設の把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握、復興 5 公共施設用地の供与、土地等の使用 6 土木等資材の需給対策 7 支障となる工作物の除去 8 避難生活用の物資運送のための道路、空港、港湾、漁港施設の管理 9 避難生活中の公共土木施設の管理 10 応急公用負担等
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施

機 関 名	事務又は業務
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置
病院局	1 県立病院の医療救護活動
教育委員会	1 文教施設の保全 2 避難・被災児童及び生徒の救護並びに応急教育 3 被災児童及び生徒の学用品の供給 4 避難施設の確保 5 避難施設の運営に対する協力 6 文化財の保護 7 授業料等の減免、徴収及び猶予
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 避難による無人化地域、避難施設等の警戒 2 避難・被災住民等に対する支援活動 3 武力攻撃災害に係る兆候の通報 4 生活関連等施設の安全確保 5 放射性物質等による汚染の拡大防止 6 武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置 7 退避の指示等 8 応急公用負担等 9 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令 10 漂流物又は沈没品の保管 11 避難住民等の救出救助 12 被災情報の収集等 13 交通の規制 14 警備用装備資機材の調達 15 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 救援の実施、補助 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 緊急通報の伝達、通知 5 退避の指示、警戒区域の設定等 6 廃棄物の処理 7 被災情報の収集、報告 8 生活関連物資等の価格安定措置 9 水の安定供給 10 消防、救急、救助の実施 11 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 救援の指示

(ア) 救援の指示の受信

知事（危機管理局）は、国対策本部長から救援の指示を受けたときは、速やかにその内容を市町村、関係機関・団体へ通知します。

(イ) 救援の委託等

知事（危機管理局）は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととします。

また、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示します。

イ 情報の収集、分析、提供

知事（危機管理局・各部局）は、市町村及び関係指定（地方）公共機関等から、避難住民等の救援に必要な情報及び要避難地域の被災情報を収集し、一元化します。

また、市町村及び関係指定（地方）公共機関等へ情報を提供するとともに、その協力を得て避難住民等に対し情報を提供します。

警察は、関係機関との連絡を密にし、被災情報の提供、避難住民等の救出救助、避難住民の誘導、交通規制等について、必要な要請を行います。

(ア) 情報収集項目、情報収集体制

別紙第1「情報計画」参照

(イ) 情報提供項目

武力攻撃（予測）事態の内容、県等の活動状況、安否情報、武力攻撃災害兆候、被災情報等

ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法第94条、第95条、第96条）

知事（地域振興部）は、要避難市町村、避難先市町村、関係機関等と相互に協力して、安否情報の収集、整理、提供、報告を行います。この際、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮します。

また、安否情報を保有する関係機関は、相互に協力し、正確な情報管理に努めます。（別紙第1「情報計画」参照）

(2) 実施体制

ア 県の救援実施体制への移行

県は、要避難地域の住民が、避難先地域へ順次移動してきたときは、順次、避難住民の誘導支援体制から避難住民等の救援実施体制へ順次移行します。

(ア) 知事は、必要に応じ、避難住民等の救援実施関連部局や避難先地域を所管する地方機関等の増員、要避難地域を所管する地方機関や先遣隊・受入本部等の廃止・縮小等、全庁で迅速な避難住民等の救援を実施します。

(イ) 知事は、避難した県庁、地方機関等について、必要に応じ仮庁舎等での業務を開始します。

イ 県対策本部

県対策本部は、救援が指示された場合、速やかに次の業務を行います。

(ア) 計画・運用班

県内で行われる避難住民等の救援について企画調整します。

(イ) 情報班

避難住民等の救援に要する情報について、収集、分析します。

(ウ) 広報班

避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(エ) 活動支援班

避難住民等の救援に要する物資、運送の確保について企画調整します。

(オ) 県現地対策本部

必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の国民保護体制

知事は、避難住民等の救援措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため関係機関・団体、他都道府県との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。

また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、被災住民の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

(7) 市町村

市町村は、知事（危機管理局）から救援の指示の通知を受けたときは、あらかじめ市町村国民保護計画で定めるところにより避難住民等の受入、救援等に必要な体制をとり、以下の業務を実施することとされています。

a 県が実施する救援の補助

- ① 避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。（法第76条第2項）
- ② このため、市町村は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行うものとします。

b 市町村による救援の実施

- ① 県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができるとされています。（法第76条第1項）
- ② このため、県は避難の状況に応じ、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村が実施する救援の内容及び当該救援を行う期間を定め、市町村へ通知するとともにその旨を公示します。
- ③ 市町村は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使するものとします。
- ④ なお、市町村が通知された救援事務を迅速かつ的確に行っていない場合には、県は当該救援を行うよう市町村へ指示します。

(イ) 警察の国民保護体制

警察は、避難先地域の防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における対策本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により公安委員会に報告の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保します。

(ロ) 消防の国民保護体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めるものとします。

(エ) 他都道府県との連絡調整

- a 知事（危機管理局）は、救援に要する施設、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。
- b 知事（危機管理局）は、住民を他都道府県に避難させたときは、避難先地域の知事と避難住民等の救援について協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。
- c 警察は、避難住民等の救援、犯罪の予防及び武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る協力要請等を行います。

(オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第21条）

a 指定（地方）公共機関が行う救援

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより救援を行うものとします。

b 指定（地方）公共機関の応援

知事（危機管理局・関連部局）は、指定（地方）公共機関に対し、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託します。この場合、災害救助法における実務に準じた手続により行います。

d 指定（地方）公共機関による緊急物資の運送

知事（商工労働部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求め、また、住民の身体、生命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に緊急物資の運送を指示します。

e 指定（地方）公共機関による医療の確保など

医療機関である指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより、医療を確保し、医療関係団体である指定（地方）公共機関は医療の確保に係る調整を行うよう努めるものとします。（法第136条）

また、知事（福祉保健部）は、医療関係団体である指定（地方）公共機関を通じ、医療関係者に医療の実施を要請・指示します。（法第85条）

(カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

a 指定（地方）行政機関の応援

指定（地方）行政機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

b 内閣総理大臣の応援の指示

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。

(キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第15条）

知事、市町村長は、避難住民等の救援において必要があると認めるときは、**別紙第5「避難段階の計画」**に準じて自衛隊の国民保護等派遣要請等を行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

(ア) 補給の実施

県は、避難先地域が県内市町村である場合は主体的に、他都道府県の場合は関係地方公共団体と連携して、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、迅速な救援活動を行います。特に食品、給水、医療については先行的な活動を行います。

そのため、避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

その際、必要があると認めるときは、市町村長に対し救援に関する措置を指示します。

(イ) 補給支援施設

県対策本部（補給支援センター）は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給及び運送の管理運営を行います。

緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線の各施設管理者は、施設の開設、運用、維持管理を行います。

イ 補給必要量

県対策本部（補給支援センター）は、避難住民等の数を把握し、補給品の必要量の見積もりを行います。

この際、避難所のニーズをできるだけ把握し、日用品、嗜好品などの計画的な補給を行います。

ウ 取得

(ア) 補給品の取得

取得に当たっては、備蓄物資を活用するとともに、補給品の購入、関係機関・団体等への支援要請を行います。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(イ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置により確保します。

エ 配分

知事（各部局）は、避難状況、関係機関・団体等の状況を基に避難先地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、取得した補給品を緊急物資集積地域から緊急物資集積所へ配分します。

また、必要に応じ、直送等の方法により配分を行います。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

的確かつ迅速に避難住民等を救援できるよう、補給支援組織、運送支援施設、運送手段等を運用します。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難住民等のニーズに応じた円滑な物資の供給、避難行動要支援者の救援に注意します。

イ 運送支援施設

知事（地域振興部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず運送網の情報を把握し、運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

ウ 運送業務

(ア) 運送計画の決定

知事（危機管理局、地域振興部、県土整備部）は、以下の情報及び避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整に基づき、救援物資の運送経路を決定するとともに、道路使用計画等を修正します。

a 道路、鉄道、空港、港湾等及び武力攻撃災害の状況

b 救援の必要量の変化

c 「道路の利用指針」（特定公共施設利用法第12条）

(イ) 運送手段の確保

a 知事（総務部、地域振興部、商工労働部、農林水産部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の台数、運送範囲等の運送能力、稼働状況等を把握し、必要な対策（整備、運行の停止など）を実施します。

b 知事（地域振興部、商工労働部）は、運送事業者に必要な運送手段の確保を要請します。

この際、不足する輸送手段については、指定（地方）行政機関、他都道府県等に対し協力を要請します。

c また、必要な場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送の求め（法第79条）等を行います。

(ロ) 運送の実施

a 知事（危機管理局、地域振興部、商工労働部）は、物資の供給や旅客運送、交通規制などと密接に連携した運送計画を修正し、この計画に基づいて輸送を行い、また、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

b 知事（危機管理局、地域振興部、商工労働部）は避難生活の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。

この際、特に車両等の稼働状況、避難先市町村の避難住民等の状況、交通路使用の規

制状況に注意します。

c また、指定（地方）公共機関に対し、物資の運送を求めます。この際、運送事業者である指定（地方）公共機関の運送が迅速かつ的確に行われないと認める場合は運送を指示するほか、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。

d なお、指示に当たっては、指定（地方）公共機関の安全確保について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。

エ 交通規制

警察は、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、避難の段階に準じて、交通規制計画を修正し、交通規制を実施します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、救援の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。

このため、関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整の上、県内病院への患者受入要請・搬送及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行います。

また、感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

県立病院は、医療等を提供します。

なお、医療の提供及び助産等を、必要に応じて日本赤十字社県支部に委託します。

イ 衛生支援組織

県（福祉保健部）は、医療提供計画を作成し、県医師会等関係機関・団体と連携して、避難先地域への臨時医療施設の開設・運用、救護班の編成・派遣を実施します。

また、避難先地域の医療機関等は、医療等を提供します。

ウ 治療業務

(7) 状況把握・対策

知事（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制の状況を把握し、避難先市町村、医師会、看護協会等関係機関・団体と連絡調整の上、必要に応じ県内医療機関に対する患者受入要請、救護班派遣要請、避難所への臨時医療施設設置などを実施します。

また、医薬、医療用資機材等について随時状況を把握し、医療機関、臨時医療施設等から要請があった場合備蓄医薬品を提供するとともに、不足分については薬剤師会・医薬品製造業者等に対して調達要請を実施します。

(4) 計画の修正

知事（福祉保健部）は、避難住民等の状況等に応じて医療等提供計画を修正し、これに基づいて医療等の提供を開始するとともに、関係機関・団体と連絡調整の上救援に必要な人員、資機材等を確保します。

(7) 武力攻撃災害への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに被災状況（被災者数、被災の程度等）を収集し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処が実施できるよう人員、資機材、施設等の準備を行うとともに、武力攻撃災害が発生したときは直ちに必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、医薬品、資機材等について速やかに支援を要請します。

(エ) 医療の要請及び指示など

a 医療の要請及び指示

知事（福祉保健部）は、県医師会等を通じ医療関係者に対し医療の実施の要請を行い、正当な理由なく要請に応じないときは、書面により医療を行うべきことを指示します。

この際、医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう情報提供

等必要な措置を講じます。

b 医薬品等の売渡要請など

知事（福祉保健部）は、特定物資である医薬品などについて、売渡要請、収用、保管命令等を行います。

c 臨時の医療施設を開設するための土地等の使用

知事（福祉保健部）は、臨時の医療施設を開設するため、原則として土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用します。

エ 搬送業務

(ア) 状況把握・対策

知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況を把握し、即応可能な体制（資機材、医師派遣体制など）を維持します。

(イ) 計画の修正

知事（危機管理局、福祉保健部）は、避難住民等の状況に応じ搬送計画を修正し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送、緊急消防援助隊の要請・受入など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報収集の上、的確かつ迅速に予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療の必要状況を把握、実施します。

特に、避難所の衛生を維持し、避難住民等の安全確保に努めます。

また、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に対する広報を行うとともに避難所管理者、関係機関・団体等に徹底します。

なお、感染症等が発生した場合には、避難先市町村等を通じて遅滞なく発生情報を収集し、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ア) 飲料水の安全確保

武力攻撃災害時には、飲料水の安全確保を迅速に行う必要があります。

知事（生活環境部）は、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、環境衛生監視員2名、若しくは、環境衛生監視員1名・事務1名からなる「水の安全パトロール班」を編成し次の業務を行います。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 井戸水等の塩素による消毒 |
| 2 | 飲料水が塩素で消毒されているかの確認 |
| 3 | 住民への消毒薬・簡易残留塩素検出チューブの配布 |
| 4 | 住民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 |

(イ) 食品の安全確保

武力攻撃災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されます。

このため、知事（生活環境部）は、必要に応じて食品衛生監視班を編成するなどして、食品の安全確保を図ります。

食品衛生監視班は、保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行います。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導
- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

(ウ) 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、知事（福祉保健部、生活環境部）は、市町村長と連携し、次の点に留意して、避難住民等に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行います。

- 1 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

(エ) 避難所の防疫措置

- a 知事（生活環境部）は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施します。
- b 知事（福祉保健部）は、避難所開設後速やかに健康調査及び健康相談を行います。また、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行います。

(オ) 消毒とその確認

- a 知事（生活環境部）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い又は消毒薬を配布して指導します。
- b 知事（生活環境部）は、被災地の井戸が汚染された場合は、直ちに消毒します。それ以後は、消毒薬を住民に配布して自主的に行い、消毒の実施後、防疫班が消毒を確認します。

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、健康相談・指導、健康相談等窓口の設置などにより、避難先地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防等を行うとともに、患者の早期発見、被災地の感染症発生状況把握に努め、必要に応じて応急治療等を行います。

この場合、要配慮者のなどの心身双方の健康状態には特に配慮します。

また、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行います。

なお、感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者・避難所の消毒の実施及び指導を行います。

キ 県立病院業務

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が避難先地域に指定された場合は直ちに避難住民等の救援を開始します。

また、県立病院が所在する地域が避難先地域に指定されなかった場合においても患者の受入れ、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

ク その他

(7) 避難所の衛生管理

知事（福祉保健部）は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うため、県及び市町村が活動すべき標準的事項を示した「避難所等の衛生管理マニュアル」を作成し、マニュアルに基づき保健衛生対策を充実します。

a 避難所の衛生管理指導に関する活動方針

知事（福祉保健部）は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、避難所間及び各市町村間の適切な避難住民等の再配分を行ったうえ、適切な衛生管理を行います。

b 避難所の衛生管理指導に関する業務

知事（福祉保健部）は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持します。

このため、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等の間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項を周知します。

(イ) 入浴

知事（生活環境部）は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民等に対して情報の提供と衛生確保を支援します。

(ウ) 洗濯

避難期間が長期になることが予想されるため、知事（生活環境部）は、避難住民等の衣類等の洗濯に留意します。

避難住民等が洗濯を行うことを基本とし、避難所への洗濯機の設置と洗濯に使用する水を確保します。

(エ) 避難所におけるし尿処理

避難期間が長期になることが予想されるため、知事（生活環境部）は、避難所等におけるし尿処理及び仮設トイレの確保等に留意します。

a し尿処理の基本的考え方

① 水を確保することによって、下水道機能を確保します。

② ①の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場の他に、幹線管きよを加えていく。）への投入により処理します。

③ し尿処理計画を策定し、これに対処します。

b し尿処理方法

避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。
地域	ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用します。 なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも利用し地域の衛生環境を確保します。

c 仮設トイレ等のし尿処理

仮設トイレの設置等	1 設置、管理等 仮設トイレ等を設置し、清掃、消毒等適切に管理します。 2 高齢者・障害者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮した機種を考慮し、選定します。 3 設置場所等の周知 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。
し尿処理計画	1 仮設トイレ等の設置状況の把握 仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備します。 2 応援体制の整備 他府県等への応援要請を行い、搬入する下水処理場を確定して、収集体制を調整します。 3 収集作業 被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をバキュームカーにより収集し下水処理場に搬入して、し尿を処理・処分します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難の状況に応じ速やかに救援施設を提供するとともに、避難生活期間中適切に維持管理を行います。

なお、必要に応じ各部局において県仮庁舎、県現地対策本部などを設置・維持するとともに、被災した県有施設について情報を集約し必要な対応を実施します。

イ 必要量

(ア) 救援施設

知事（福祉保健部、生活環境部）は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化を把握します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、必要な場合県仮庁舎、県現地対策本部を設置し、可能な限り迅速に業務を開始するとともに、業務の状況に応じ適切な維持及び所要の充実を行います。

ウ 建設

(ア) 救援施設

a 避難所

① 避難所の開設

知事（危機管理局、福祉保健部、各部局）と避難先地域市町村は、協力して避難住民等へ避難所を提供します。

機関名	内 容
避難所管理者	1 避難所管理者は、避難所を開設します。 2 避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、知事（福祉保健部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡します。 3 避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に収容施設を開設します。 なお、野外に収容施設を開設した場合の知事（福祉保健部）及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。 4 野外収容施設の開設に必要な資材が不足するときは、知事（福祉保健部）に調達を依頼します。 5 野外収容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。
福祉保健部	1 避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から野外収容施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、会計管理者に所要量の調達を依頼します。 2 電気通信事業者と契約を締結し、避難住民等に電話、インターネット等の利用環境を提供します。 3 要配慮者に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。
生活環境部	1 避難が長期にわたることが見込まれる場合、早急に応急仮設住宅等を手配します。 2 応急仮設住宅の提供について、市町村間等で格差が生じることがないように調整します。
会計管理者	福祉保健部から野外収容施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期で設置可能なテントにします。
教育委員会	福祉保健部から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力します。
電気通信事業者	電気通信事業者に対し、電話その他の通信設備の臨時設置、供用について協力を依頼します。

この際、避難状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

② 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、原則として県が行います。この場合において、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、必要に応じて市町村に協力を求めます。

機関名	内 容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の管理・運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、適切に避難所を管理・運営します。
市町村	可能な限り町内会又は自治会単位に避難住民等の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入るよう努めるものとします。 避難施設に避難した避難住民等に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等を整備するよう努めるものとします。
福祉保健部	市町村が避難所を管理・運営する際の指針として、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を提供します。
教育委員会	公立学校は、避難施設の管理・運営について、協力・援助を行います。 避難施設に指定されている公立学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定します。
地域振興部	私立学校が避難施設に指定されている場合、知事（地域振興部）は、避難施設の管理・運営への協力を要請し、必要な事項を協議します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部などの施設管理者等と連携し、所要の維持、充実を実施します。

エ 土地利用

(ア) 救援施設

知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設用地の確保、発注及び維持管理を行います。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに手配、支援要請を実施するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを実施します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部等に必要な土地等について、必要に応じて管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等確保、手配を行います。

オ 県が管理する公共施設等の応急復旧

知事（総務部）は、県有施設、通信設備などの被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討の上、必要に応じて応急復旧等を実施し、必要な場合は指定（地方）行政機関等に支援（人員、資機材の提供、技術的助言など）を求めます。

また、求めにより、市町村や指定（地方）公共機関の支援を行います。

カ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理など

(ア) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県（生活環境部）は、住宅の被災状況（被災戸数、被災の程度）を収集し、応急修理のための施工者や資機材等を確保するとともに、応急修理の相談窓口の設置します。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に当たっては、応急修理の時期や優先箇所などの計画を作成し、日常生活に必要最小限の部分について、現物をもって行います。

(イ) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県（生活環境部）は、「(ア)武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理」に準じて障害物の除去を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の派遣、あっせん

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の派遣、あっせんを行います。

(イ) 職員の派遣要請、あっせん要請

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の派遣要請、あっせん要請を行います。

(ウ) 職員の配置変更

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の配置変更を行います。

(エ) 職員の安全管理

知事は、各部局に対し、引き続き職員の安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ 被災者の搜索、救出

知事（危機管理局）は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等関係機関と連携するとともに、被災情報、安否情報等の情報収集に協力します。

警察は、避難の段階に準じて被災者・遺体の搜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ア) 埋葬、火葬

知事（生活環境部）は、墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在等の情報を集約し、避難の段階に準じて埋葬、火葬を行います。

この際、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応します。

また、法第122条及び令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応します。

(イ) 遺体の取扱い

知事（生活環境部）及び警察は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等遺体を搜索する関係機関及び洗浄、縫合、消毒等の処理を行う関係機関と連携し、遺体の搜索、処理の時期や場所を調整します。

また、遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引渡などを実施します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難生活中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、**別紙第3「緊急避難段階の計画」**の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

- a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

この際、緊急通報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより速やかに緊急通報の内容を放送することとされて

います。

- b 避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。
- (ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入
避難生活中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難先地域においては一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、知事（生活環境部）は、**第2章 国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

- a 知事（危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。
- b また、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。
- c この際、避難住民等の救援に必要なライフラインを優先して確保します。

ウ 就労状況の把握と雇用の確保

県（商工労働部）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、県立ハローワーク、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置を国と一体的に実施し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めます。

エ 生活再建資金の融資等

県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施します。

また、県（商工労働部）は、事業再建資金等についても同様の対応を実施します。

オ 防犯等

警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救護物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。

カ 住民への周知

知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

県及び警察は、市町村と連携し、避難所等に対する巡回活動、各種広報資料の作成・配布等により、避難住民等に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなどして避難住民等に対する支援を行います。

ア 避難住民等の不安を取り除く広報の実施**(ア) 広報資料の配付、作成、掲示**

知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、住民の不安と混乱を払拭するため、収集した被災情報を広報します。

また、市町村と協力し、避難所における注意事項等について避難住民等への広報資料を作成、配布、掲示します。

(イ) 広報の強化**a 広報項目**

- ① 武力攻撃（予測）事態の概要
- ② 冷静な対応の呼びかけ
- ③ テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること
- ④ 「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発を求めること
- ⑤ 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村対策本部宛に連絡するよう求めること
- ⑥ 避難所での生活等に関する注意事項、生活情報等
- ⑦ その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

b 広報手段

- ① テレビ、ラジオ等による放送
- ② 避難所を通じた広報
- ③ 各種広報紙の発行、ホームページへの広報資料の掲載、パトカー等による現場広報等

c 注意事項

情報の趣旨について、誤解の招くことのないように十分に留意します。

d その他

- ① 混乱発生の恐れが予測される場合は、県及び市町村は、随時必要な対応及び放送機関等を通じて県民への広報、通報を行うものとします。
- ② 警察は、交通規制、犯罪予防等に係る広報資料を作成、配布、掲示します。

e 関係機関への要請

知事（元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。

機関	内 容
市町村	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、CATV、インターネット等による住民への広報
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設	場内放送等による観光客への広報

イ 報道機関への情報提供**(ア) 情報提供**

知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、資料提供と必要に応じ記者会見を行います。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。

(イ) 広報依頼

知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、収集した情報等救援に関する情報を避難住民等へ広報する必要があると認める場合には、避難先地域等の報道機関に対し広報への協力を依頼します。

また、警察は、交通の規制、犯罪の予防等について、住民等への周知徹底を図るため、報道機関に情報の提供を行うとともに、広報依頼を行います。

(ウ) 放送の義務

放送事業者である指定（地方）公共機関は、緊急通報、警報の発令（解除）及び避難の指示（解除）の通知を受けた場合、その国民保護業務計画の定めるところに従い、速やかに放送を行うこととされています。

ウ 広聴

知事（元気づくり総本部）、警察、市町村長は、関係機関、避難所管理者等と連携して避難先地域に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口で情報を集約し、安否情報、生活安全情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに相談内容に応じて関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

5 その他**(1) 応急教育**

教育委員会は、児童生徒の救援、就学、進学、就職支援及び学用品並びに応急救員の確保及び手配に関する業務を行います。

公立学校が避難所として使用された場合等は、必要に応じて他施設、仮設校舎等を活用して応急教育を実施しつつ、避難スペースの確保等適切に施設管理を行います。

ア 実施すべき業務

県・市町村教育委員会は、避難先地域の各教育施設の状況及び避難住民等の数、割振等を確認し、公立学校の各学校長へ応急教育の開始を指示するとともに、必要な人員、資機材、学用品、施設等を手配します。

公立学校の学校長は、児童生徒の受入、応急教育の体制を整備し、順次応急教育を開始するものとします。

(ア) 教育委員会

a 教育委員会は避難先地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は避難先地域の市町村立学校に対し、それぞれ応急教育の実施を指示するものとします。

b 教育委員会は、市町村教育委員会を支援します。

c 教育委員会は、各市町村に対して管内の公立小・中・特別支援学校の次の事項について取りまとめを要請します。

- ① 学校運営の応急措置状況
- ② 児童・生徒の被災状況
- ③ 教科用図書・学用品等の必要状況
- ④ カウンセラー配置の必要性 など

d 教育委員会は、避難生活の段階において、必要な業務を次のとおり実施します。

- ① 児童生徒の救援、就学、進学、就職支援、学用品に関すること
- ② 公立学校（幼稚園を含む。）における学校運営の応急措置
- ③ 児童生徒及び教職員の受入
- ④ 授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

(イ) 公立学校の学校長

- a 市町村立学校の学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うものとし、その際、避難状況と合致するよう速やかに調整するものとし、
- b 市町村立学校の学校長は、応急教育の実施に当たって、市町村教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底するものとし、
- c 市町村立学校の学校長は、職員を掌握して校舎の整備及び児童・生徒の被災状況を調査するものとし、
- d 市町村立学校の学校長は、市町村教育委員会と連携し、教科書等の給付に協力するものとし、
- e 市町村立学校の学校長は、応急教育計画に基づき、学校通学可能な児童・生徒は、学校において指導するものとし、
- f 市町村立学校の学校長は、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育、及び生徒指導に重点を置くものとし、
- g 市町村立学校の学校長は、避難した児童・生徒について教職員の分担を定めるとともに地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問させるなどして、上記に準じた指導を行うものとし、
- h 市町村立学校の学校長は、状況の推移を把握し、市町村教育委員会と緊密な連携を図り、平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡するものとし、
- i 県立学校の校長においても、上記市町村立学校の学校長に準じて措置を行います。

イ 学用品の調達及び給与計画

教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校の児童・生徒の被災状況、教科用図書・学用品等の必要状況に応じて、関係機関（文部科学省、福祉保健部等）と連絡調整を図り、各市町村に対する支援を実施します。

(ア) 給与の対象

武力攻撃災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある小・中・高等・特別支援学校の児童・生徒に対し、被害の状況に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を給与します。

(イ) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ウ) 給与の方法

学用品は原則として知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は市町村長が実施しますが、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた市町村長が、校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(エ) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ 武力攻撃災害への対処

(ア) 公立学校の学校長は、被災の有無や規模、児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県・市町村教育委員会に連絡するものとし、

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童・生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内避難を含む。）、初期消火、下校等を実施します。

エ 私立学校への応急教育等の要請

知事（地域振興部）は、避難先地域の私立学校に対し、上記に順じ必要な対策を講ずるよ

う要請します。

(2) ボランティアの協力

ア ボランティア活動の支援

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。

県は、対処地域の安全を確認した後、被災地域及び避難先地域におけるボランティアの必要性及び要望をみながら、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、日本赤十字社その他ボランティア活動団体との緊密な連携のもとに相互に協力し、必要なボランティアの受入れとその調整及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援を行います。

市町村においては、県に準じて実施するよう努めるものとします。

また、自主防災組織等と連携・協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。

イ 医療救護関係ボランティア

県	1 保健所は、市町村と連携の上、各市町村の臨時医療施設の状況把握に努め、必要な情報を福祉保健部に報告します。 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、日本赤十字社の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に要請します。
医師会	1 避難先地域の医師会は、随時受付けたボランティア及びリストに基づき、保健所、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼するよう努めるものとします。 2 避難先地域以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受け、保健所及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼するよう努めるものとします。 3 県医師会は、県対策本部と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たるよう努めるものとします。
日本赤十字社県支部	他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供することとされています。

ウ 生活支援ボランティア

県	避難先市町村の避難所等の状況を把握し、広域的なボランティアの派遣について県社協と連絡調整を行います。
社協	1 避難先市町村社協 (1) 避難先市町村と協力し、ボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による安否確認等を実施、指導するとともに、避難所等の情報を収集するよう努めるものとします。 (2) 避難先市町村と連絡調整の上、災害発生後受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し必要な部所への派遣依頼を行うよう努めるものとします。 (3) ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請するよう努めるものとします。 2 避難先地区以外の市町村社協 (1) 受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し、出動意向調査を行い、その結果を県社協に報告するよう努めるものとします。 (2) 被災地市町村社協、あるいは県社協からの派遣要請により、ボランティアへ派遣依頼を行うよう努めるものとします。 3 県社協 (1) 避難先市町村社協から情報収集を行い、広域的なボランティア派遣調整を行うよう努めるものとします。 (2) 必要に応じ、他府県の社協（ボランティアセンター）に派遣要請を行うよう努めるものとします。

エ 教育ボランティア

教育委員会は、必要に応じて、児童・生徒の学習支援や生活指導等を行うボランティア希望者に対し活動を要請します。

オ ボランティアの受付

避難生活段階においては、他県等から多数のボランティア等が避難先地域に駆けつけることが予想されます。

県（福祉保健部）は、市町村及び県・市町村社会福祉協議会と協力して、これら参集したボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう体制を整備する必要があるため、ボランティア等の一時受入拠点を設置します。

拠点では、全国から参集するボランティアを受け入れ、ボランティア等が避難先地域で効率的な活動ができるよう、被災状況やボランティアの要求等の情報を提供するとともに、ボランティアを必要とする避難所へ派遣します。

別紙第7

復帰段階の計画

要旨	避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。 復帰に当たっては、避難住民復帰計画を作成します。 事態の緊急性が低いと考えられるので、必ずしも誘導を行う必要はなく、当時の最適な方法により行います。
----	--

関連する計画

市町村	避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領
-----	--------------------

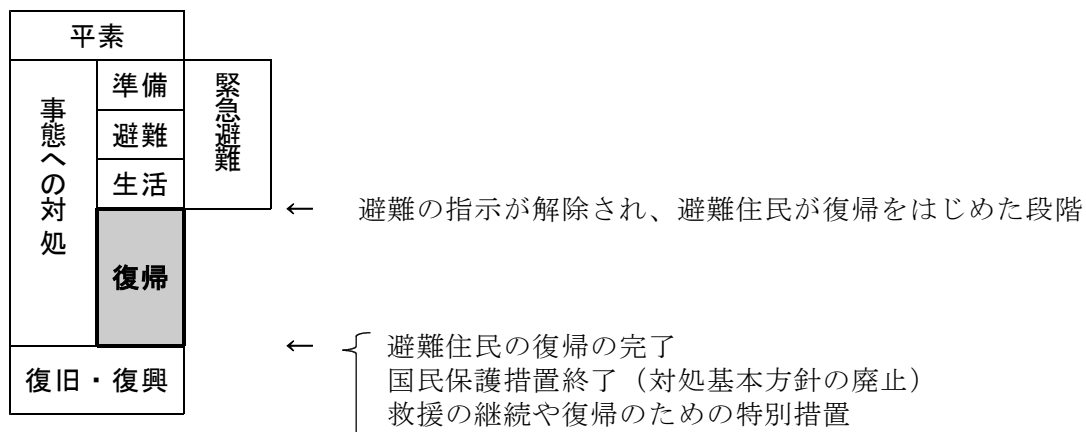
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ 留意事項

- (ア) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。
- (イ) 復帰のための措置
- 誘導以外の措置
 - 市町村長、知事による誘導

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、避難指示の解除後、市町村が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

ア 情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集・連絡体制の整備

- a 被災情報の収集、報告、整理
- b 最も優先度の高い情報
 - ① 復帰日時、復帰方法
 - ② 復帰先の被害状況、安全確認
 - ③ 復帰の進捗状況安否情報
- c その他
 - ① 安否情報
 - ② 被災情報

(イ) 情報収集体制 平時（レベル1）

イ 実施体制

(ア) 県対策本部の廃止

- a 知事は、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部及び県現地対策本部を廃止します。（法第30条）
- b 知事は、県対策本部を廃止したときは、県対策本部設置の通知に準じて県対策本部廃止の通知を行います。

(イ) 県現地対策本部の廃止

- a 県現地対策本部が廃止された場合、県復帰支援センターを開設します。
- b 開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。
- c 廃止に伴い、仮庁舎の撤去・原状回復、県現地対策本部の撤去・原状回復、その他、県有施設の原状回復を準備します。

(ウ) 復帰先の被災状況、安全状況の確認

市町村と共同で調査隊を派遣します。

安全が確保されていないときは、関係機関に対し安全化を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。

(エ) 職員の派遣要請等

県職員の動員では人員が不足する場合は、指定行政機関等に対する職員の派遣要請、総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求を行います。

(オ) 市町村の支援

市町村等からの派遣要請（職種別人員数）を受け、必要な技術者等の職員の派遣、あるいは、市町村等からのあっせん要求に対応します。

ウ 避難、救援

(ア) 避難指示の解除（法第55条）

避難指示の解除については、避難の指示に準じて解除、通知します。

(イ) 避難住民の復旧要領

- a 復旧先の安全、復旧状況の確認
- b 市町村の避難住民復旧計画作成の支援
 - ① 県は、復旧方法の大綱について決定し、交通手段、道路等のルートを選定します。
 - ② 運送網を早期に構成し、通行の安全を確保します。
 - ③ 被災した運送路については、応急復旧します。
- c 誘導による復旧
 - ① 知事は、避難住民を誘導するため、指定地方公共機関等の旅客運送事業者に対し、避難住民の運送を求めます。
 - ② 運送力を確保した後、各市町村に運送力を配分します。
 - ③ 避難行動要支援者については、できるだけ患者運送車による復旧を行います。

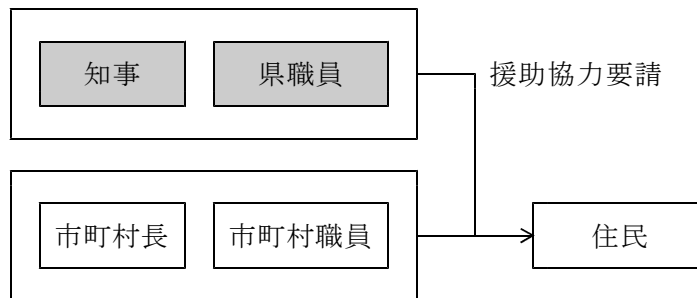
(ウ) 被災者の救援

※ただし、救援の期間については、内閣総理大臣が示すまでの期間とします。

- a 応急仮設住宅の建設
- b 被災住宅の応急修理
- c 食品の給与及び飲料水の供給
- d 生活必需品の給与又は貸与
- e 医療及び助産の提供

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 保健衛生の確保への協力



武力攻撃終結後、武力攻撃災害を受けた地域の公衆衛生を確保するため、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請します。

集団健康診断の実施、廃棄物の処理、側溝や被災箇所の防疫作業及び行政と住民の連絡役などについて協力を要請します。

- (イ) 埋葬、火葬の早急な実施
- (ウ) 廃棄物の早急な回収、処分
- (エ) 住民の生活の安定
 - a 被災者の生活確保
 - b 義捐金品の配分
- (オ) 応急復旧
 - a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧
 - b 公共施設等の応急復旧

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 復帰情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴
危機管理局	1 復帰に関する総括 2 県対策本部の廃止 3 警報解除、避難指示解除の通知等 4 特殊標章等の回収 5 自主防災組織の支援
総務部	1 職員の派遣等 2 人権の擁護の確保 3 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民の運送に関する計画 2 市町村の行財政運営の支援 3 安否情報に関すること
観光交流局	1 外国人の復帰支援 2 外国人の安否情報に関すること
福祉保健部	1 避難住民の復帰支援 2 要配慮者（外国人を除く。）の復帰に係る措置 3 赤十字標章等の回収
生活環境部	1 応急仮設住宅の供給 2 公営住宅の調査、復旧 3 廃棄物の処理等の準備 4 生活関連物資の需給に関すること 5 入浴施設の確保 6 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 7 応急給水 8 下水道施設の保全
商工労働部	1 物資運送力（トラックその他）の確保 2 救援物資の集配の総合調整

機 関 名	事務又は業務
農林水産部	1 食品の確保 2 復帰後の食品の準備
県土整備部	1 被災道路の復旧及び道路情報の提供 2 避難住民が復帰するための道路の選定 3 避難住民が復帰するための空港、港湾、漁港の状況確認及び復帰するための施設の確保
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設の被害調査
病院局	1 復帰段階における県立病院の患者受入調整
教育委員会	1 学校運営の応急措置（応急教育等）の対応 2 文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集、伝達 2 重要施設の警備 3 交通規制 4 犯罪の予防その他社会秩序の維持 5 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 避難住民の復帰要領の作成 2 避難住民の復帰のための措置 3 市町村国民保護対策本部の廃止 4 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復 帰段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復 帰段階において実施すべき業務
放送事業者	警報の解除の放送、避難指示の解除の放送

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

別紙第8

生活再建段階の計画

要旨	武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいです。このため、この段階については、大綱を計画します。 復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。
----	--

関連する計画等

県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針
	市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

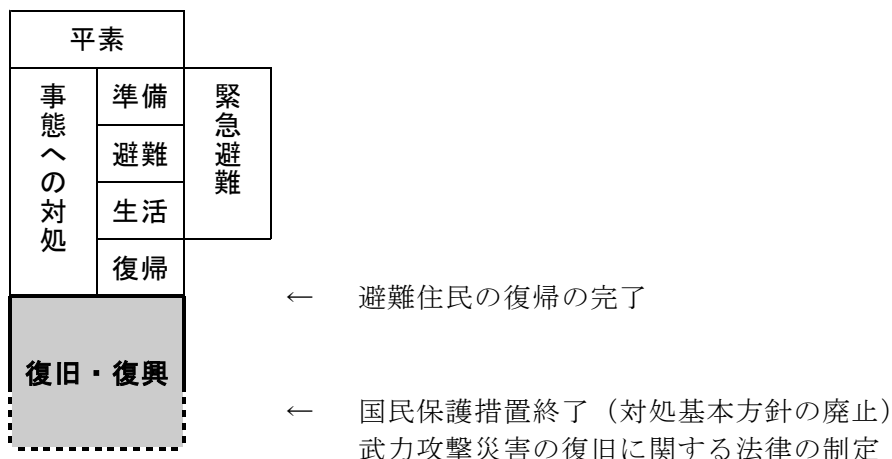
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 段階区分

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

(2) 復旧段階

ア 活動方針

県は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。

この際、ライフライン関係の復旧を重視します。

イ 実施要領

復旧については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応します。

特殊標章の回収	知事は、対処基本方針の廃止に伴う国民保護措置の終了に伴い、交付していた特殊標章について回収します。
損害補償	不服申立て、争訟等の処理の総括を行います。
市町村措置の代行の終了	市町村措置代行終了の公示を行います。
農林水産業の復旧等	1 農林水産施設等の復旧 武力攻撃災害により被害を受けた農林地、農業用施設、農林道、水産施設等について、農林漁業者が速やかに生産活動に移行できるよう復旧します。 2 種苗、生産資材等の調達・あっせん 武力攻撃災害によって再作付が必要な場合には、次により応急対策を講じます。 ・「災害対策用雑穀種子配布要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給します。 ・種子もみを、申請により供給します。 ・「園芸種子需給安定措置要綱」に基づく種子検査計画により確保されている野菜種子を申請により供給します。 ・家畜飼料のあっせんを行うとともに申請により飼料作物種子を供給します。 ・生産に必要な資機材について、申請により供給します。 3 家畜の防疫 被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に県獣医師会、農業共済組合連合会、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織を編成して次により対処します。 ・知事（農林水産部）は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ族、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じます。

農林水産業 の復旧等	・また、家畜伝染病予防の必要があると認められるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じます。 ・知事（農林水産部）又は市町村長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めます。 ・復帰地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能又は不適当と認められる場合には、地域外からの診療班の応援を求めるものとし、地域の家畜保健衛生所及び県畜産課において計画実施に当たります。
住宅の復旧	市町村、関係機関・団体と連携し応急仮設住宅の建設に必要な資材及び応急修理に必要な資材を調達します。
公共土木施設 の復旧	公共土木施設（河川、道路、港湾等）が被害を受けた場合には、遅滞なく道路啓開など必要な応急復旧を実施します。また、県民の生活安定のため、国と調整し迅速に本復旧を行います。なお復旧は、施設管理者において実施します。
学校施設 の復旧	県立学校施設が甚大な被害を受けた場合には、当該施設の復旧までの代替施設を確保します。また、市町村立学校施設とあわせて早急な復旧に努めます。 教育委員会は、復旧段階において、必要な業務を以下のとおり実施します。 ① 学校運営の応急措置（応急授業その他）の実施状況等について確認し、必要な対応を実施します。 ② 児童生徒の学用品の被災状況の取りまとめを行い、必要な対応を実施します。 ③ 児童生徒に関するカウンセラーの配置の必要性等について確認し、必要な対応を実施します。 ④ 県外の被災児童生徒及び被災教職員の受入希望等の情報を確認し、必要な対応を実施します。
その他の公共 施設の復旧	公共施設の災害復旧事業は、施設管理者において実施します。
廃棄物処理	災害等により排出される大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。 知事及び市町村長は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、それに基づき迅速に処理します。

(3) 復興段階

ア 活動方針

県は、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めます。

この際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。

項 目	基 本 的 考 え 方
生活復興	1 生活復興の目標 (1) 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。 (2) 産業復興 事業の再開、創業を支援し、県民の雇用を確保します。 2 生活復興の推進 (1) 教育復興 各校等の復興を最優先で支援します。 (2) 産業復興 生活基盤の基礎となる事業の再開、創業並びに雇用の確保を関係機関との緊密な連携の上、いち早く行います。
県土復興	1 市街地復興 (1) 市街地復興の目標 被災後の市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な市街地復興を図ります。 (2) 市街地復興の推進 被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。 2 中山間地復興 (1) 中山間地復興の目標 被災後の中山間地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な中山間地復興を図ります。 (2) 中山間地復興の推進 被災状況の把握、中山間地復興基本方針の策定、中山間地復興基本計画の策定、復興対象地区区分等を行います。

イ 実施要領

復興については、当時の状況によるところが大きいので、大綱を計画します。

市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援を行います。
中山間地域等の復興	中山間地域復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 中山間地域等は、平野の外側の周辺部から山間地までの、県土の骨格部分であり、農業・農村の中で重要な地位を占めており、食料確保の点からも、早急に復興します。

商工業の復興	1 復興のための商工業金融対策の実施 武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施します。 ・ 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼します。 ・ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。 ・ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。 ・ 鳥取県企業自立サポート融資により、中小企業の資金繰りを支援します。 ・ 金融機関及び信用保証協会への補助により、鳥取県企業自立サポート融資の金利及び保証料の軽減を行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等による離職者に対する就職支援は、県立ハローワークのほか、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。
農林水産業の復興	県は被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導あつせんを行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を図ります。
教育の復興	教育委員会は、公立の学校において必要とする教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。 児童生徒のPTSDに留意します。
文化財の保護	文化財の保護に関し、必要な措置を行います。

(4) 復旧、復興対策本部

復旧、復興の実施に当たっては、知事を本部長とする復旧、復興対策本部を設置します。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 復旧、復興情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴

機 関 名	事務又は業務
危機管理局	1 復旧の総括
総務部	1 職員の派遣等 2 復旧に係る組織体制の整備 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 公共輸送機関の復旧支援 2 市町村の行財政運営復興の支援 3 私立学校の復興 4 安否情報に関すること
観光交流局	1 外国人の安否情報に関すること 2 観光の復興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整
福祉保健部	1 医療、助産施設の復旧支援 2 福祉施設の復旧支援 3 臨時収容施設の運営 4 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 5 義援金の収配等 6 医療、医薬品に関すること 7 保健衛生に関すること 8 医療機関等の被害調査、対策 9 ボランティア等の支援に関わる総合調整 10 他部局に属しない生活支援及び保護

機 関 名	事務又は業務
生活環境部	1 応急仮設住宅の供給 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 4 応急給水 5 上下水道施設の復旧、復興 6 廃棄物の処理に係る調整 7 生活関連物資の需給 8 公営住宅の調査、復旧 9 被災者住宅の再建 10 県営住宅の保全 11 住宅融資などの相談窓口の開設 12 臨時収容施設等における建築基準法の緩和
商工労働部	1 商工業施設等の復旧支援 2 物資運送力（トラックその他）の確保 3 商工業関係の被害調査・把握 4 国等の商工業復旧支援措置の把握 5 商工業団体との連絡調整 6 復興のための商工業金融対策等の実施 7 労働関係機関との連絡調整 8 復帰住民、被災者の就職支援 9 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 農林水産施設等の復旧支援 2 家畜伝染病の予防及び防疫 3 種苗、家畜飼料、生産資機材の調達・あっせん 4 応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の調達・あっせん 5 農林水産業の復興 6 農林水産物の安定的供給
県土整備部	1 公共土木施設等の復旧 2 市街地の復旧、復興 3 土木資機材、水防資機材等の提供 4 公共施設用地等の供与（空港、港湾、漁港施設用地等） 5 宅地等の危険度調査
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約に関する こと
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設の復旧 3 電気・工業用水の安定供給

機 関 名	事務又は業務
病院局	1 県立病院の復旧、運営
教育委員会	1 教職員の確保 2 文教施設の復旧 3 応急教育 4 児童・生徒の P T S D に関すること 5 学用品の給与 6 学校給食の再開 7 公立の学校において安定した教育活動（学校運営）を行うための支援 8 文化財の保護、修復等
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 重要施設の警備 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持 3 交通の規制

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 武力攻撃災害の復旧、復興

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第 3 章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※ 災害派遣規定（自衛隊法第83条）は、武力攻撃災害には適用されません。
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

別紙第9

避難受入段階の計画

要旨	他都道府県から避難住民等を受け入れる段階では、県と受入地域市町村で受入、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 ----- 避難所等の衛生管理マニュアル、避難所管理・運営マニュアル
指定地方 公共機関	国民保護業務計画

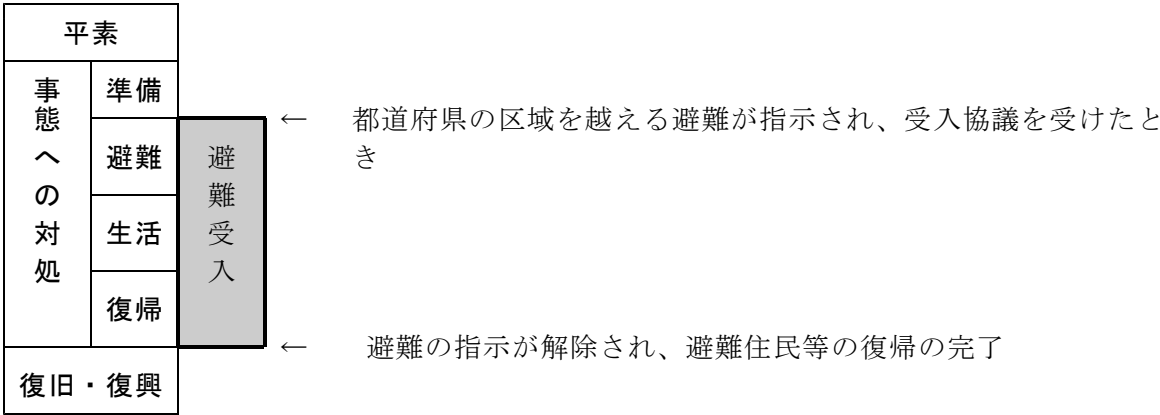
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 要避難都道府県、受入市町村との協議、避難生活段階の計画に準じた救援を行います。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

他都道府県からの避難住民等は、受入地域で避難生活をおくり、県と受入地域の市町村等は協力して避難住民等の受入、救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害の対処の準備、受入に伴う社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第 1 「情報計画」 参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、避難住民等の受入、配分等を決定し、必要な救援を行います。

この際、関係機関と連携し、市町村が行う避難住民等の受入と受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(2) 実施要領

ア 受入地域の決定

都道府県の区域を越える避難において、県内に避難先地域が定められたときは、速やかに受入地域を決定し、避難元の都道府県知事に通知します。

イ 情報の的確かつ迅速な収集、受入決定及び住民への提供

避難住民等の受入、救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、市町村、関係機関・団体と共有するとともに、受入地域住民へ周知します。

ウ 実施体制の活動

県は、市町村、関係機関・団体と連携し、避難住民等の受入、救援体制へ移行します。

県対策本部は、避難住民等の受入を総合的に推進します。

エ 再避難・復帰の準備

別紙第 6 「避難生活段階の計画」 に準じて、再避難・復帰の準備を行います。

オ 救援の実施

別紙第 6 「避難生活段階の計画」 に準じて、避難住民等に対する救援を実施します。

カ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

別紙第 6 「避難生活段階の計画」 に準じて、武力攻撃災害の対処準備、防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

キ 住民生活の安定確保

別紙第 6 「避難生活段階の計画」 に準じて、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整、放送要請
危機管理局	1 受入のための県対策本部の設置、運営 2 避難住民等の受入、救援に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 受入、救援に係る市町村の連絡調整 4 特殊標章等の交付、使用許可 5 安否情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 避難住民等の県税の減免、徴収猶予 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入 10 職員の安否、補償 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 駅、空港等、避難住民の受入支援 2 私立学校に関すること 3 市町村の行財政運営の支援 4 安否情報・被災情報の収集等
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援
福祉保健部	1 救援物資の確保、運送及び配分 2 避難所の運営 3 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 4 義援金の収配等 5 医療救援、助産（人員、医薬品、医療用資機材等）活動 6 保健衛生に関すること

機 関 名	事務又は業務
生活環境部	1 上下水の供給及び応急給水 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理 4 廃棄物の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給 6 死体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9 受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む。）の供給 10 建築制限、緩和
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 避難住民の就職支援 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 6 農道（広域農道、農免農道を除く。）林道状況の把握、確保 7 漁船に関すること 8 漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2 空港、港湾施設等の把握、確保 3 市街地状況の把握、対策 4 公共施設用地の供与、土地等の使用 5 土木等資材の需給対策 6 支障となる工作物の除去 7 避難生活用の物資運送のための道路、空港、港湾、漁港施設の管理運用 8 避難生活中の公共土木施設の管理運用 9 応急公用負担等
会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施

機 関 名	事務又は業務
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置
病院局	1 県立病院の医療救護活動
教育委員会	1 文教施設の保全 2 避難・被災児童・生徒の救援及び応急教育 3 避難・被災児童・生徒の学用品の供給 4 避難所の確保 5 避難所の開設、運営に対する協力 6 文化財の保護 7 授業料等の減免、徴収及び猶予
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集・分析 2 関係機関との協力 3 避難住民等の安全確保、誘導 4 受入地域、避難所等の警戒 5 受入等に係る交通規制 6 避難住民等に対する支援活動 7 武力攻撃災害に係る応急措置の実施 8 避難住民等の救出救助 9 被災、安否情報の収集・伝達 10 関係都道府県警察との協力 11 警備用装備資機材の調達 12 警察通信の確保 13 特殊標章等の交付、使用許可

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 受入のための市町村対策本部の設置 2 受入の実施 3 救援の実施、補助 4 安否情報の収集、整理、報告、提供 5 武力攻撃災害対処措置の実施 6 緊急通報の伝達、通知 7 退避の指示、警戒区域の設定等 8 廃棄物の処理 9 被災情報の収集、報告 10 生活関連物資等の価格安定措置 11 水の安定供給 12 消防、救急、救助の実施 13 住民等への情報の提供

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

別紙第 5 「避難段階の計画」に準じて警報、避難措置指示等の内容及び住民の避難に関する情報を、別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等の救援に関する情報を収集、整理、提供します。

(2) 実施体制

別紙第 4 「避難準備段階の計画」に準じて県対策本部など、受入体制を整備します。
県対策本部は、受入、配分等を決定し、受入、救援等に係る連絡調整を行います。

(3) 補給支援

別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等に対する補給支援を実施します。

(4) 運送

別紙第 5 「避難段階の計画」に準じて、避難住民等の受入を行い、別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の救援に関する緊急物資等の輸送を実施します。

(5) 衛生

別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の衛生を確保します。

(6) 施設

別紙第 5 「避難段階の計画」、別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等を受け入れ、収用施設等を提供します。

(7) 人に関すること

別紙第 5 「避難段階の計画」に準じて、職員の確保、被災者・遺体の搜索、救出、埋葬、火葬、遺体の処理等を行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

別紙第 4 「避難準備段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の予防、対処準備を実施し、武力攻撃災害が発生したときは、別紙第 3 「緊急避難段階の計画」に準じて、武力攻撃災害対処を行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて、国民生活安定措置を実施します。

(10) 広報、広聴活動

別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等及び受入地域住民に対する広報、広聴活動を実施します。

5 その他

別紙第 6 「避難生活段階の計画」に準じて、応急教育等を実施・要請します。

